

様式第10号 (第6条関係)



令和2年4月1日

(あて先) 岐阜市議会議長

会派名

代表者氏名

印

又は

議員氏名

石井浩二



令和1年度 政務活動費収支報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和1年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

収支報告の期間 令和1年5月2日から令和2年3月31日まで

1 収入 政務活動費 1,650,000円
2 支出 1,716,190円

(単位:円)

項目	金額	摘要
調査研究費	147,439円	視察費
研修費	272,958円	議員研修費
要請・陳情活動費	0円	
会議費	0円	
資料作成費	91,421円	輪転機リース代等
資料購入費	140,925円	新聞購読料等
広報広聴費	871,172円	市議会ホームページ作成・郵送費、パソコン代等
事務費	192,275円	事務用品・電話・電気・パソコン関連費等
合計	1,716,190円	

3 残額 0円

(注) 摘要欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第11号（第6条関係）



令和2年4月1日

（あて先）岐阜市議会議長

会 派 名

代表者氏名

印

又は

議員氏名

石井浩二



令和1年度 政務活動費に係る政務活動実績報告書

岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり令和1年度政務活動費に係る政務活動の実績について報告します。

記

- 1 実績報告の期間 令和1年5月2日～令和2年3月31日
- 2 政務活動の概要
 - ・調査研究においては、7月に九州別府市・玉名市・長崎市、また8月に北海道旭川市・三笠市を訪れ、それぞれ報告書に記載の視察を行った。
 - ・今年度は、決算、公務員人事給与制度、財政について等、市政運営の数字に強くなるよう財務内容や金銭に関する講義を中心に受講した。また、指定管理者制度やSDGsについての講義も受講した。
 - ・広報広聴においては、市政・行政・議会・私の議員活動を「市議会レポート」というかたちで報告することにより、一人でも多くの市民の皆さんが興味や関心を持ち様々なご意見をいただけるようにした。また、議員としての活動が市民の方々により分かり易く、より効率的にお知らせできるようハード面も充実させた。
 - ・事務費においては、調査・研究の充実を図るためFAXリースを開始した。

《 領 収 書 》

○ 交通費 66,430円
(うち対象経費) 64,710円

領 収 証

JG-00018622
発行日 2019/07/16

石井 浩二 様

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

金額 ¥66,430.-

上記金額を正に領収いたしました
但し、07/30~08/1 JR券代として

- 現金
小切手
振込
クレジット
その他()
()

名鉄観光サービス株式会社
(本社所在地)
名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
(住友生命名古屋ビル8階)

領収者印、責任者印のないもの及び訂正したものは無効です。

責任者印	領収者印
	

JG-050493

《 領 収 書 》

○ 7 月 3 1 日 (水)

宿 泊 費 (ホ テ ル ク オ ー レ 長 崎 駅 前)

7 , 4 0 0 円

領 収 書

No.000229812 HOST 19/07/31 18:08
【チェックイン】

部屋No. 401

ご利用期間 2019/07/31~2019/08/01
ご利用日 2019/07/31

お 名 前 **石井浩二** 様

ご請求額	7,400円
お預り金額	10,400円(現金)
おつり	3,000円

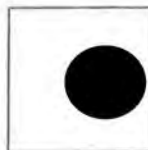
上記金額を領収致しました

◆ ご利用明細 ◆

室料 (1泊分)	6,600円
ご朝食券	800円
(内消費税)	547円)
合計	7,400円

ホテルクオーレ長崎駅前

長崎市大黒町7番 号
TEL 095-818-9011
FAX 095-818-9011



ごゆっくりおくつろぎ下さい

《 領 収 書 》

○ 視 察 先 お 土 産 (送 料 含 む) 8 , 2 1 8 円

2019年07月16日 (火)

領 収 証
黒田育宏 様

¥ 8 , 2 1 8 -

上記正に領収しました (消費税等 608円を含みます)

オークワ バレマルシェ名鉄岐阜店
TEL: 058-213-7791

※保管上のお願い
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。 0091-7913-8791

Pare Marché

名鉄岐阜 058-213-7791

*****領収証*****
契約駐車券のご案内
1080円以上のお買い上げで
1時間無料となります。
★駐車券はレジにてご提示下さい
2019年07月16日(火)14:11 レジ0091

責No99948099研修生1
0006 ヤマト送料 ¥2,520
3コX単840
0751 J#オキアガリシヨ ¥1,430
0751 J#オキアガリシヨウモナ
2コX単1830 ¥3,660
小計 ¥7,610
(外税 対象 ¥7,610)
外税 ¥608
(税合計 ¥608)
合計 ¥8,218
お預り ¥10,000
お釣り ¥1,782
お買上点数 6点



シートNo8791

店No00480

領収証の原本は **黒田育宏** 議員
の収支報告書に添付

《 領 収 書 》

○ 7 月 3 0 日 (火)

・ 別 府 市 役 所 ～ 宿 泊 ホ テ ル (別 府 第 一 ホ テ ル)

ま だ の タ ク シ ー 代

1 , 9 8 0 円

領 収 証

毎 度 ご 乗 車 あ り が と う ご ざ い ま す 。

無 線 番 号 3 7 3 号

2 0 1 9 年 0 7 月 3 0 日


乗 車 料 金

¥ 7 0 0 円

立 替 金

円

(現 金 ・ チ ケ ッ ト ・ ク ー ボ ン)
上 記 の 通 り 正 に 領 収 致 し ま し た 。

 亀の井タクシー(株)

〒 8 7 4 - 0 8 3 9

大 分 県 別 府 市 南 庄 石 2 0 4 2 番 地 の 1

☎ (0 9 7 7) - 2 3 - 2 2 2 1

丸 明 観 光 送 り は、専 属 乗 務 員 が ご 乗 内
致 し ま す。亀 の 井 グ ル ー プ へ

領 収 証

毎 度 ご 乗 車 あ り が と う ご ざ い ま す 。

無 線 番 号 3 6 3 号

2 0 1 9 年 0 7 月 3 0 日


乗 車 料 金

¥ 6 4 0 円

立 替 金

円

(現 金 ・ チ ケ ッ ト ・ ク ー ボ ン)
上 記 の 通 り 正 に 領 収 致 し ま し た 。

 亀の井タクシー(株)

〒 8 7 4 - 0 8 3 9

大 分 県 別 府 市 南 庄 石 2 0 4 2 番 地 の 1

☎ (0 9 7 7) - 2 3 - 2 2 2 1

丸 明 観 光 送 り は、専 属 乗 務 員 が ご 乗 内
致 し ま す。亀 の 井 グ ル ー プ へ

領 収 証

毎 度 ご 乗 車 あ り が と う ご ざ い ま す 。

無 線 番 号 3 1 4 号

2 0 1 9 年 0 7 月 3 0 日


乗 車 料 金

¥ 6 4 0 円

立 替 金

円

(現 金 ・ チ ケ ッ ト ・ ク ー ボ ン)
上 記 の 通 り 正 に 領 収 致 し ま し た 。

 亀の井タクシー(株)

〒 8 7 4 - 0 8 3 9

大 分 県 別 府 市 南 庄 石 2 0 4 2 番 地 の 1

☎ (0 9 7 7) - 2 3 - 2 2 2 1

丸 明 観 光 送 り は、専 属 乗 務 員 が ご 乗 内
致 し ま す。亀 の 井 グ ル ー プ へ

領 収 証 の 原 本 は **黒 田 育 宏** 議 員
の 収 支 報 告 書 に 添 付

令和1年7月30日～8月1日 別府市・玉名市・長崎市行政視察にかかる旅費

交通費【名鉄観光手配分】					
月	日	発着地等	備考	支払額	計上額
7	30	岐阜駅～玉名駅	①乗車券	13,610	— ※1
		名古屋駅～小倉駅	のぞみ9号 特急券	12,820	12,720 ※2
		小倉駅～別府駅	ソニック19号 特急券	2,800	2,800
7	31	別府駅～大分駅	①乗車券	—	— ※1
		大分駅～久留米駅	ゆふ2号 特急券	1,750	1,750
		久留米駅～玉名駅	①乗車券	—	— ※1
		玉名駅～長崎駅	②乗車券	3,670	3,670
		鳥栖駅～長崎駅	かもめ27号 特急券	1,750	1,750
8	1	長崎駅～岐阜駅	③乗車券	12,530	— ※1
		長崎駅～博多駅	かもめ22号 特急券	2,950	2,950
		博多駅～名古屋駅	のぞみ44号 特急券	14,550	12,720 ※3
		名鉄岐阜駅～別府駅	(岐阜羽島経由) 乗車券	—	13,710
		長崎駅～名鉄岐阜駅	(岐阜羽島経由) 乗車券	—	12,640
計				66,430	64,710

※1 … 岐阜市職員旅費条例の規定に基づく乗車券金額を計上する

※2 … 岐阜羽島駅～小倉駅間の特別急行料金のみ計上する

※3 … 博多駅～岐阜羽島駅間の特別急行料金のみ計上する

宿泊費【現地支払分】			
月	日	発着地等	備考
7	30	【宿泊】別府第一ホテル	宿泊費 7,400
7	31	【宿泊】ホテルクオーレ長崎駅前	宿泊費 7,400
計			14,800

政務活動費 計上金額 (交通費 + 宿泊費)	79,510
------------------------	--------

視察・調査 報告書 (議員名：石井浩二)

日 時	令和1年7月30日(火)～令和1年8月1日(木)
相手先 【住所、団体名等】	大分県別府市 熊本県玉名市 長崎県長崎市
目 的	観光振興による「まちの賑わい」の再生手法や経済発展施策の取組が先進的な都市を視察することにより岐阜市に取り入れること。
視察・調査 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ① 生涯活躍のまち (CCRC) の取組について ② 「いだてん大河ドラマ館」の視察について ③ 「まちぶらプロジェクト」の取組について
所 見	<p>別府市では、まちの特徴でもある「温泉」を癒しに結び付け、生涯活躍のまち推進事業 (CCRC) を展開し、賑わいと経済発展に寄与している事を学んだ。岐阜市にも全国に誇る温泉街があり「おんぱく」等と絡めて事業展開できると考え大変参考になり関係者に伝えたい。</p> <p>玉名市では、NHK大河ドラマ「いだてん」のドラマ館を視察し、来年から放映が開始される「麒麟が来る」のドラマ館のあり方や設営方法・運営方法に関連し参考になる事を多く学んだ。まだ半年近くあるので多くの来館者があるように、また、来館して下さった方々に満足していただけるように、関連部局に対し得たことを伝え、意見交換し岐阜市の経済発展に尽力していきたいと思う。</p> <p>長崎市では、長崎駅周辺と港周辺とをうまく連携させて賑わいの再生を図るプロジェクトの計画構想や計画の進め方、そして進捗状況の説明を受けた。岐阜市においても、岐阜駅前～柳ヶ瀬～新市庁舎・メディアコスモス～川原町 (温泉街) を連携させ、中心市街地の賑わいの創出・観光の充実・経済発展する事が大切であり必要でもあるので、大いに参考になった。まちづくり推進部や商工観光部の方々と議論しながら進めていきたいと思う。</p> <p>会派を超えての同期 (3期目) による視察は初めてであったが、大変に有意義であった。</p> <p>今後も議員同士、より一層協力し合って「岐阜市民の皆さんの為」「岐阜市の発展の為」に「住み良いまちづくり」を目指して活動していきたいと考える。</p>
同 行 者	谷藤錦司議員・江崎洋子議員・小堀将大議員・若山貴嗣議員 石川宗一郎議員・黒田育宏議員・富田耕二議員・原菜穂子議員 (私を含め9名)
行 程	別紙「行政視察行程表」のとおり

費用実績	費目	金額	備考(内訳等)
	交通費	64,710円	別紙「一人当たりの旅費」のとおり
	宿泊費	14,800円	別紙「一人当たりの旅費」のとおり
	その他	1,133円	移動費(タクシー代金) 220円 お土産代(視察先へ) 913円 〈詳細は別紙添付資料のとおり〉
	合計	80,643円	

※相手方の名刺や訪問先で撮影した写真等の添付に努めること。

※スペースが不足する場合は、別紙に記載し添付すること。

岐阜市議会二三会 行政視察行程表

【メンバー】 議員9名 谷藤錦司、江崎洋子、小堀将大、石井浩二、若山貴嗣、石川宗一郎、富田耕二、原菜穂子、黒田育宏

【日程】 令和元年7月30日(火)～8月1日(木)

【視察地等】 ①大分県別府市 ②熊本県玉名市 ③長崎県長崎市

【視察項目】 ①生涯活躍のまち(CCRC)の取組について ②「いだてん大河ドラマ館」の視察について ③「まちぶらプロジェクト」の取組について

月 日	行 程	宿 泊 先
7/30 (火)	<p>集合 8:00 改札口前</p> <p>岐阜駅 8:07発 快速 名古屋駅 8:33発 新幹線(のぞみ9号) 8:48着 小倉駅 11:51着 ソニック19号 12:09発 別府駅 13:26着 徒歩 15分 別府市役所 14:30～15:30</p> <p>タクシー =====宿泊先 4分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 別府市議会事務局 担当：ウメズ様 大分県別府市上野口町1-15 Tel：0977-21-1547 </div>	別府第一ホテル 〒874-0933 大分県別府市野口元町 2-40 Tel 0977-24-6311
7/31 (水)	<p>宿泊先 徒歩 1分 別府駅 7:56発 JR日豊本線 大分駅 8:11着 ゆふ2号 8:21発 久留米駅 10:46着 鹿兒島本線快速 11:14着 玉名駅 12:03着</p> <p>タクシー =====屋食会場「山路」 5分 12:20～12:50 ※12:45頃玉名市お迎え ※0968-73-5993</p> <p>玉名市送迎 =====玉名市役所 3分 13:00～13:30 ※説明</p> <p>玉名市送迎 =====いだてん大河ドラマ館 2分 13:45～14:30 ※現地視察</p> <p>玉名市送迎 =====玉名駅 5分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 玉名市議会事務局 担当：イリエ様 熊本県玉名市岩崎163 Tel：0968-75-1155 </div> <p>玉名駅 15:14発 快速 鳥栖駅 16:13着 かもめ27号 16:16発 長崎駅 17:55着 徒歩 =====宿泊先</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 「いだてん大河ドラマ館」 熊本県玉名市繁根木163 Tel：0570-06-5588 </div>	ホテルクオーレ長崎駅前 〒850-0057 長崎市大黒町7番3号 Tel 095-818-9000
8/1 (木)	<p>宿泊先 徒歩 10分 長崎市役所 9:30～10:30 徒歩 現地視察 10:30～11:30 市電 10分 長崎駅 13:20発 かもめ22号 15:13着 15:36発 博多駅</p> <p>新幹線(のぞみ44号) 18:55着 名古屋駅 19:02発 快速 岐阜駅 19:29着</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 長崎市議会事務局 長崎市桜町2-35 Tel：095-829-1200 </div>	

7月30日 大分県別府市行政視察



大分県別府市役所での勉強会の模様



別府市役所内での集合写真

まず大分県別府市において行政視察を行った。

別府市役所では、市議会議長の萩野忠好議員から挨拶をいただき、その後、福祉保健部福祉政策課、生涯活躍のまち係の職員から主に「生涯活躍のまち(CCRC)の取り組みについて」に関する説明を受けた。

①事業の概要について ②これまでの取り組みの成果について ③今後の課題についてなどの説明を受けた。

別府市は、日本有数の温泉の街という事もあって、生涯活躍の中に自らの街の特徴でもある「温泉」を癒しに結びつけて、この事業を展開していた。

(年間およそ880万人の観光客が訪れる)

また、人口の割には大学の数が多い(人口およそ12万人)という事もあって(5大学ある)生涯活躍の中に学びの要素も絡めていた。

地方都市の、さらにその地域々々の特色を活かしていた点が参考になった。



別府市議会事務局

局長 安達勤彦

〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号
TEL (0977) 21-1547 FAX (0977) 23-9800
e-mail: adachi.isohiko@city.beppu.lg.jp

全国温泉所在都市議会議長協議会 副会長
別府市議会議長

萩野忠好

市議会 〒八七四―八五二―
別府市上野口町一番一五号
電話〇九七七二一―一五四七番

別府市福祉保健部福祉政策課

課長 寺山真次

〒874-8511 別府市上野口町1番15号
TEL (0977) 21-1003
FAX (0977) 22-2366
e-mail: terayama.masaji@city.beppu.lg.jp



別府市福祉保健部福祉政策課
生涯活躍のまち係

課長補佐兼生涯活躍のまち係長

江藤良子

〒874-8511 別府市上野口町1番15号
TEL (0977) 21-1003
FAX (0977) 22-2366
e-mail: wep-hw@city.beppu.lg.jp

行政視察報告書

1. 視察日時

令和元年7月31日(水) 13時00分～14時30分

2. 視察地

熊本県玉名市役所 ※現地視察「いだてん大河ドラマ館」

3. 視察項目

「いだてん大河ドラマ館」の取り組みについて

4. 参加者(議員9名)

谷藤錦司、江崎洋子、石井浩二、若山貴嗣、石川宗一郎、富田耕二、原菜穂子、黒田育宏、小堀将大

5. 視察内容

「いだてん大河ドラマ館」の概要、開設の経緯、集客等これまでの成果等について、担当する金栗四三PR推進室長津川隆一氏より説明を受けた。

大河ドラマを誘致することは、地域活性化や経済効果が得られることから、全国各地30もの市町村が誘致活動を行う中、玉名市として誘致活動を特に行っていたわけではなかったが、2020年東京オリンピックを契機とし、玉名市の名誉市民である金栗四三氏を主人公とした大河ドラマ「いだてん」の放映が決定したのは突然のことだった。

大がかりなロケなど、はじめは戸惑うことも多々あったが、まずはPR推進室を立ち上げ、大河ドラマ館の設置をベースに玉名市ゆかりの地を紹介、魅力を発信すべく各種団体と連携しながら事業の推進に取り組んだ。

ドラマ館の開設に至っては、過去に大河ドラマを誘致した他都市の事例から、山口県防府市の「花燃ゆ」を参考とし、目標来館者数30万人、経済効果135億円を見込んだ。玉名市の魅力をPRし、観光の活性化、地域振興の推進を図る千載一遇のチャンスと捉え、建設費ほか運営予算を450,918千円と、市の規模からすると大きな予算をかけたが、ドラマの低視聴率が来場者、集客数にもろに影響し、折り返し地点となった7月7日時点での来館者は6.8万人と目標達成には厳しい状況となっている。それでもGWあたりが山場でここでいかに仕掛けるかが重要とのアドバイスもあった。

事業立案・企画の段階で、集客見込み数や経済効果、市の特徴やポテンシャルなど、また一過性とならないような取り組み等々十分に検討していく必要がある。

庁内の組織体制としては市長をはじめとする関係部の長らで構成する「いだてん地域振興プロジェクトチーム」の他、市議会では特別委員会を設置し、政策立案や提言により事業に参画、強力に推進している。

大略、以上のように説明を受け、その後「いだてん大河ドラマ館」を視察し、個別に質疑を行った。



事業の取り組み等について説明を受ける



「いだてん大河ドラマ館」を視察

6. 視察先出席者

玉名市役所 金栗四三PR推進室長 津川隆一 氏
 玉名市議会 事務局長 松本留美子 氏

熊本県
 玉名市役所
 金栗四三PR推進室

室長 津川 隆一

金栗四三
 かけの地
 玉名

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163
 電話番号：0968-57-7548
 E-mail: r-tsugawa@city.tamana.lg.jp



金栗四三

熊本県 玉名市議会



事務局長 松本 留美子
 Matsumoto Rumiko

〒865-8501 玉名市岩崎 163 番地
 TEL: 0968-75-1155 FAX: 0968-71-0622
 E-mail: r-matsumoto@city.tamana.lg.jp



田畑政治

MASAJI
TABATA

水泳ニッポンの父

日本の水泳を世界一に導き、
アジア初のオリンピック招致の
立役者である田畑は、極東の小さな島国の名を
スポーツを通じて世界に知らしめた。
1964年の東京オリンピックに日本国民は熱狂した。
故郷の浜松と東京で、指導者、リーダーとして、
生涯水泳とオリンピックに関わり続けた。

生まれつき身体が弱い **実力主義**
女子スポーツの育成

負けず嫌い **文武両道**

世界に挑んだ2人の共通項

前例踏襲嫌い **使命感**

リーダーの資質 **大会創設・運営**

信念を貫く **研究熱心**

生家が造り酒屋 **後進を育てる**

金栗四三

SHISO
KANAKURI

日本マラソンの父

日本で初めてオリンピックに参加した金栗は、
世界記録を3回更新し、
オリンピックにも3度出場している。
日本国民にとって夢舞台であったオリンピックを
現実の目標に変え、故郷の熊本・玉名と東京で、
競技者、そして指導者として
生涯マラソンに関わり続けた。

大河ドラマ「いだてん」物語

この二人がいなければ
日本のオリンピックはなかった

日本が初めて
オリンピックに参加した世界
金栗四三と田畑政治
日本がオリンピックを招致した田畑政治
この二人がいなければ
日本のオリンピックはなかった

日本が初めて参加した
入賞者を喫した
1912年 ストックホルム
初出場した
1920年 アントワープ 敗戦 戦時
後に行われた東京マラソン

1964年 東京オリンピック 金栗
四三と田畑政治の対決
1968年 メキシコシティ
出場した金栗四三の
感動的な世界一
金栗四三と田畑政治

このドラマを見れば
2人の偉業と日本オリンピックの
歴史が分かる

主演 阿部サダヲ / 田畑政治
中村勘九郎 / 金栗四三
作 宮藤官九郎
音楽 大友良英
題字 横尾忠則
囃 比トたけし

韋駄天こと、

2019年大河ドラマ「いだてん」

いだてん 大河ドラマ館

2019年1月12日(土)~2020年1月13日(月・祝)

無休 開館時間 9:00~17:00(最終入場16:30)

主催:玉名市「いだてん」地域振興協議会 問い合わせ: 0570(06)5588

河童こと、

二三会視察報告書（長崎市）

視察日 8月1日(水) 9時30分

視察地 長崎市(人口41.3万人) 市役所・第一応接室、現地

視察項目 「まちぶらプロジェクト」の取り組みについて

●プロジェクトの目的

長崎市は、「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松ヶ枝(港)周辺の整備により10年で、まちの形が大きく変わろうとしている。こうした中、歴史的な文化や伝統に培われた長崎中心部「まちなか」に長崎駅周辺と松ヶ枝(港)周辺どうまく連携させて賑わいの再生を図ることとし、プロジェクトが策定された。

・新幹線開通予定 令和4年

・現在クルーズ船寄港 年間220隻、さらなる需要のため、港の増設構想

●対象地域

北東から南西にかける5つのエリアにおいて「まちなかの軸」と設定し、それぞれのエリアの個性や魅力の顕在化を進めるための整備をソフト事業と合わせて進めている。

【5つのエリア】 新大工エリア、中島川・寺町・丸山エリア、浜町・同座エリア、
館内・新地エリア、東川手・南山手エリア

●計画期間

平成25年から令和4年までの10年間。

●計画の構成(3つの視点)

① エリアの魅力づくり

各エリアで、街づくりの方向性を掲げ、各エリアの特色を生かし、魅力向上に結び付ける取り組みを進める。

② 軸づくり

「まちなか軸」を基軸に、各エリア間の回遊性を図る。また、長崎駅や松ヶ枝(港)周辺からの誘導を図る。

③ 地域力によるまちづくり

地域や市民自らが企業や行政、NPOなどの連携を図りながら、まちを守り育て、創るために行動し、その集積がまちなかを支えるような、地域力や市民力を結集する取り組みを進める。

●計画の進め方

「長崎中心市街地活性化計画」、「都市再生整備計画(まちなか地区)」、「長崎中央部・臨海地

域(まちなかエリア整備計画)」などに位置付けながら、財源を確保し、法令上の特例や税制の優遇などの国に支援策の活用を図る。

また、社会情勢などの変化や地域との話し合いの中で新たな取り組みや修正が必要になった事項は、随時追加修正しながら、地域とともに計画を進めている。

●長崎市まちづくり部まちなか事業推進室

建築1、土木2、事務2 計5人体制

庁内各部署が行っている、ハード事業、ソフト事業にかかわらず、関連する事業をプロジェクトの計画に位置づけ、各部署や地域、市民、事業者との調整を行う。また、地域や市民、事業者等の独自の祭りやイベントをはじめとした取り組みを支援するとともに、「まちなか賑わいづくり活動支援事業」、「まちぶらプロジェクト認定事業」などの事業も行っている。

「デザインをしてほしい」とのお店の要望には、長崎大学につなげたり、融資では、地元の「十八銀行」がまちなか助成金を創設するなど、様々な業種と連携をしている。

民間で解放した店などの「おもてなしトイレ」には、企業「花王」が洗剤を提供し、外国人向けのトイレの使い方のシールを提供など、公共トイレの整備と合わせ、トイレの充実を図っている。

様々なつながりにより、まちの賑わい、地域力のアップに取り組んでいる。

●現地視察

推進室の担当者の案内で、実際に「まちなかの軸」を歩き、エリアを視察した。コンビニの「おもてなしトイレ」を見学。眼鏡橋など観光スポット、多くの飲食店、菓子店もあり、平日ではあったが、多く市民、観光客の賑わいがあった。

長崎市 まちづくり部
まちなか事業推進室

係長 浦 紳也
Ura Shinya



〒850-8685 長崎市桜町2
TEL 095-829-1178 FAX 09
E-mail: ura_shinya@city.nag

長崎市 まちづくり部
まちなか事業推進室

技師 大古 智士
Ohko Satoshi



〒850-8685 長崎市桜町2番22号
TEL 095-829-1178 FAX 095-829-1229
E-mail: ohko_satoshi@city.nagasaki.lg.jp



地域力によるまちづくり(まちなか賑わいづくり活動支援事業)

単位億円

歴史や文化に加え、商業、観光及び食など、広い分野で地域の魅力を高める取組みや、その魅力を発信する取組みなど、まちなかの賑わいを創出する提案事業を募集し、活動の初期時期を支援。
補助額：1件あたりの上限50万円(対象経費の4/5以内)



■内容とスケジュール

*****:スケジュール未定 派:前年度からの繰越を含む (単位:千円)

項目	H23~H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31~	備考
まちなか魅力新発見 【主管課:観光政策課】		実施	実施						H26 完了
		800	640						
地域まちづくり活動 【主管課:まちなか事業推進課】	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施		
	498	789	764	749	1,424	1,750	1,000		
まちなか賑わいづくり活動支援 【主管課:まちなか事業推進課】	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施		
	1,849	1,958	1,899	1,851	1,653	2,000	2,000		

【実績】

H24	長崎くんち期間のはなやき装飾 【実施者:河野謙】	長崎はいからさん 「はいからさんになって街なみ散歩」 【実施者:阿野恵美子】	浜市プロモーション映像制作～みんながまちに参加する～ 【実施者:ハマスカ実行委員会】	りかちゃん通り向上委員会 【実施者:りかちゃん通り向上委員会】
H25	AR(拡張現実)を使った観光活性化事業 【実施者:長崎商工会議所青年部】	トギヤ和菓菓子製作 【実施者:とぎや菓子委員会】	今昔・歳時記レシビ 【実施者:長崎町人町プロジェクト】	ものづくりと商業のまちなか魅力構築 【実施者:アートメイク】
H26	『雨の足音(雨のまちぶらマップ)』～OMO TENAS～@MENOASOT@～ 【実施者:九州クリエイティブデザイン株式会社】	長崎キッズハロウィンパーティー 【実施者:長崎キッズハッピープロジェクト】	「まちかど(レタタイムス)プロジェクト」 【実施者:「みんなにやさしいトイレ会議」実行委員会】	「まちなか水めぐり」リーフレットマップ制作 【実施者:トビ軒】
H27	山手地区の町歩き情報ツール、町歩き活性化事業 【実施者:南山手地区町歩き委員会】	樹木印手帳とまちなか部分 【実施者:長崎町人町プロジェクト】	まちなかギャラリー展開事業 【実施者:ハマスカ実行委員会】	「発掘! 新大工町“味”フェスタ」 【実施者:新大工町地区市街地再開発準備組合】
H28	新ダイクノベーション 【実施者:新大工町商店街振興組合】	長崎きもの乙女プロジェクト 【実施者:大原万里恵】	銀座サステイナブルタウンプロジェクト 【実施者:銀座町商店街組合】	長崎・居留地における賑わいと誇りの見える化事業 【実施者:長崎・居留地まちづくり実行委員会】
H29	八幡きゅーぶりな祭 【実施者:まちづくり(八幡地区)】	取町商店街フラッグ設置事業 【実施者:長崎市取町商店会】	長崎歳時記:廿日えびす 【実施者:中島川流域委員会】	マチナカおもてなし型新聞大作戦 【実施者:ナガサキマチナカ女子部】

地域力によるまちづくり(まちぶらプロジェクト認定事業)

■内容と認定日

項目	認定日	項目	認定日
1 長崎県酒販ビル建て替え事業(建物仮設による民有地での歩道整備) 【実施者:株式会社長崎県酒販】	H25.8.26	27 長崎おもてなしトイレ(十八銀行北支店) 【実施者:株式会社十八銀行】	H27.6.12
2 「まちかどトイレ」の取り組み 【実施者:「みんなにやさしいトイレ会議」実行委員会】	H25.8.28	28 十人町一の船生活道路自動化プロジェクト 【実施者:十人町一の組合自治会】	H27.7.28
3 今昔・歳時記レシビ事業の実施によるまちなかの賑わい創出 【実施者:長崎町人町プロジェクト】	H25.9.25	29 Branch OTTO DEJIMA 【実施者:株式会社クロッシングインターナショナル】	H27.8.8
4 市民協働環境美化推進事業(アダブプログラム) 【実施者:ジブラルタ生命保険株式会社】	H25.9.27	30 中島川周辺観光案内所の開設とまちなかの名所をイメージしたチョコレート製品の製作 【実施者:株式会社メモリード】	H27.9.24
5 「十八銀行『元気な長崎』応援プロジェクト」連携による「まちぶらプロジェクト」認定書取得者に対する金庫優遇 【実施者:株式会社十八銀行】	H25.11.28	31 One MIZUHO まちぶらスポットのクリーンアップ作業 【実施者:株式会社 みずほ銀行】	H27.9.25
6 浜んまちおもてなし活動 【実施者:浜市商店連合会】	H25.11.29	32 地域のバラの植栽によるおもてなし活動 【実施者:学校法人海星学園】	H27.9.30
7 長崎はいからさん 【実施者:同野恵美子】	H25.12.18	33 長崎ウーマンズウォークラリー 【実施者:長崎ウーマンズウォークラリー実行委員会】	H27.11.3
8 まちぶらゼミ 【実施者:長崎都市・景観研究所】	H25.12.18	34 長崎おでんを活用した、まちなかの賑わいづくり 【実施者:長崎かんぽこ王国推進委員会】	H27.11.24
9 新大工町地区市街地再開発事業 【実施者:新大工町地区市街地再開発準備組合】	H26.2.13	35 Arts of NAGASAKI 【実施者:N-Project】	H28.3.29
10 トギヤ和華製菓予製作 【実施者:とぎや菓子委員会】	H26.2.21	36 「女子目線でのまちなか再発見」ちいさなごほうび 【実施者:マチナカ女子部】	H28.4.1
11 「まいぶれ長崎」による「まちぶらプロジェクト」情報配信サイトの構築 【実施者:日本コンピュータデザイン株式会社・長崎推進所】	H26.5.15	37 山手地区の町歩き情報ツール、町並み活性化事業 【実施者:南山手地区町並み保存会】	H28.4.19
12 長崎浜市まちづくり情報認定事業 【実施者:長崎浜市商店街振興組合】	H26.6.27	38 長崎おもてなしトイレ (KAKU craft) 【実施者:KAKU craft】	H28.12.21
13 まちぶら休憩所「新大工たぬき屋」の設置 【実施者:祐喜助うどん】	H26.7.18	39 WASH&FOLD 長崎古町店のおもてなし 【実施者:株式会社 エステイズ企画】	H29.1.27
14 『雨の足音(雨のまちぶらマップ)』～DMOTENASI～⑤MENASISOT⑥～ 【実施者:九州オリエンタル景観設計株式会社】	H26.9.10	40 『百年前の長崎手形色絵葉書で長崎の魅力を再発見!』 【実施者:長崎手形色絵葉書(ehagaki-nagasaki.com)】	H29.3.1
15 親和銀行「まちぶらギャラリー」の設置 【実施者:株式会社親和銀行】	H26.10.3	41 花のあるまちづくり推進プロジェクト 【実施者:長崎県花き協議会 事務局 長崎県花き研究会】	H29.5.26
16 長崎キッズハロウィンパーティー事業 【実施者:長崎キッズハッピープロジェクト】	H26.10.15	42 川のそばの休憩処 in 中通り 【実施者:水産】	H29.10.13
17 新大工まちセミナー 【実施者:長崎市新大工町商店街振興組合】	H26.10.15	43 八幡きゅーぶりな祭 【実施者:まちづくり八幡祭】	H29.10.13
18 新大工町市場通店通品通サービス運動 【実施者:長崎市新大工町市場協同組合】	H26.10.15	44 楽町 Prestige with Renaissance プロジェクト 【実施者:長崎市楽町商店会】	H29.11.16
19 ベルナード観光通り出張所開業(まちぶら休憩所の設置) 【実施者:株式会社十八銀行】	H26.12.10	45 浜屋で発信!! まちなかの魅力 【実施者:株式会社浜屋百貨店】	H29.12.15
20 ooNagasaki (インフィニティナガサキ) 【実施者:ooNagasaki 実行委員会】	H26.12.19	46 演劇による わがまち活性化事業 【実施者:一般社団法人 F'sCompany ARTE】	H29.12.14
21 発見! よがばい長崎 【実施者:長崎市立三原小学校6年1組】	H26.12.19	47 産屋通り 元気プロジェクト 【実施者:産屋通り自治会】	H29.12.23
22 九州電力「まちぶらプロジェクト」スタッフ派遣事業 【実施者:九州電力株式会社 長崎支社】	H27.1.30	48 まちぶら案内所 いろはや島本店 【実施者:(株)いろはや】	H30.3.10
23 音楽を通じたまちづくり 【実施者:長崎県民地声合唱団】	H27.3.13	49 ZACまちぶら休憩所 おもてなしトイレ 【実施者:ZAC 長崎中央店】	H30.3.23
24 患病者支店新築開店(まちぶら情報発信施設の設置) 【実施者:株式会社十八銀行】	H27.3.13	50 長崎おもてなしトイレ(ひぐちグループ) 【実施者:(株)ひぐち 三宝商事(株)】	H30.3.23
25 産産パーキングセンター地域密着情報発信事業 【実施者:社会福祉法人 長崎厚生福祉団】	H27.4.21	51 長崎おもてなしトイレ(馬前 SS) 【実施者:(株)フジオカ馬前 SS】	H30.3.23
26 路線バス「水源池跡(片瀬)～長崎駅前」の運行 【実施者:長崎県交通局】	H27.6.4		

回遊ルートの活用例

■位置図



- 【現在のさくらコース】
- ①元祖長崎～長崎港・大崎川から新大工～
 - ②長崎三社参り～諏訪神社・松島天満宮から伊勢宮～
 - ③なごみの寺町散策①～光通寺から廣福寺へ～
 - ④なごみの寺町散策②～延命寺から廣福寺へ～
 - ⑤眼鏡橋から中通りへ～長崎レトロのふれあい歩き～
 - ⑥浜の町・アーケードと路地散歩～高木精一の舞台を造って～
 - ⑦丸ぶらぶら思案庵～三味線の音もとめて花街巡遊～
 - ⑧長崎のチャイナタウン～唐人屋敷から新地へ～
 - ⑨東山手の「異国」散歩～オランダ坂と洋館めぐり～
 - ⑩長崎は今日も異国だった～港がみえる坂から大浦天主堂へ～
 - ⑪龍馬が見上げた長崎の空～風頭から東山社中へ～
 - ⑫長崎はローマだった～古の教会跡と西坂の丘～
 - ⑬海舟と龍馬の足跡を感じて～本願寺・聖福寺・立山役所へ～
 - ⑭長崎のへそ・昔と今の物語～県庁から奉行所へ～
 - ⑮みなと長崎潮風散歩～長崎港から長崎水辺の森公園へ～

別紙 (領収書添付用紙)

領 収 証

JG-00018713
発行日 2019/08/05

石井 浩二 様

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済


金額 **¥37,820.-**

上記金額を正に領収いたしました
但し、2019/08/19~2019/08/21 視察代として

- 現金
小切手
振込
クレジット
その他()
()

名鉄観光サービス株式会社
(本社所在地)
名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
(住友生命名古屋ビル8階)

領収者印、責任者印のないもの及び訂正したものは無効です。

責任者印	領収者印
	

JG-050487

領 収 書

利用日時 2019年-8月21日 16:42
取引内容 乗車券発売
利用金額 金1340円

この控えは大切に保存してください

名古屋鉄道

中部国際空港(06)

別紙 (領収書添付用紙)

No. 201908200061

領収書
(RECEIPT)

お名前 NAME	石井 浩二	様
-------------	-------	---

発行日 ISSUED	2019/08/20
---------------	------------

領収金額 BALANCE DUE	10,590
---------------------	--------

(上記金額には消費税が含まれております)

ドリーミン旭川
〒070-0035 北海道旭川市5条通6丁目964-1
TEL 0166-27-5489
<http://www.hotespa.net/dormyinn/>

請求明細書
(STATEMENT)

お名前 NAME	石井 浩二	様
-------------	-------	---

部屋番号 ROOM NO	到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	発行日 ISSUED	宿泊人数 PERSON
512	19/08/19	19/08/20	2019/08/20	1

日付 DATE	摘要 DESCRIPTION	金額 AMOUNT	お支払 BALANCE
08/19	チェックイン精算(現金)		10,590
08/19	宿泊費	10,590	

No. 201908200061 - 124 - 34G

ご署名

会社名

利用金額 TOTAL AMOUNT	支払金額 TOTAL BALANCE
10,590	10,590
請求残高 BALANCE DUE	0

別紙 (領収書添付用紙)



領収書 RECEIPT

№ 002075

石井 浩二 様

¥ 11,000 -

但し、宿泊代として

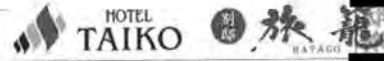
内消費税
CONSUMPTION TAX

2019年 8月 21日

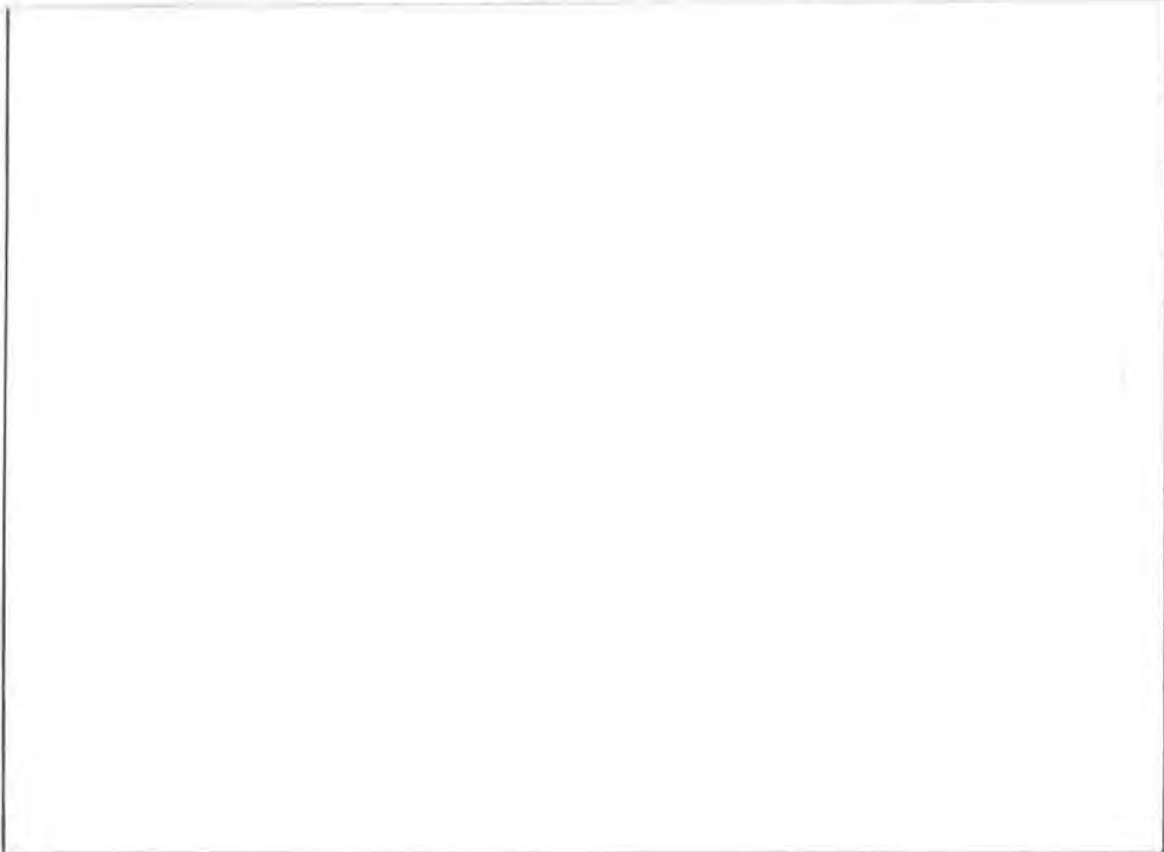
上記の金額を正に領収いたしました。担当者印無きものは無効です。

印紙

内 訳	
現金	
銀行振込	
クレジット	



北海道三笠市岡山1042-20
TEL (01267)3-7700
FAX (01267)2-8703



《 領 収 書 》

○ 視 察 先 お 土 産 (送 料 含 む)

6 , 9 5 5 円

2019年08月05日 (月)

領 収 証
黒田育宏様

¥ 6 , 9 5 5 -

上記正に領収しました (消費税等 515円を含みます)

オークワ バレマルシェ名鉄岐阜店
TEL: 058-213-7791

※保管上のお願い
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。 0091-7975-0709

Pare Marché

名鉄岐阜 058-213-7791

***** 領 収 証 *****

** 契約駐車場のご案内 **

1080円以上のお買い上げで

1時間無料となります。

★駐車券はレジにてご提示下さい

2019年08月05日(月)16:20 レシ0091

書No

0/51 J#オキアガリシヨウモナ

2コX単1830 ¥3,660

0006 ヤマト送料

2コX単1390 ¥2,780

小計 ¥6,440

(外税 対象 ¥6,440)

外税 ¥515

(税合計 ¥515)

合計 ¥6,955

お預り ¥10,000

お釣り ¥3,045

お買上点数 4点



レシートNo0709

店No00480

領収証の原本は 黒田育宏 議員
の収支報告書に添付

《 領 収 書 》

○ 8 月 1 9 日 (月)

・ 旭 川 空 港 ～ 宿 泊 ホ テ ル (ド ー ミ ー イ ン 旭 川)


ま だ の タ ク シ ー 代 5 , 7 2 0 円

領収証

毎度ご乗車ありがとうございます。
ドア番号 67号
2019年08月19日

乗車料金
¥5720円

[遠距割引 ¥80円引き]
上記の通り正に領収致しました。

 五十嵐タクシー

旭川市善光台3条3丁目9-2
携帯 090-2871-1400
無線番号 123
旭川個人タクシー協同組合
電話番号 0166-52-1933

領収証の原本は **黒田育宏** 議員
の収支報告書に添付

《 領 収 書 》

○ 8 月 2 0 日 (火)

・ 峰 延 駅 ~ 三 笠 ジ オ パ ー ク ま で の タ ク シ ー 代
6 , 8 8 0 円

領 収 書

2019 年 08 月 20 日 -021

メーター運賃 ¥3,440 円
合計 ¥3,440円
現金支払 ¥3,440 円
車輦番号 0141

上記の金額領収いたしました。
毎度ご乗車ありがとうございます。
又のご利用をお待ち申し上げます。



岩見沢北交ハイヤー株式会社
岩見沢市2条東17丁目1番地
TEL 0126-22-2323

領 収 書

2019 年 08 月 20 日 -017

メーター運賃 ¥3,440 円
合計 ¥3,440円
現金支払 ¥3,440 円
車輦番号 0203

上記の金額領収いたしました。
毎度ご乗車ありがとうございます。
又のご利用をお待ち申し上げます。



岩見沢北交ハイヤー株式会社
岩見沢市2条東17丁目1番地
TEL 0126-22-2323

領収証の原本は **黒田育宏** 議員
の収支報告書に添付

《 領 収 書 》

・ 三 笠 ジ オ パ ー ク 見 学 ガ イ ド 料

8 , 0 0 0 円

領 収 書

No. 15

岐阜県岐阜市議会（自民岐阜）黒田様 令和 元 年 8 月 20 日

金額

¥8,000

但 ジオパーク見学ガイド料
上記のとおり領収いたしました。

内訳

税抜金額

消費税額 (8%)

※この領収書は大切に保管してください。

三笠市幸町2番地
三笠ジオパーク推進協議会
会長 西城賢策

収入
印紙



三笠ジオパーク
MIKASA GEOPARK

領収証の原本は 黒田育宏 議員
の収支報告書に添付

《 領 収 書 》

・ 三笠ジオパーク～宿泊ホテル（HOTEL
T A I K O）までのタクシー

7, 200円

領 収 書

2019年08月20日-024

メーター運賃 ¥3,600円

合計 ¥3,600円

現金支払 ¥3,600円

車両番号 0141

上記の金額領収いたしました。
毎度ご乗車ありがとうございます。
又のご利用をお待ち申し上げます。



岩見沢北交ハイヤー株式会社

岩見沢市2条東17丁目1番地

TEL 0126-22-2323

領 収 書

2019年08月20日-021

メーター運賃 ¥3,600円

合計 ¥3,600円

現金支払 ¥3,600円

車両番号 0203

上記の金額領収いたしました。
毎度ご乗車ありがとうございます。
又のご利用をお待ち申し上げます。



岩見沢北交ハイヤー株式会社

岩見沢市2条東17丁目1番地

TEL 0126-22-2323

領収証の原本は **黒田育宏** 議員
の収支報告書に添付

《 領 収 書 》

○ 8 月 2 1 日 (水)

・ H O T E L T A I K O ~ 峰 延 駅 までのタ
クシー代 1 , 5 2 0 円

領 収 書

2019 年 08 月 21 日 -003

メーター運賃 ¥800 円
合計 ¥800 円
現金支払 ¥800 円
車両番号 0158

上記の金額領収いたしました。
毎度ご乗車ありがとうございます。
又のご利用をお待ち申し上げます。



岩見沢北交ハイヤー株式会社
岩見沢市2条東17丁目1番地
TEL 0126-22-2323

領 収 書

2019 年 08 月 21 日 -003

メーター運賃 ¥720 円
合計 ¥720 円
現金支払 ¥720 円
車両番号 0140

上記の金額領収いたしました。
毎度ご乗車ありがとうございます。
又のご利用をお待ち申し上げます。



岩見沢北交ハイヤー株式会社
岩見沢市2条東17丁目1番地
TEL 0126-22-2323

領収証の原本は
の収支報告書に添付

黒田育宏 議員

令和1年8月19日～8月21日 北海道三笠市・旭川市行政視察にかかる旅費

交通費						
月	日	発着地等	備考	支払額	計上額	
8	19	名鉄岐阜駅 ～ 中部国際空港駅		乗車券	1,340	1,340
		中部国際空港 ～ 旭川空港	ANA325便	航空券	14,910	14,910
8	20	旭川駅 ～ 新千歳空港駅		①乗車券	3,380	3,380
		旭川駅 ～ 美唄駅	ライラック22号	特急券	1,130	1,130 ※1
8	21	峰延駅 ～ 新千歳空港駅		①乗車券	—	—
		新千歳空港 ～ 中部国際空港	ANA710便	航空券	16,880	16,880
		発券手数料			180	180
小計		名鉄観光手配分			37,820	37,820
		現地購入分				
8	21	中部国際空港駅 ～ 名鉄岐阜駅		乗車券	1,340	1,340
合計					39,160	39,160

※1 … 旭川駅美唄駅間の距離79.4kmのため岐阜市旅費規程上は特急料金は支給されないが、午後の視察先である三笠市へ移動する時間帯に普通電車が運行しておらず、特急電車しか移動手段がないため、計上することとする。

宿泊費			
月	日	発着地等	備考
8	19	【宿泊】ドーミーイン旭川	宿泊費
8	20	【宿泊】HOTEL TAIKO	宿泊費
計			21,590

政務活動費 計上金額 (交通費 + 宿泊費 + その他経費)	60,750
--------------------------------	--------

政務活動費(調査研究費)内訳書

項 目	金 額	竹市議員	谷藤議員	石井議員	若山議員	渡辺議員	黒 田
交通費	234,960	39,160	39,160	39,160	39,160	39,160	39,160
宿泊費(8月19日・ドーミーイン旭川)	63,540	10,590	10,590	10,590	10,590	10,590	10,590
宿泊費(8月20日・HOTEL TAIKO)	66,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
視察先お土産(送料含む)旭川市・三笠市・	6,955	1,159	1,159	1,159	1,159	1,159	1,160
タクシー (旭川空港～ドーミーイン旭川)	5,720	953	953	953	954	954	953
タクシー (峰延駅～三笠ジオパーク)	6,880	1,147	1,147	1,147	1,146	1,146	1,147
三笠ジオパーク見学ガイド料	8,000	1,333	1,333	1,333	1,334	1,334	1,333
タクシー (三笠ジオパーク～HOTEL TAIKO)	7,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
タクシー (HOTEL TAIKO～峰延駅)	1,520	253	254	254	253	253	253
合 計	400,775	66,795	66,796	66,796	66,796	66,796	66,796

視察・調査 報告書 (議員名：石井浩二)

日 時	令和1年8月19日(月)～令和1年8月21日(水)		
相手先 【住所、団体名等】	北海道旭川市 北海道三笠市		
目 的	① 「人が動物とともに生きる心豊かな社会の実現」に向けての取り組みを知り岐阜市に役立てること。 ② 「地域(自然や土地等)が持つ資産を活かす工夫」について知り岐阜市に役立てること。		
視察・調査 内 容	① 旭川動物愛護センター「あにまある」について ② 三笠市ジオパークの視察について		
所 見	旭川市では、「市民の皆さんに動物を愛してほしい」「市民が動物とともに生きる豊かな社会が実現してほしい」という思いを、動物愛護センター「あにまある」の施設説明や運営形態・事業内容、更には問題点や今度のあり方について説明を聴き知ることができた。岐阜市においても野良犬や野良猫、また、捨て犬や捨て猫をはじめ様々な動物が捨てられたりしており、それらに対応する施設があるとはいうものの市民の方々に認知されていなく十分であるとは言えないと思うので今後のありかたの参考になり関係部局と意見交換をしていきたい。 三笠市では、「三笠ジオパーク」を視察させていただいた事により地域が持つ自然や土地・建造物等、有形無形の資産を活かし活用することの大切さを知り、この学びを様々な面での岐阜市発展に役立てたい。例えば、岐阜市においては、名勝金華山・清流長良川という大きな資産があり文化・歴史・教育、そして観光という点で、より一層、岐阜市民の心の豊かさの充実や経済効果等に大いに活用できると考え関係部局に自分の意見を伝えていきたい。		
同 行 者	竹市勲議員・谷藤錦司議員・若山貴嗣議員・黒田育宏議員 渡辺貴郎議員(私を含め同会派議員6名)		
行 程	別紙「行政視察行程表」のとおり		
費用実績	費目	金額	備考(内訳等)
	交通費	39,160円	別紙「一人当たりの旅費」のとおり
	宿泊費	21,590円	別紙「一人当たりの旅費」のとおり

	その他	6,046円	移動費（タクシー代金） 3,554円 施設見学ガイド料 1,333円 お土産代（視察先へ） 1,159円 <詳細は別紙添付資料のとおり>
	合計	66,796円	

※相手方の名刺や訪問先で撮影した写真等の添付に努めること。

※スペースが不足する場合は、別紙に記載し添付すること。

岐阜市議会自民岐阜 行政視察行程表

【メンバー】 議員6名 谷藤錦司、竹市勲、石井浩二、若山貴嗣、黒田育宏、渡辺貴郎

【日程】 令和元年8月19日(月)～8月21日(水)

【視察地等】 ①北海道旭川市 ②北海道三笠市

【視察項目】 ①旭川市動物愛護センターあにまあるについて ②三笠ジオパークの視察について (※視察代 1団体5,000円 資料代1人につき500円)

月 日	行 程	宿 泊 先
8/19 (月)	<p>集合 9:50 改札口前</p> <p>名鉄岐阜駅 10:02発 快速 中部国際空港 11:06着 ANA325便 旭川空港 13:05発 タクシー 旭川空港 14:50着 タクシー 宿泊先 35分</p>	<p>ドーミーイン旭川 〒070-0035 北海道旭川市五条通 6丁目964-1 TEL 0166-27-5489</p>
8/20 (火)	<p>宿泊先 徒歩 旭川市動物愛護センター 9:30～10:30 徒歩 旭川駅 12:00発 ライラック22号 美唄駅 12:49着 JR函館本線 13:05発</p> <p>峰延駅 13:15着 タクシー 三笠ジオパーク 14:30～16:00 タクシー 宿泊先 30分</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 旭川市議会事務局 旭川市6条通9-46 Tel: 0166-25-6380 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 三笠市議会事務局 三笠市幸町2 Tel: 01267-2-3194 </div> </div>	<p>HOTEL TAIKO 〒068-2165 北海道三笠市岡山 1042-20 TEL 01267-3-7700</p>
8/21 (水)	<p>宿泊先 タクシー 峰延駅 9:39発 JR函館本線 岩見沢駅 9:47着 快速いしかりライナー 札幌駅 10:05発 快速761-106号 新千歳空港駅 10:50発 11:27着</p> <p>新千歳空港 14:10発 ANA710便 中部国際空港 15:55着 名鉄空港特急 名鉄岐阜 16:47発 17:53着</p>	



遠山氏から説明を受ける視察団



手術室で説明を受ける視察団



センター前



旭川市動物愛護センター

市民が動物とともに生きる心豊かな社会の実現

動物愛護センター

基本コンセプト

- 命の大切さを伝える施設
- 動物にやさしい施設
- 人と動物の正しい関わり方を学べる施設

目的

- 動物愛護精神の醸成
- 適正飼養の促進
- ふれあいによる市民の健康増進
- ふれあいによる子供たちの心身の健全な育成
- 人材の育成
- 適正な収容管理
- 野犬等の掃とうの推進
- 狂犬病予防対策の推進

市民

- 動物飼養への理解
- 動物愛護活動への参加等

連携

飼い主

- 終生にわたる適正飼養
- 地域社会のルールへの厳守等

連携

連携

動物園・獣医師会

愛護団体・ボランティア

- 専門的・技術的情報の提供、指導助言
- 普及啓発の推進等

普及啓発活動の 拠点機能

情報の発信

飼い方・
しつけ教室

動物とのふれあい活動の 拠点機能

市民と動物
とのふれあい

子供の
体験学習

アニマル
セラピー

ボランティア活動支援の 拠点機能

ボランティア
の育成

ボランティア
の交流

動物の保護と 収容管理の機能

負傷動物の
保護・治療

犬猫の引取り
・譲渡の推進
(処分数の低減)

地域猫事業
への取組み

行政視察報告書

視察日 : 令和元年8月20日(火)
視察先 : 三笠市「三笠ジオパーク」
内容 : 施設の概要、事業推進経緯、集客状況・活動について
参加者 : 竹市勲、谷藤錦司、石井浩二、若山貴嗣、黒田育宏、渡辺貴郎

【視察概略】

三笠市 経済建設部 商工観光課 地域開発・ジオパーク推進係 係長下村氏より三笠ジオパークについて説明を受けました。ジオパークは地球・大地を意味するジオと公園を意味するパークを合わせた造語であり大地の公園を意味します。三笠市は大正から昭和にかけて炭鉱で栄えた町でした。また市内に分布している約1億年前にできた海の地層からはさまざまな形のアンモナイト化石が見つかり、三笠市の資産とも言える炭鉱やアンモナイトから歴史や大地の成り立ちを学び楽しむパークとなっています。今回は広域にわたりいくつかあるエリアの中の一つを60分ほど歩きながら下村係長による丁寧なガイドを受けました。現場を見ながらその土地が持つ資産を活かす工夫について歴史、観光、教育、保全という視点で捉え、活発な意見交換をさせていただきました。

- (資料)
- ・三笠ジオパークについて [視察資料]
 - ・三笠ジオパークパンフレット



三笠ジオパーク内
三笠市立博物館



下村氏から現地説明を受ける
視察団（撮影：渡辺市議）


三笠ジオパーク
MIKASA GEOPARK

さあ、行こう！
 一億年時間旅行

三笠市 経済建設部
 商工観光課 地域開発・ジオパーク推進係 係長
 三笠ジオパーク推進協議会事務局 事務局次長
 三笠ジオパークジオガイド

下村 圭
 SHIMOMURA Kei


 〒068-2192 北海道三笠市幸町2番地
 TEL: 01267-2-3997 FAX: 01267-2-7880
 E-mail: simomura574@city.mikasa.hokkaido.jp
 URL: <http://www.city.mikasa.hokkaido.jp/>

別紙 (領収書添付用紙)

駅-No 5301240 領収書-No 23
窓口-No 1

領 収 書

石井 浩二 様

金額 ￥29,800円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2019年7月10日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告済
付につき名古屋中村
税務署承認済

岐阜駅

現金出納社員



No009
領 収 書

2019年08月05日

車番 15
運賃 650円

運賃料金計 650円

計 650円

お忘れ物は当社へ

富士交通株式会社

TEL 03 (3913) 1181

別紙 (領収書添付用紙)

No. 201908060015

領収書
(RECEIPT)

お名前 NAME	石井 浩二	様	発行日 ISSUED	2019/08/06
-------------	-------	---	---------------	------------

領収金額 BALANCE DUE	11,990
---------------------	--------

(上記金額には消費税が含まれております)

19.8.6
ドーマーイン東京八丁堀
〒104-0033 東京都中央区新川2-20-4
TEL 03-5541-6700 FAX 03-5541-6701
<http://www.hotespa.net/dormyinn/>

請求明細書
(STATEMENT)

お名前 NAME	石井 浩二	様
-------------	-------	---

部屋番号 ROOM NO	到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	発行日 ISSUED	宿泊人数 PERSON
707	19/08/05	19/08/06	2019/08/06	1

日付 DATE	摘要 DESCRIPTION	金額 AMOUNT	お支払 BALANCE
08/05	チェックイン精算(現金)		11,990
08/05	宿泊費	11,990	
		利用金額 TOTAL AMOUNT	支払金額 TOTAL BALANCE
		11,990	11,990
		請求残高 BALANCE DUE	0

No. 201908060015 - 044 - 848
ご署名
会社名

別紙（領収書添付用紙）

領 収 証

石井 浩二 様 2019 年 8 月 5 日

★ ￥45,000

但 8/5 6 「あなたのまちの本当の財政状況を知る」
3講座 研修会受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研究会
〒532-0004
大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639
TEL 06 (7878) 6297

研修受講 報告書 (議員名：石井浩二)		
日 時	令和元年8月5日(月)～令和元年8月6日(火)	
受講場所 【住所、施設名】	東京都中央区京橋1-7-1 戸田ビルディング TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター	
受講研修名	あなたのまちの本当の財政状況を知る	
主 催 者	地方議員研究会	
研修内容	講師：立命館大学政策科学部教授、博士(政策科学) 「森裕之氏」(52歳) ① 決算状況「歳入」 ② 決算状況「歳出」 ③ 決算状況「財政収支」	
所 見	<p>一昨年にも決算に関する講義を受講しそれまで良く理解できていなかった項目が良く理解できたが、今回の講義では、それぞれの参加者の都市の決算状況表(決算カード)を用意していただき、その見方や理解の仕方・具体的にどのような数値であることが望ましいか等を詳しく説明していただいた。更に、具体的にいくつかの自治体を取り上げ様々な取り組みと財政状況の相関関係などを説明していただき岐阜市と他都市の比較もでき本市の財務状況を把握することが出来、大変に勉強になった。</p> <p>今回の研修会の成果が9月議会でも発揮され、今後の議員活動に関しても十分生かしていきたい。</p> <p>【同行者】竹市勲議員・谷藤錦司議員・浅野雅樹議員</p>	
行 程	(往路) JR岐阜駅 → JR名古屋駅 → JR東京駅 (復路) JR東京駅 → JR名古屋駅 → JR岐阜駅	
費用実績	費目	備考(内訳等)
	金額	
	交通費	29,962円
	宿泊費	11,990円
		JR岐阜 ⇄ JR東京 29,800円 タクシー<会場→ホテル> 162円 (650円を4人で割り1円未満切捨) ドーミーイン東京八丁堀 東京都中央区新川2-20-4

			東京都中央区新川 2-20-4
	その他 (受講料等)	45,000 円	1 講座 15,000 円×3 講座
	合計	86,952 円	

※案内通知やパンフレット等、研修内容がわかる資料を添付すること。

※スペースが不足する場合は、別紙に記載し添付すること。

参加自治体それぞれの
決算カードを配布、解説

歳入の
状況

収支状況

歳出の
状況

初当選から
10年目まで
の議員向け

「決算カード」から読み取れる!

あなたのまちの本当の 財政状況を知る

in博多

in東京

8月1日
(木)

10:00~12:30

決算状況【歳入】

- ・税と地方交付税
- ・借金と補助金について
- ・臨時財政対策債とは
- ・良い借金、悪い借金

14:00~16:30

決算状況【歳出】

- ・目的別と性質別の違い
- ・歳出のうち自治体のお金とその他のお金
- ・繰出金と補助費等を見るポイント
- ・積立金と公債費について

8月5日
(月)~

8月2日
(金)

10:00~12:30

決算状況【財政収支】

- ・自治体の黒字、赤字って何?
- ・実質収支と実質単年度収支の違い
- ・近年の自治体財政の赤字問題
- ・全国自治体は全て黒字。でも本当は半分以上が赤字のワケ

14:00~16:30

決算状況【財政指標】

- ・自分のまちの財政力を確認
- ・自分のまちは持続可能な状態か?
- ・健全化判断比率ではわからない自治体財政の本当のすがた

8月6日
(火)

講師紹介

もり ひろゆき
森 裕之

立命館大学政策科学部教授、
博士(政策科学)

略歴 1967年大阪府生まれ。大阪市立大学商学部、同大学院経営学研究科後期博士課程中退後、高知大学助手。その後、高知大学専任講師、大阪教育大学専任講師・助教授をへて、2003年から立命館大学政策科学部助教授。2009年より同教授。財政学とくに地方財政と公共事業を専攻。また、社会的災害(アスベスト問題など)についても公共政策論としての立場から考察。

著作共著 『公共事業改革論』(有斐閣、2008年)
『検証・地域主権改革と地方財政』(自治体研究社、2010年)
『地域共創と政策科学』(晃洋書房、2011年)

論文・研究発表 『国土強靱化』の財政と地域政策(2013年) 社会資本の老化化問題(2012年) 公共事業と一括交付金(2012年)等



【講義資料】

<1日目資料>

「決算カード」から読み取れる！

あなたのまちの本当の財政状況を知る

全ページ P1~P115

P 2 ~ P 1 4 地方財政全体を理解する

P 1 5 ~ P 6 6 決算状況（歳入）

・ 地方税 ・ 地方交付税と臨時財政対策債 ・ 国庫支出金（補助金）

・ 地方債 ・ 債務負担行為と一時借入金 ・ その他の歳入

P 6 7 ~ P 1 1 2 決算状況（歳出）

・ 公営事業等への繰出 ・ 積立金と公債費

P 1 1 3 ~ P 1 1 5 議会での質問例

<2日目資料>

「決算カード」から読み取れる！

あなたのまちの本当の財政状況を知る

全ページP116~P182

P 1 1 7 ~ P 1 3 1 決算状況（財政収支）

P 1 3 2 ~ P 1 8 1 財政収支の分析

・ 新潟市 ・ 浜松市 ・ 阪南市 ・ 交野市 ・ 長泉町

P 1 8 1 議会での質問例

***2日間共通資料：岐阜市の平成21年度決算カード**



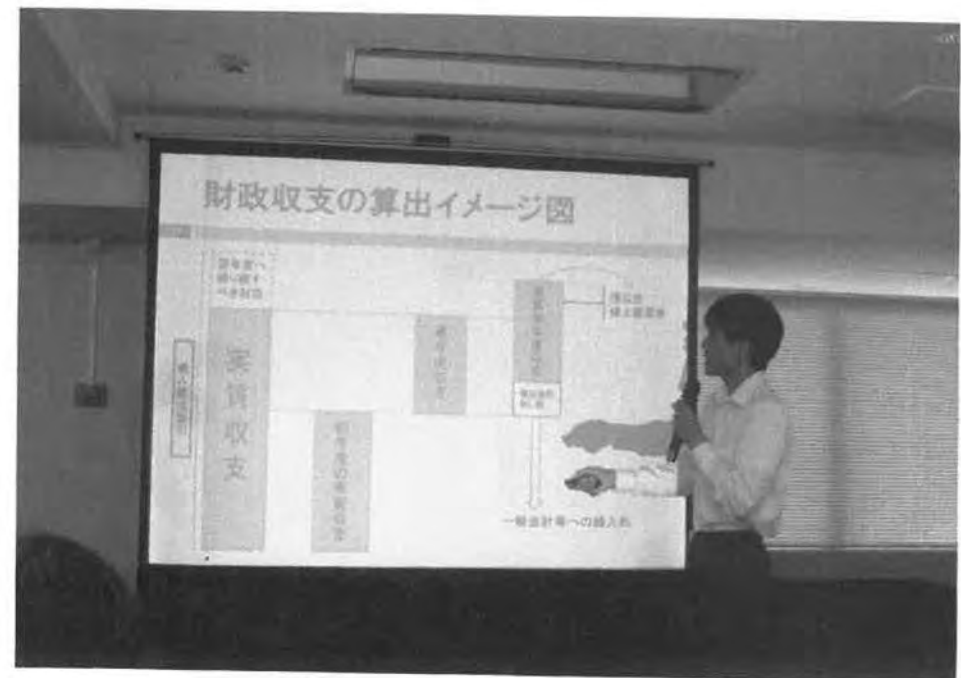
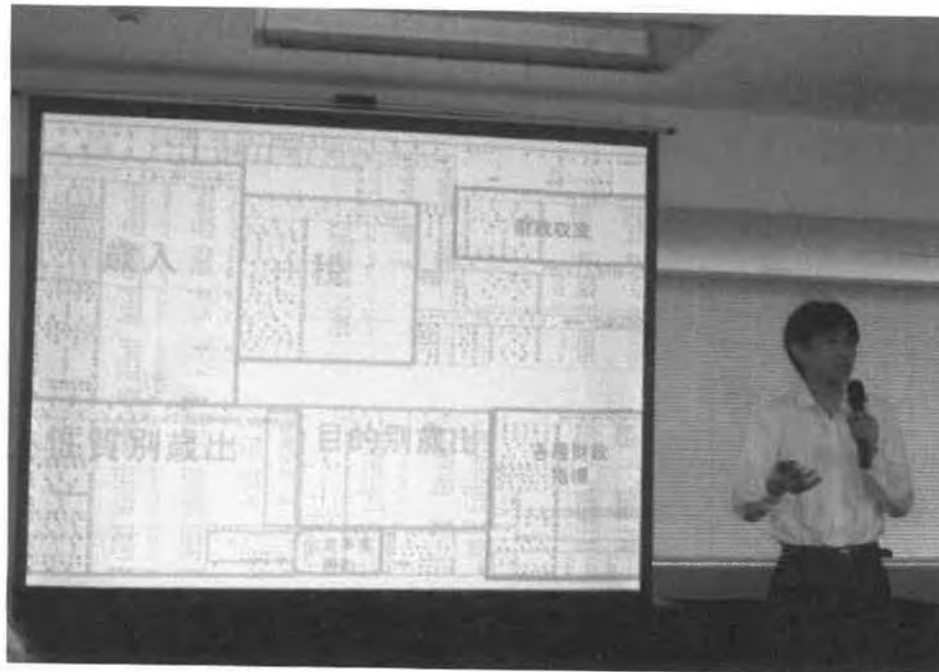
立命館大学 政策科学部
教授 博士(政策科学)

森 裕之

〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町2-150
AS7605
Tel: 072-665-2263
Fax: 072-665-2263
E-mail: [redacted]@sps.ritsumeikai.ac.jp

左から

私、竹市議員、講師、谷藤議員、浅野議員



別紙（領収書添付用紙）

駅-No 5301240 領収書-No 67
窓口-No 2

領 収 書

石井浩二 様

金額 ￥22,840円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2019年10月 8日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

岐阜駅

現金出納社員



東京メトロ

領 収 書

・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ￥200

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2019年11月08日

時刻 13時18分

伝票番号: 12522

東京地下鉄株式会社
池袋駅 券03発行

別紙（領収書添付用紙）

領収証

No.

2019年11月8日

石井浩二 様

金額 **¥15,000**

内
消費税等

現金

但 11月8日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所



研修受講 報告書 (議員名：石井浩二)			
日 時	令和元年 11 月 8 日 (金)		
受講場所 【住所、施設名】	〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-6-4 伊藤ビル アットビジネスセンター池袋駅前別館 803号室		
受講研修名	指定管理者制度の在り方 (公共性とは何か)		
主 催 者	(株)地方議会総合研究所		
研 修 内 容	講師：太田雅幸氏 (弁護士) ① 公の施設とは何か ② 指定管理者制度の導入経緯 ③ 指定管理になじむものとふさわしくないもの ④ 制度の運用状況 (導入・廃止等) ⑤ 指定管理者の選定手続き ⑥ 指定管理者としての適格性 ⑦ 指定管理とPDCAサイクル ⑧ 図書館と指定管理者制度		
所 見	<p>各自治体において指定管理者制度が導入されており、岐阜市においても約 100 の施設がこの対象となっている。中には、指定管理者に委託できない事務や別途の手続きが必要なものがあり、その区別がよく理解できていなかったが良く理解できるところとなり収穫であった。</p> <p>また、指定管理者制度移行に際し、目標事項が経費削減ばかりに注目が浴びているように思っていたが、導入効果として、サービス向上、事業内容の充実、稼働率の向上、地域の文化振興への貢献強化等が挙げられていることが分かり有効な制度であることを知った。</p> <p>しかし、安全性の確保や請け負った管理者 (業者・団体等) の利益確保等、まだまだ問題点や今後の課題があることも知った。</p> <p>指定管理者は議決によるものであるので岐阜市において、次回の指定管理者選定の時は、この講義で学んだことを生かして選定に関わりたいと思う。</p>		
行 程	(往路) JR岐阜駅→JR名古屋駅→JR東京駅→池袋駅 (復路) 池袋駅→JR東京駅→JR名古屋駅→JR岐阜駅		
費用実績	費目	金額	備考 (内訳等)
	交通費		JR岐阜 ⇄ JR東京 22,840 円

		23,040 円	池袋駅 → 東京駅 200 円 (東京駅→池袋駅 領収書未受取)
	宿泊費		
	その他 (受講料等)	15,000 円	1 講座 15,000 円
	合計	38,040 円	

※案内通知やパンフレット等、研修内容がわかる資料を添付すること。

※スペースが不足する場合は、別紙に記載し添付すること。

【講義資料】

<第1部>表紙を含め27ページ

- ・ 公の施設の躯体例 ・ 自治体の財産の分ると関係 ・ 公の資産と公共資産
- ・ 差別的取り扱いの禁止 ・ 市営プールの利用許可 ・ 利用申請に対する拒否処分
- ・ 公の施設の利用許可 ・ 目的外許可 ・ 行政財産の貸付 ・ 泉佐野市文化会館事件
- ・ 設置管理条例主義 ・ 自治体の事務委託は、どのような場合に可能であるか
- ・ 管理委託制度と指定管理の違い ・ 地方独法と指定管理者制度の違い
- ・ 指定管理者に委託できない事務 ・ 指定管理者の制度趣旨（制度当初の誤解）
- ・ 制度発足間もなく実施された調査結果 ・ 利用者の安全 ・ その後の軌道修正
- ・ 最近の統計 ・ 指定管理者条例主義 ・ 個別法と子弟管理者制度 ・ 指定期間の定め
- ・ 指定管理者制度を導入する手続き ・ 債務負担行為 ・ 条例の在り方
- ・ 理想的な条例の在り方 ・ 条例事項1 ・ 条例事項2
- ・ 申請者に提出させる事業計画書の記載内容例 ・ 公募の要否 ・ 非公募の理由
- ・ 指定管理者候補者の選定基準 ・ 不適格者の排除 ・ 管理目標 ・ 自主事業
- ・ 自主事業の手続きと効果 ・ 管理経費の調達 ・ 利用料金制
- ・ 指定管理協定 ・ 指定管理協定の内容の詰めと締結時期 ・ 使用料と利用料金の違い
- ・ 候補者の選定についての第三者機関 ・ 委託費に余剰が生じた場合
- ・ 自治体から指定管理者に対するチェック体制（地方自治法）
- ・ 事業報告書の作成及び提出 ・ 年度評価 ・ 指定期間を通じて行う総合評価
- ・ 指定の取消しの事由 ・ 賠償責任の関係（国家賠償法）
- ・ 指定管理者の許可事業での食中毒の発生 ・ 指定管理者の情報公開と個人情報保護法

<第2部>表紙を含め4ページ

- ・ 設置目的の効果的な達成 ・ 図書館の指定管理についての法的処理
- ・ 図書館の指定管理者制度導入割合 ・ 図書館とは何か
- ・ 指定管理から直営への回帰 ・ 自治体として図書館の経営をどうするか
- ・ 指定管理者による管理の導入要件

<第3部>表紙を含め3ページ

- ・ 指定管理者に期待される役割 ・ 指定管理者制度の課題

<最終項>

- ・ 講師略歴等

指定管理者制度の
在り方～公共性と
は何か～

- 令和元年11月8日
- 地方議会総合研究所
- 担当 弁護士 太田 雅幸

第1部 公の施設の概要・法的仕組み

第244条① 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

（要件）

- ①住民の利用に供するための施設
- ②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの
- ③住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの
- ④地方公共団体が設けるもの
- ⑤施設であること

第2部（直営か指定管理か－図書館その他）

○指定管理から直営へのリバースの事例も存在

244条の2第3項の規定によれば、「設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」に指定管理の導入が許される。具体的に、どのようなことをいうのか。

設置目的の効果的な達成

「設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」（244条の2第3項）とは、どのようなことをいうのか。

- (1) 法人その他の団体が有する専門的な知識経験を活用した当該公の施設に係る事業の適切な実施が図られること。
- (2) 当該公の施設の営業日又は営業時間の延長その他の住民の利用に係る利便性の向上が図られること。
- (3) 住民による当該公の施設の設置目的に沿った利用の充実が見込まれること。

第3部 指定管理者に期待される役割・指定管理者制度の課題

1 指定管理者に期待される役割

(1) 公の施設の改修計画への参画

利用者のニーズを把握した上で行う必要なメンテナンスが懈怠され、急速に陳腐化する公的施設⇔TDLその他のテーマパークにおける不断の投資

民間事業はユーザーのニーズを敏感に把握しうるので、必要な改修計画の立案に参画することが期待される。

1 指定管理者に期待される役割

(2) 数年で人事異動をする公務員（＝ジェネラリスト）に比し、民間企業が専門性を蓄積して、優良なサービスを提供する可能性（例えば、芸術分野等）。

(3) 公民連携の中心としての位置（三重県文化振興事業団の事例の紹介）

(4) 民間団体が有する人的なネットワークや柔軟性を活用して、公の施設に新たなミッションを追加できる可能性

講師略歴等

太田 雅幸 (おおた まさゆき)

██████████@gmail.com

昭和59年衆議院法制局に入局。約20年にわたり、法律案や修正案の作成に携わる。国会議員契約適正化法案、公職選挙法やNPO法などの改正案、年金改正法案や有事法案の修正案の作成に参画。この間、最高裁判所司法研修所で司法修習。

平成17年11月に退官し、弁護士登録。医療過誤訴訟事件その他の不法行為事件、債務不履行事件、家事事件、労働事件、行政事件を取り扱う。

現在、東京都中央区月島で太田雅幸法律事務所を運営。訴訟実務、会社法務のほか、東京、東近郊の政令市で、百条委員会行政不服審査法に基づき審理員実務に携わる。その他、各自治体で、条例立案支援、議員・職員に対する研修等に従事。



辯護士 太田 雅幸

事務所 東京都中央区月島四丁目三番十九号
〒104 0062
ライジングプレイス月島一〇一号室
太田雅幸法律事務所
電話 〇三(三五三二)一八八一
FAX 〇三(三五三二)一八六一
E-mail [redacted]@gmail.com



支 払 伝 票

会派又は議員名	石井 浩二	経 理 番 号	3 - 1 ~ 2														
作成年月日	令和 2 年 1 月 23 日																
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費																
支 払 金 額	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; text-align: center;"><tr><td style="width: 15%;">金 額</td><td style="width: 15%;"></td><td style="width: 15%;">百万</td><td style="width: 15%;">千</td><td style="width: 15%;">百</td><td style="width: 15%;">十</td><td style="width: 15%;">円</td></tr><tr><td></td><td>¥</td><td></td><td>6</td><td>5</td><td>5</td><td>0 0</td></tr></table>			金 額		百万	千	百	十	円		¥		6	5	5	0 0
金 額		百万	千	百	十	円											
	¥		6	5	5	0 0											
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額）	按分率	支払金額（政務活動費充当額）														
	65,500円	× 100%	= 65,500円														
使 途 内 容	交通費・受講料																
<領収書貼付欄>																	

複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。
なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

別紙（領収書添付用紙）

駅-No 5301240 領収書-No 19
窓口-No 1

領 収 書

石井 浩二 様

12月25日購入として

金額 ￥35,500円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年 2月11日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印 紙 税 申 告 納
付につき名古屋中村
税 務 署 承 認 済

岐阜駅

現金出納社員



2020年1月22日、岐阜一博77間の
往復分として領収致しました



101 岐阜

別紙（領収書添付用紙）

領 収 証

石井 浩二 様 2020年1月22日

★ ￥30,000

但 1/22 10:00～「議員が知っておくべき財政の話 基礎編1」

1/22 14:00～「議員が知っておくべき財政の話 基礎編2」

研修会受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06 (7878) 6297

研修受講 報告書 (議員名：石井浩二)	
日 時	令和2年1月22日(水)
受講場所 【住所、施設名】	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目16-14 リファレンス駅東ビル7階
受講研修名	財政質問のポイント
主 催 者	地方議員研究会
研 修 内 容	<p>講師：程岡俊和氏（寝屋川市監査事務局・公平委員会事務局課長）</p> <p>① 議員が知っておくべき財政の話1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政の基本的知識と用語の解説 ・ 歳入、歳出、科目別予算のあらまし ・ 役所の予算編成から決算まで（当初予算・補正予算・決算） ・ 事業の着眼点と事業の評価方法 <p>② 議員が知っておくべき財政の話2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税制度の徹底解説 ・ 臨時財政対策債のからくりと議会答弁の真実 ・ 市債と基準財政需要額の関係事例で解説 ・ 予算化されやすい予算要望とは？
所 見	<p>私は現在59歳。32歳の時に会社を立上げ経営者となったが、会社経営において最も重要なことは資金繰りであると考えている。市政(行政)経営・運営も財政の裏付けがあってこそ成り立つものであると思うが会社経営の資金繰りとは違い、用語や運営も違うので今までにも何回か財政に関する講義を受けた。その甲斐あって予算・決算等、財政に関しては理解しているとは思ってはいたが時折、根本的なことや基礎的なことが理解出来ていない、分かっていないと感じていた。</p> <p>そこで「基礎的な財政の講義・研修会」を受講したいと思い探していたら、この度の講義を知り受講した。博多で10時からの講義に間に合うには名古屋を始発の新幹線に乗車しなくてはならない大変厳しい時間的スケジュールではあったが、改めて基礎をしっかりと勉強したことで財政のことが本当によく理解できた。</p> <p>これからの議員活動、まずは予算議会といわれる3月議会で今回の勉強の成果を発揮して岐阜市の発展に寄与できるよう頑張りたい。</p>
行 程	<p>(往路) JR岐阜駅→JR名古屋駅→JR博多駅</p> <p>(復路) JR博多→JR名古屋駅→JR岐阜駅</p>

費用実績	費目	金額	備考 (内訳等)
	交通費	35,500 円	J R岐阜駅⇄J R博多駅 35,500 円
	宿泊費		
	その他 (受講料等)	30,000 円	15,000 円×2 講座=30,000 円
	合計	65,500 円	

※案内通知やパンフレット等、研修内容がわかる資料を添付すること。

※スペースが不足する場合は、別紙に記載し添付すること。

財政の質問の ポイント

議員が知っておくべき財政の話

基礎編 1

講師 程岡 俊和 (ほどおか としかず)

自己紹介

- 1974年 (昭和49年) 大阪府寝屋川市役所入庁
- 2007年 (平成19年) 企画財政部次長 兼 財政課長
- 2010年 (平成22年) 経営企画部長
- 2011年 (平成23年) 人・ふれあい部長
- 2012年 (平成24年) 財務部長
- 2013年 (平成25年) 理事 兼 財務部長
- 2014年 (平成26年) 会計管理者 (理事待遇)
- 2016年 (平成28年) 保健福祉公社 常務理事兼事務局長
- 2019年 (令和元年) 監査事務局・公平委員会事務局課長



監査事務局・公平委員会事務局

ほどおか としかず
課長 程岡 俊和
Hodooka Toshikazu

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号
TEL.072-825-2423(直通)
FAX.072-825-0761
kansa@city.neyagawa.osaka.jp
hodooka.toshikazu@city.neyagawa.osaka.jp



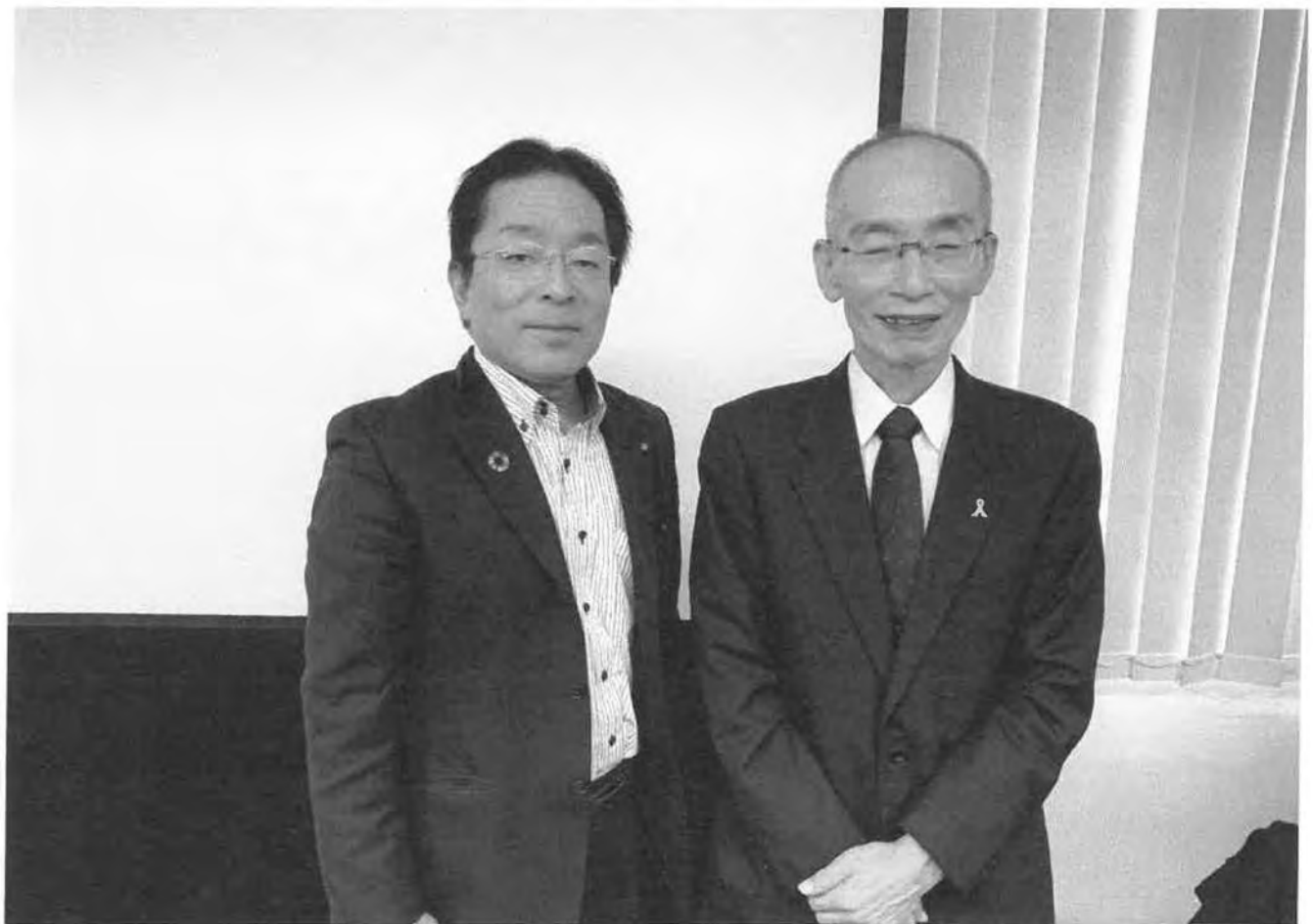
(2019年4月発行)

ねやがわ市役所

財政の質問の ポイント

議員が知っておくべき財政の話

基礎編 2



【講義資料】

財政の質問ポイント

<議員が知っておくべき財政の話 基礎編1>全61ページ

- ・自己紹介 (1ページ)
- ・財政の基本的知識と用語の解説 (20ページ)
- ・歳入、歳出、科目別予算のあらまし (7ページ)
- ・役所の予算編成から決算まで (当初予算・補正予算・決算) (29ページ)
- ・事業の着眼点と事業の評価方法 (3ページ)

<議員が知っておくべき財政の話 基礎編2>全75ページ

- ・自己紹介と第2部講義について (5ページ)
- ・地方交付税制度の徹底解説 (50ページ)
- ・臨時財政対策債のカラクリと議会答弁の真実 (4ページ)
- ・地方債と基準財政需要額の関係事例で開設 (12ページ)
- ・予算化されやすい予算要望とは? (3ページ)

<受講者各市町村決算カード>

<その他、紙ベース資料2枚>

支 払 伝 票

会派又は議員名	石井 浩二	経 理 番 号	4-1~3																						
作成年月日	令和 2 年 2 月 23 日																								
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input checked="" type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費																								
支 払 金 額	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">金 額</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">百万</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">千</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¥</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.2em;">8</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					金 額		百万		千					円	¥	8		2		4	6	6		
金 額		百万		千					円																
¥	8		2		4	6	6																		
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">支出額（領収書の金額）</td> <td style="width: 15%;">按分率</td> <td style="width: 20%;">支払金額（政務活動費充当額）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">82,466円</td> <td style="text-align: center;">× 100%</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">82,466円</td> <td></td> </tr> </table>					支出額（領収書の金額）	按分率	支払金額（政務活動費充当額）			82,466円	× 100%	=	82,466円											
支出額（領収書の金額）	按分率	支払金額（政務活動費充当額）																							
82,466円	× 100%	=	82,466円																						
使 途 内 容	交通費・宿泊費・受講料																								

〈領収書貼付欄〉

複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。
 なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

別紙（領収書添付用紙）

駅-No 5301240 領収書-No 63
窓口-No 2
領 収 書

石井 浩二 様

金額 ￥22,840円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2020年1月21日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

岐阜駅

現金出納社員




別紙 (領収書添付用紙)

領 収 書
(現金・チケット・クーポン・福祉)

日付 2020年02月20日
車番 1150
基本運賃 ¥980円
△ 合計 ¥980円
(内消費税等 ¥89円)
----- 内 訳 -----
現金支払 ¥980円

通行料、他 円

上記正に精算いたしました。
ご利用ありがとうございました。

kmグループ
 国際自動車株式会社
東豊営業所
東京都江東区東豊2-6-1

お忘れもの、領収書に
関するお問い合わせは
TEL 03-5520-5934

お気付きの点、ご要望は
kmグループお客さま相談室
TEL 0120-717-039
または03-5520-5588
<kmタクシーWEBサイト>
www.km-taxi.tokyo
<ナビコード>
A47-0294-0166
(営業回数5349)

領 収 書

毎度ご乗車ありがとうございます。


ドア番号 413号

2020年02月21日

運賃 900円

運賃料金計 900円

計 900円

 (株)グリーンキャブ江戸川

〒132-0035 江戸川区平井6-2-28
お忘れ物は TEL 03-3617-5231

ご意見・ご要望は

TEL 03-3205-6622

タクシーのご用命は

TEL 03-3203-8181

GPSコード

1-40464-63374

別紙 (領収書添付用紙)

No 202002210027

領収書
(RECEIPT)

お名前 NAME	石井 浩二	様	発行日 ISSUED	2020/02/21
-------------	-------	---	---------------	------------

領収金額 BALANCE DUE	14,490
---------------------	--------

(上記金額には消費税が含まれております)

ドリーミン東京八丁堀

〒104-0033 東京都中央区新川2-20-4

TEL 03-5541-6700 FAX 03-5541-6701

http://www.hotaspa.net/dormyinn/

(内消費税 Con.Tax Y1,307) (軽減税率対象額 Y0)
(標準税率対象額 Y14,390) (経過措置対象額 Y0)

請求明細書
(STATEMENT)

お名前 NAME	石井 浩二	様
-------------	-------	---

部屋番号 ROOM NO	到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	発行日 ISSUED	宿泊人数 PERSON
1105	20/02/20	20/02/21	2020/02/21	1

日付 DATE	摘要 DESCRIPTION	金額 AMOUNT	お支払 BALANCE
02/20	チェックイン精算(現金)		14,490
02/20	宿泊費	14,390	
02/20	宿泊税	100	
		利用金額 TOTAL AMOUNT	支払金額 TOTAL BALANCE
		14,490	14,490
		請求残高 BALANCE DUE	0

No. 202002210027 - 042 - 88

ご署名

会社名

(内消費税 Con.Tax Y1,307)
(標準税率対象額 Y14,390)
(軽減税率対象額 Y0)
(経過措置対象額 Y0)

別紙（領収書添付用紙）

領 収 証

石井浩二 様 2020年2月21日

★ ￥45,000

〔目〕 2/20.21「人口減少時代の地方議会特別研修」
研修会受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研究会
〒532-0004
大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639
TEL 06 (7878) 6297

研修受講 報告書 (議員名：石井浩二)	
日 時	令和2年2月20日(木)～令和2年2月21日(金)
受講場所 【住所、施設名】	東京都中央区八重洲1-2-16TGビル TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター
受講研修名	人口減少時代の地方議会特別研修
主 催 者	地方議員研修会
研修内容	講師：(株)グローバルダイナミクス代表取締役 「2030SDGs」認定ファシリテーター国際教養コーチ 「山中俊之氏」(51歳) ① 公務員人事給与制度解説1 ② 公務員人事給与制度解説2 ③ SDGs (持続可能な開発目標) 解説
所 見	<p>今回の研修会の内容は「公務員人事給与制度」と「SDGs」の2項目についてであった。</p> <p>「公務員人事給与制度」においては、どのような仕組みになっているのか、政令指定都市・中核市・その他の市町村ではどのような違いがあるのか、また、他の中核市と比較して岐阜市はどのような段階・階級になっているのか、更には民間企業や会社と昇給などがどのように違うのかを知ることができ、予算書に記載されている一覧表が理解できるまでになった。そして、それらの仕組み等における改善点を知ることができたので今回得た知識を今後の議員活動に役立てたい。</p> <p>「SDGs」については、世界を変えるための社会的課題・経済的課題・環境的課題等17の目標があり、それらの説明を一つひとつ受け、169のターゲット、232の指標も学んだ。議員として自治体における取り組み方法を提言できるように調査研究を重ね、ひいては市民へのPRをできるようにしていきたいと考える。</p> <p>また、SDGsに関して、SDGsの事業展開を重視するESG投資は既に3,000兆円との試算があり、企業としてSDGs対応が遅れると淘汰される時代が来る。更には、近い将来、中小企業や零細企業にまでその取り組みが必要になることも学んだ。</p> <p>【同行者】竹市勲議員・谷藤錦司議員</p>
行 程	(往路) JR岐阜駅 → JR名古屋駅 → JR東京駅 (復路) JR東京駅 → JR名古屋駅 → JR岐阜駅

費用実績	費目	金額	備考 (内訳等)
	交通費	23,466 円	J R岐阜 ⇔ J R東京 22,840 円
			タクシー<会場⇔ホテル>626 円 (1,880 円を3人で割り1円未満切捨)
	宿泊費	14,000 円 (上限14,000 円) (領収書14,490 円)	ドリーミン東京八丁堀 東京都中央区荒川2-20-4
	その他 (受講料等)	45,000 円	1 講座 15,000 円×3 講座
合計	82,466 円		

※案内通知やパンフレット等、研修内容がわかる資料を添付すること。

※スペースが不足する場合は、別紙に記載し添付すること。

【講義資料】

1 日目

＜公務員人事給与制度解説 Part 1＞表紙を含め全 30 ページ

- 大きく分けて資料は 4 項目
 - ・役所の組織を理解しよう
 - ・公務員の身分と職責
 - ・分限処分と懲戒免職
 - ・大阪市の職員基本条例

＜公務員人事給与制度解説 Part 2＞表紙を含め全 35 ページ

- 大きく分けて資料は 6 項目
 - ・給料表を見てみよう
 - ・給料表は条例で決まっている
 - ・人事評価の課題
 - ・人事院勧告の問題点と民間比較の質問ポイント
 - ・給与改革は地方議会から
 - ・退職手当の問題点と指摘すべき点
- 付属資料：大阪市行政職給料表 1 枚

2 日目

＜SDGs（持続可能な開発目標）の解説＞表紙を含め全 31 ページ

- 大きく分けて資料は 5 項目
 - ・SDGsって何だ？
 - ・17 の目標について
 - ・自治体におけるSDGs
 - ・自治体の事例
 - ・自治体における取組方法と市民へのPR

地方議員研究会セミナー

公務員人事給与制度解説 Part1

2020年2月20日@東京

株式会社グローバルダイナミクス代表取締役社長

大阪市特別顧問

山中俊之

██████████@gmail.com

地方議員研究会セミナー

公務員人事給与制度解説 Part2

2020年2月20日@東京

株式会社グローバルダイナミクス代表取締役社長
大阪市特別顧問

山中俊之

██████████@gmail.com

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs(持続可能な開発目標)解説

2020年2月21日(金)

株式会社グローバルダイナミクス代表取締役
大阪市特別顧問
山中俊之

自己紹介

氏 名 山中 俊之(1968年3月兵庫県西宮市生まれ)

経 歴

- ・東京大学法学部卒
- ・ケンブリッジ大学開発学修士(専攻;経済発展論)
- ・大阪大学国際公共政策研究科博士(専攻;組織人事マネジメント)
- ・ビジネスブレークスルー大学院大学では大前研一氏から直接指導を受けてMBA取得。
- ・高野山大学密教学修士(論文:経営者のあるべき哲学とその実践)



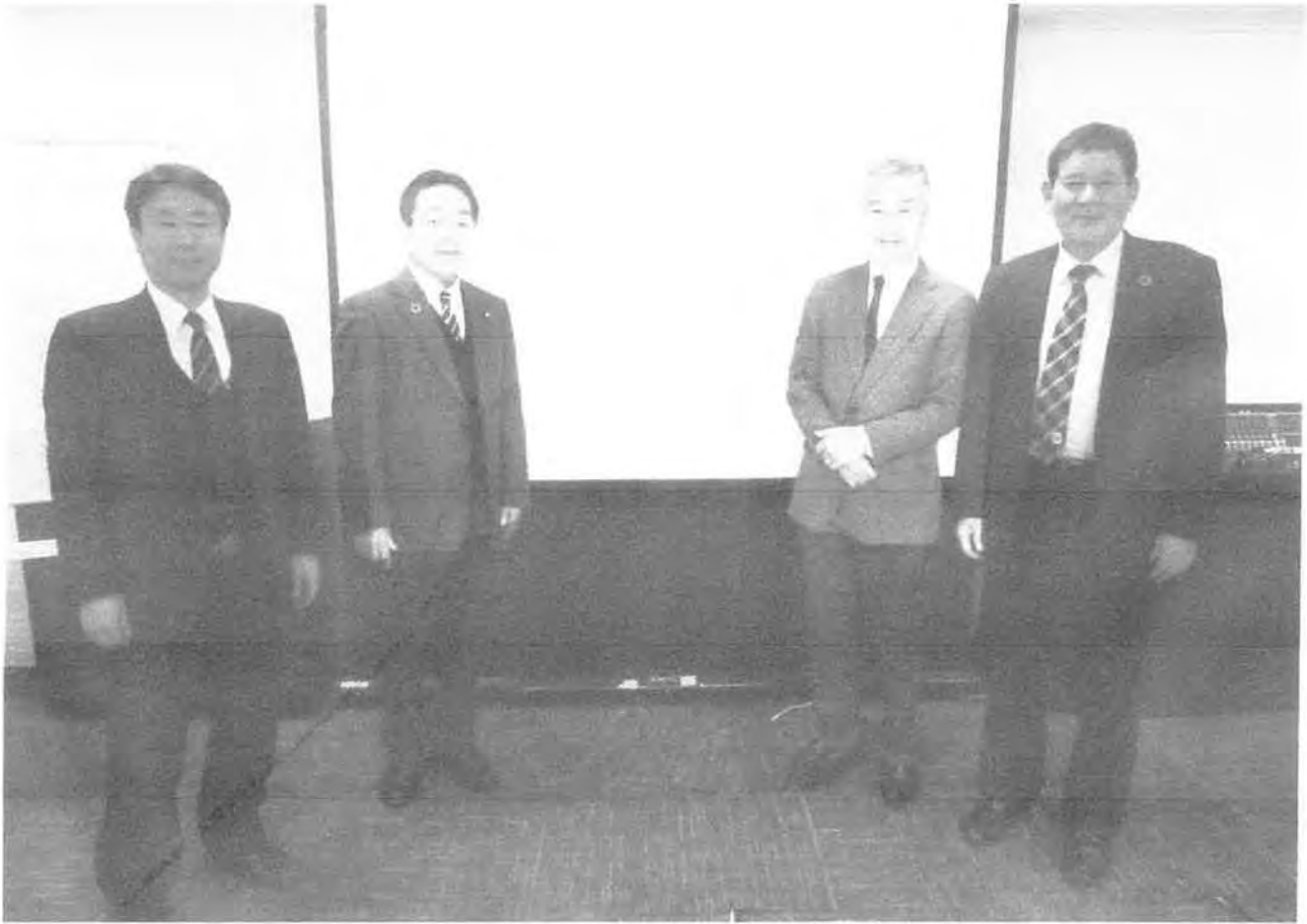
- ・外務省にて対中東外交、地球環境問題等を担当。エジプト、英国、サウジアラビアに勤務。
- ・その後日本総研入社して現職。主として人材関連の研修・コンサルティングに従事。
- ・200近い企業・団体のコンサルティング、累計3000人のインタビュー、累計3万人に対してマネジメントやグローバル研修実施。コンサルタント、研修講師、各種委員として関わった自治体は約50にのぼる。
- ・2010年4月に経営者リーダー育成に専念するため独立、株式会社グローバルダイナミクス設立。
- ・イナモリフェロー、盛和塾塾生として稲盛和夫氏の経営哲学を学び、全世界7000人の塾生経営者と交流を続ける。

著 書

- ・「世界で通用する地頭力のつくり方 自分をグローバル化する5+1の習慣」(2018年、CCCメディアハウス)
- ・「日本人の9割は正しい自己紹介を知らない」(2014年、祥伝社)
- ・「自治体職員のための人材開発ハンドブック」(2011年、関西学院大学出版)
- ・「人的資源管理のフロンティア」(2004年 大学教育出版、共著)
- ・「公務員人事の研究」(2006年 東洋経済新報社、単著)
- ・「公務員の人材流動化がこの国を劇的に変える」(2009年、東洋経済新報社、単著)
- ・「人事管理実務ハンドブック」(2010年、JMAM、共著)

そ の 他

- ・厚生労働省人事評価プロジェクトチーム委員(2010年-2011年)
- ・TBS「みのもんたの朝ズバ」TV朝日「ビートたけしのTVタックル」等において公務員問題のコメンテーターとして出演。



株式会社グローバルダイナミクス

代表取締役
国際公共政策博士 / MBA

やまなか としゆき
山中俊之

090- [redacted]
[redacted]@gl-dynamics.com
[redacted]@gmail.com

(Japan) 大阪市北区大深町3番1号
〒530-0011 グランフロント大阪タワーC7階 GVM内
電話: 06-6359-5586 Fax: 06-6359-1329

ビジョン 「世界を知る」

社会人・大学教育、コンサルティング、
情報発信を通して、イノベーションと
地球倫理の両立を実現すること。

エジプト、英国、サウジアラビア居住。
世界 90 数か国訪問して経済・ビジネス
から歴史・宗教・芸術まで徹底取材。



積極
はつらつ

別紙（領収書添付用紙）

輪転機とFAX機のリース代金の合計 20,001 円が口座引落しになっているが添付資料の「リース契約確認書」と「支払予定表」より輪転機のリース代金は月額 10,389 円、FAX機のリース代金は 9,612 円であることが分かる。

FAX機は令和 1 年 6 月よりリース開始のため 5 月は、輪転機のリース代金の 10,389 円となっている。

1- 5- 7 口座振替	*10,389 リコ-リース (カ)
1- 6- 4 口座振替	*20,001 リコ-リース (カ)
1- 7-22 口座振替	*20,001 リコ-リース (カ)
1- 8- 5 口座振替	*20,001 リコ-リース (カ)
1- 9- 4 口座振替	*20,001 リコ-リース (カ)
1-10- 4 口座振替	*20,001 リコ-リース (カ)
1-11- 5 口座振替	*20,001 リコ-リース (カ)
1-12- 4 口座振替	*20,001 リコ-リース (カ)
2- 1- 6 口座振替	*20,001 リコ-リース (カ)
2- 2- 4 口座振替	*20,001 リコ-リース (カ)
2- 3- 4 口座振替	*20,001 リコ-リース (カ)

ホ-08

リース契約確認書

お客様が契約された会社 貸主

リコーリース株式会社

〒 135-8518 東京都江東区東雲1丁目7番12号

契約年月日	2016年 10月 21日
借受年月日	2016年 10月 21日
契約番号	

- ・お客様からお申込みいただいたリース契約は、左記 契約年月日 欄記載の日付で成 ましたので、ご確認ください。
- ・成りしたリース契約の概要は本画面記載のとおりとなりますので、ご確認ください。
- ・万一、お申込み内容と本画面の内容に相違がある場合は、本書面受領後、直ちに弊社までご連絡ください。
- ・本書面は「リース契約申込書」◆お客様控え◆と一緒に大切に保管してください。

リースは中途解約できません。

(敬称略)

二契約者 (借主)	〒 500-8166
所在地	岐阜県岐阜市天王町6
契約者TEL	058-264-0356
契約者名	石井浩二
代表者名	石井 浩二
ご自宅	〒 500-8162
	岐阜県岐阜市高尾町1丁目3番地
自宅TEL	058-267-5388

リース条件欄	
月額リース料 (税抜)	9,620円
消費税等	769円
リース月数	60ヶ月
総額リース料 (税抜)	577,200円
消費税等	46,140円
前払回数	同 最終支払分より回って元金
リース開始日	2016年 10月 21日
リース終了日	2021年 10月 20日
支払方法	自動振替
支払日	4日
振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります	
消費税等	円未満切捨
消費税法等所定の税率により算出された消費税等額となります	
再リース料 (年額)	11,544 円 (税抜)

再リースをご希望された場合、上記金額に別途消費税等が加算された額を再リース開始時に一括にてお支払いいただきます。

リース物件の表示			
1	物件名	RICOH DD 5450	
	製造番号等		
	月額 (税抜)	9,620 円	台数 1 台
	設置場所	石井浩二	
2	物件名		
	製造番号等		
	月額 (税抜)	円	台数 台
3	物件名		
	製造番号等		
	月額 (税抜)	円	台数 台
合計		1物件	1台
(特約条項)			

当社 本契約担当の支社・営業所

〒 451-6008
 名古屋市西区牛島町6-1
 名古屋ルーセントタワー 8F
 リコーリース株式会社
 中部支社 営業一課 岐阜グループ
 TEL 050-3819-5216

<個人信用情報の照会・利用および登録について>

当社が加盟する個人信用情報機関：株式会社シー・アイ・シー
 登録する情報、登録期間、株式会社シー・アイ・シーの問い合わせ先等
 につきましては、別にお渡しする「個人情報取扱に関する同意事項」を
 ご参照ください。

万一機種の故障・事故発生の場合は、売主又は借主会社までご連絡下さい。

〒 500-8113
 岐阜県岐阜市金園町4丁目24
 (株) 丸晶プリオル

TEL 058-245-4401

【リース契約約款】

借主は、借主指定の表記の売主及び/又は使用権設定者（以下総称して「売主」という）から引渡しを受けた借主指定の表記のハードウェア（以下「ハード」という）及び/又はソフトウェア・ソフトウェア（以下「ソフト」といい、又ハードとソフトを総称して「物件」という）について、表記及び以下の条項により借主との間に営業のために「事業・職務の用に供するための意味を含む」若しくは営業としてリース契約を締結します。

第1条 (契約の成立)

この契約は、借主が所定の手続きにより承諾したとき成立し、借主はこの契約の成立日/契約締結日より物件を借受けます。

第2条 (期間)

①リース期間は表記のリース開始日から表記の月数後の応答日の前日/リース期間満了日/までとし、契約期間はこの契約の成立日よりリース期間満了日までとなります。尚、借主はこの契約の成立日より物件を使用できます。②この契約は、借主の都合により解除することはできません。

第3条 (リース料)

①借主は、借主に対し、リース料を表記のとおり支払います。②借主は、理由のいかんを問わず物件の不使用又は使用不能期間についてリース料の支払いを免れません。

第4条 (前払リース料)

①借主は、借主に対しこの契約の債務履行を担保するため表記の前払リース料を支払います。②前払リース料は無利息とし、最終支払分のリース料より順次滞って自動的に充当されるものとします。但し、借主にこの契約に違反する行為があったときは、借主は前払リース料をもって借主に對する債権（この契約以外の契約に基づく債権を含む）の全部又は一部に充当することができます。

第5条 (物件の検査)

①借主は、物件について検査を行い、完全な状態で借主又は売主より引渡を受けたことを確認します。②物件の規格、仕様、機能、品質、性能、数量その他に隠れた瑕疵があった場合並びに物件の選択、決定に際して借主に請託があった場合においても、借主は一切の責任を負いません。③前項の場合、借主は売主に対して直接損害賠償請求を行う、売主との間に解決します。又、借主が借主に対し書面で請求し、借主が承認可能であると認めて承諾するときは、借主の売主に対する瑕疵担保請求権（但し、借主は売主との間の物件に係る売買契約等の解除権の行使を除きます）を借主に譲渡する手続をとる場合により、借主は、借主の売主への直接請求に協力します。④借主は、前項に要する売主に対し権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他この契約に基づく債務を免れません。

第6条 (物件の使用・保管)

①借主は、ソフトを表記の電子計算機及びその関連機器（以下「指定電子計算機」という）においてのみ使用できます。②借主は、通常の業務のために物件を本来の用法及び諸法令の定めに従って/且安全管理者の注意をもちて使用、保管し、物件を常時正常な状態に維持するための保守、整備、修繕を行い、その費用一切を負担します。尚、物件が毀損したときは、借主の負担で修理を行います。③指定電子計算機において保守/バース、故障、装設その他の変更作業のためのソフトを使用できない場合は、一時的にソフトを他の電子計算機及びその関連機器で使用する事ができます。④借主は、借主からのハードに借主の所有権を明示する標識を貼付するよう指示があったときは、それを貼付します。

第7条 (費用負担等)

①借主は、この契約の締結に関する費用及び振込手数料等この契約に基づく借主の債務履行に関する一切の費用を負担します。②借主は、固定資産税を納付します。但し、契約期間中に固定資産税額が増額された場合には、借主は増額分を借主の請求に従い借主に支払います。③消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）は借主の負担とします。借主は、リース料に課される消費税等を各回リース料/前払リース料を含むに付加して借主に支払います。④借主は、固定資産税及び消費税等以外に物件の取得、物件に関する権利の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され又は課されることのある諸税相当額を各本人のいかににかかわらず負担します。⑤借主は、前項記載の諸税を借主が納めることとなったときは、納付の前後を問わず借主の請求に従い借主に支払います。⑥借主は、借主がこの契約による権利を守り若しくは回復するため又は第三者より異議申出の申立を受けたことにより必要な措置をとったときは、これらの解決に要した費用及び弁護士費用等一切の費用を負担します。

第8条 (物件の原状変更)

借主は、物件を他に譲渡若しくは担保を設定し、その設定場所を変更し又は原状を変更するなど借主の権利を侵害するような行為を一切しません。尚、第三者から物件につき法上又は事実上の侵害行為がなされたときは、直ちにその旨を借主に通知し、且つ自ら同侵害行為の排除にあたるほか、借主が排除のための措置をとった場合も含めてこれに要した一切の費用を負担します。

第9条 (ソフトの複製等の禁止)

借主は、借主及び売主の書面による承諾を得なければソフトの全部又は一部を複製できません。又、借主は、ソフトを第三者に譲渡したり若しくはその再使用権を設定したり又は複製することにより、第三者に使用させることはできません。

第10条 (機密の保持)

借主は、ソフトの内容について第三者に発表又は漏洩しません。

第11条 (第三者に対する責任)

①物件自体又は物件の設置、保管、使用に伴い第三者に与えた損害は、その原因のいかんを問わず、借主が賠償します。借主及び借主の従業員等が損害を受けたときも同様とします。②借主は借主が物件について第三者から著作権、特許権その他の知的財産権の侵害を理由に訴訟の提起を受け又は第三者の間に紛争を生じたときは、借主は、請求を受けて売主の費用で解決されるものとし、借主はこれに協力します。

第12条 (物件の滅失・毀損)

契約期間中、物件が滅失・毀損して修理不能となったとき又は盗難にあったときは、借主は借主に対して直ちにその旨を通知し、その原因のいかんを問わず、損害賠償として売主にリース総額から支払済みリース料金を差し引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額を借主に支払うものと、その支払いがなされたとき、この契約は終了します。

第13条 (損害保険)

①借主は、物件について契約期間中（但し、再リース期間は除く）、動産総合保険を付保します。但し、ソフトについては保険に加入しません。尚、地震・噴火・津波等の大災、借主の故意又は重過失その他保険約款免責規定による事故の場合には保険金は支払われません。②保険事故が発生したとき、借主は直ちに借主に通知し、且つ保険金受領に必要な一切の書類を借主に提出します。③前条の物件の滅失・毀損のうち、動産総合保険によって借主が保険金を受領できたとき、借主は保険金相当額の限度で前条の損害賠償金の負担を免除されます。④借主は、保険金充当後の損害賠償金の不足額について直ちに借主に支払います。

第14条 (通知・報告事項)

①借主及び連帯保証人は、住所、氏名、商号、名称、代表者名、電話番号その他第9条の届出に変更があったときは、直ちに借主に書面で届出するものとします。②届出をした住所、氏名、商号、名称、代表者名、電話番号その他宛て借主が通知又は送付等をした場合、延着又は到達しなかったときは、発信後3日をもって到達したものとみなすことを借主及び連帯保証人は予め承諾します。

第15条 (期限の利益の喪失)

この契約の成立日以後、借主又は連帯保証人が次の各号の一つにでも該当したときは、借主からの通知、催告を要しないが当然に借主はリース料の支払いについて期限の利益を失い、リース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額及び未払いの消費税等全額を借主に直ちに弁済するものとします。又、借主は借主から要求があったときは、この契約が解除前であっても、第13条の規定にない物件を直ちに借主に引渡します。①リース料その他のこの契約に基づく金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。②支払不能・債務整理・営業又は事業廃止の表明、営業若しくは事業閉鎖の告知、弁護士への債務整理の委任など支払いを停止したとき又は小切手若しくは手形の不渡り等を1回でも発生させたとき。③仮差押、仮処分、差押、強制執行、差押の申立、全債権差押納金など全受け又は民事再生、会社更生、破産、持株清算など裁判所の関与する手続の申立があったとき。④個人（自然人）の場合、死亡したとき又は後見・保佐・補助開始の審判の申立があったとき若しくは任意後見監督人が選任されたとき。⑤営業・事業の廃止、解散の決議をし又は官公庁から業務停止、その携業務継続不能の処分を受けたとき。⑥営業・事業の全部又は重要な一部を他に譲渡しようとするとき。⑦所有が不明となったとき。⑧物件について必要な保存・保管行為をしないとき。⑨警告の相付懲戒又はそのおそれがあること認められる相当の理由があるとき。⑩この契約以外の借主に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。⑪借主以外の債権者に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。⑫この契約の条項又は借主との間のその他の契約の条項の一つにでも違反し、借主が1日以上の期間を定めてその違反は是正を催告したにもかかわらず、前記期間内に借主がこれに依りないとき。

第16条 (契約解除)

①この契約の成立日以後、借主又は連帯保証人が前条の各号の一つにでも該当したとき又は第15条に違反したとき若しくは第15条に反する事実が明らかとなったときは、借主は催告を要せずこの契約を解除するものとします。②前項により借主がこの契約を解除したときは、借主は第13条の規定に基づき物件を借主に引渡するものと、損害賠償としてリース料総額から支払済みリース料金を差し引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額を直ちに借主に支払います。

第17条 (遅延損害金)

借主は、リース料その他のこの契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき又は借主が借主のために費用を立替払いした場合の立替金償還を怠ったときには、支払うべき金額に対して支払期日又は立替払い日の翌日からその滞りたるまで、年10.0%（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延損害金を借主に支払います。

第18条 (催告費用の負担)

借主は、借主が金融機関へ再度口座振替を依頼したときは再振替費用として振替手数料相当につき210円を、又、この契約条件の変更を借主に依頼したときは借主が定める手数料等を借主に支払います。

第19条 (再リース)

リース期間の満了2ヵ月前までに借主が借主に対して再リースしない旨の通知をした場合を除いて、この契約は、リース期間満了後、再リース料は表記の金額を再リース開始時一括支払い、再リース期間は1年間、動産総合保険は非付保、その他はこの契約の同一条件をもって自動的に更新され、以降も同様とします。但し、借主がリース期間満了後に更新を拒否した場合又はソフトにかかる使用権設定者の承諾が得られない場合は、この契約は終了します。

第20条 (相殺の禁止)

借主は、この契約に基づく全ての金銭の支払債務を借主又は借主の保証人に対する債権と相殺することはできません。

第21条 (権利の移転等)

①借主は、借主がこの契約上の権利を金融機関その他の第三者に譲渡し又は担保に供することを予め承諾します。②借主は、ハードの所有権及びソフトの使用権をこの契約に基づく借主の地位とともに第三者に担保に入札又は譲渡することのできるものとし、借主は予め承諾します。

第22条 (営業状況等の報告)

借主及び連帯保証人は、借主から要求があったときは、直ちに、経営、出資、営業・事業の状況及び物件の設置・保管の状況を説明し、且つ毎決算期の損益計算書その他借主の指定する関係書類を借主に提出します。

第23条 (物件の返還・清算)

①借主は、この契約が満了、解除により終了したときは、借主の費用で物件を原状に回復した上で、リース期間中の自然損耗を除く一現と同様に借主の指定する日までに借主の指定する場所へ借主の費用で持参し、借主に返還します。この場合、借主は物件使用により物件に付加したコンピュータ・データ等の情報を借主の費用と責任で或る時点で全て消去します。一方、当該情報の全部又は一部が消失した物件返還後第三者に漏洩した場合においても、借主は一切の責任を負いません。又、借主が物件の返還を受け費用を発生したときは、借主は物件廃棄に要した費用を負担します。尚、借主が物件の原状回復しない場合又は物件を返還しない場合は、借主は物件を原状回復し又は物件を引取りることができるものと、借主はそれに要した費用を負担します。

- ② 物件の返還が遅れた場合は、借主はその遅延日数、これを以て表記のリース料相当額を担保金として貸主に支払います。又、物件の返還が不能のときは、借主はその原因を問わず、これに対する損害賠償として直ちに借主が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額（以下「見込残存価額」という）相当額を貸主に支払います。
- ③ 第16条によりハードが返還され同条の支払い義務を完了した場合には、その金額を限度として貸主の選択により物件を相当の基準に従って貸主が評価した金額又は相当の基準に従って処分した金額から、その評価又は処分に必要な一切の費用及び見込残存価額を差し引いた金額を借主に返還します。借主は貸主が指定する物件の評価額、見込残存価額に対して何ら異議を申立てません。

第24条(弁済の充当)

この契約に基づく借主の弁済について、貸主は適当と認める順序及び方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べません。

第25条(反社会的勢力との関係排除等)

- ① 借主及び連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを誓約します。①自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しないこと、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という）であること。又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあること。
- ② 反社会的勢力が自己の事業活動を支配し又は実質的に関与していること。
- ③ この契約の履行が反社会的勢力の活動を助長するものであり又はそのおそれがあること。
- ② 借主及び連帯保証人は、反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供、若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持ってはならないものとします。

第26条(連帯保証人)

- ① 連帯保証人は、この契約（再リースを含む）に基づき借主が貸主に対して負担する一切の債務を保証し、借主と連帯して債務を履行します。
- ② 連帯保証人は、貸主がその都合により担保又は他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。
- ③ 連帯保証人は、貸主の書面による同意がない限り代位による権利を行使できません。

第27条(情報の利用・提供の同意等)

- ① 借主及び連帯保証人は、この書面に記載された客観的事実、並びに貸主が保有する借主及び連帯保証人の取引に関する情報（但し、信用情報機関の情報、月々の支払状況、残債価額を除く）を貸主が認める提携会社に相互の業務上必要な範囲で提供し、利用することに同意するものとします。
- ② 借主は、貸主が借主に対し貸付契約その他契約に係る勧誘を行うことについて、予め承諾します。但し、借主から貸主に對し勧誘中止の意思表示があったときは、貸主は借主に対する勧誘を行いません。

第28条(特約条項)

上記の特約条項は、この契約（リースを含む）を構成し、又は修正します。尚、同様に記載無効のものに効力を有しないものとします。

第29条(合意管轄)

この契約についての全ての争いは、訴訟のいかんにかかわらず借主の本社又は支社若しくは営業所の所在地の地方裁判所又は簡易裁判所のみを管轄裁判所とするに借主、借主及び連帯保証人と共に同意します。

以上

【個人情報取扱に関する同意条項】

この条項は、個人の申込者および連帯保証人（以下総称して「お客様」という）に適用されます。

第1条(個人情報の取得・保有・利用)

- ① お客様は、本契約（本申込を含む。以下「本契約」という）を含むリース株式会社（以下「当社」という）との取引の信用判断および事後の管理（本契約が不成立の場合も含む）のため、以下の情報（以下総称し「個人情報」という）を当社および当社の関連会社が保護措置を講じたうえで取得・利用することに同意します。
- お客様の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況
 - 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、貸付額、支払回数
 - 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
 - 本契約に関するお客様の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、お客様が申告したお客様の資産、負債、収入および支出ならびに当社が取得したリース・クレジット等利用履歴、返済状況
 - 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき本人確認を行うための情報
 - 権利義務の移転等の必要上または本人特定のために取得したお客様の住民票、戸籍謄本、運転免許証等の機関が発行する書類から得た情報
- ② お客様は、本契約に係る物件の管理のため、および他の商品・サービスの情報の提供・提案のため、当社および当社の関連会社が本契約の物件の売主・製造者に、本条前項第1号および第2号の個人情報を保護措置を講じたうえで提供することに同意します。
- ③ 本条前項の個人情報の提供期間は、当該個人情報の取得日から原則として本契約の契約期間終了日の5年後までとします。

第2条(個人情報の利用)

- ① お客様は、当社が保護措置を講じたうえで、リース、期賦販売、全残の貸付、その他金融サービスに関連する当社および当社の関連会社の事業において、以下の目的のために第1条第1号および第2号の個人情報を利用することに同意します。
- 商品・サービスに関する情報の提供および提案
 - 商品・サービスの提供
 - 代金の請求・回収
 - 商品・サービスの企画および利用に関する調査、アンケート依頼およびその後の連絡
 - 統計資料の作成

② 商品・サービスに関する商品・サービスの提供の目的等（以下

「商品・サービスに関する市場調査・商品開発

」) お客様は、当社が保護措置を講じたうえでリーシングが、前項各号の目的のために、第1条第1号および第2号の個人情報を利用して利用することに同意します。

※ 当社の具体的な事業内容、当社の関連会社およびリーシングの名称については、ホームページ <http://www.lease.co.jp> に掲載しております。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

- ① お客様は、当社が当社の加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の取得および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、お客様およびお客様の配偶者の個人情報が入録されている場合には、お客様の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。
- ② お客様の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実（本契約が不成立の場合も含む）が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、お客様の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

① 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、お問合せ電話番号等	
名称：株式会社シー・アイ・シー（貸付業法に基づく指定信用情報機関）	
住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿フリーストウキスト15階	
電話番号：0120-810-111	
ホームページアドレス： http://www.riic.co.jp	
※ シー・アイ・シーは、主に期賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。	
② 当社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。	
株式会社シー・アイ・シーが提携する個人信用情報機関	
名称：全国銀行個人信用情報センター	名称：株式会社日本信用情報機構
住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1	住所：〒101-0012 東京都千代田区神田東松山下町1-1
電話番号：03-3211-5020	電話番号：0120-411-181
ホームページアドレス： http://www.zingnk.or.jp/price/index.html	ホームページアドレス： http://www.jicoc.co.jp
※ 全国金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関	※ 貸付業者を会員とする個人信用情報機関
③ 株式会社シー・アイ・シーへの登録情報と登録期間	
本契約に係る申込をした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
債務の支払を滞滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

※ 当社が上記の加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報です。

第4条(本同意条項に不同意の場合)

当社は、お客様が本契約の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約を中止することがあります。ただし、第2条に同意しないことを理由に本契約をお断りするものではありません。

第5条(利用・提供中止の申出)

当社は、第2条による同意を得た範囲内で、当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、お客様から中止の申出があった場合は、それ以降当社での利用、共同利用者への提供を中止する措置をとります。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

- ① お客様は、当社および当社が加盟する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示を求める場合の問合せ窓口は第7条記載のとおりです。
- ② 個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正または削除に応じます。

第7条(問合せ窓口)

- お客様の個人情報の開示・訂正・削除のお問合せや、利用・提供中止の申出等に関しては、以下のとおりご連絡ください。
- 当社に開示を求める場合、下記担当窓口にご連絡ください。開示請求手続きの受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等の詳細についてお答えします。なお、個人信用情報機関に登録されている個人情報を当社が開示することにはできないため、当該個人情報の開示は個人信用情報機関へ直接お問合せください。担当窓口：リーシング株式会社（SR推進室）
住所：〒133-8518 東京都江東区東雲1-7-12 KIX 東雲タウンスクエア7F
電話番号：03-6204-0603
 - 当社が加盟する個人信用情報機関に開示を求める場合、第3条第2項記載の個人信用情報機関にてご連絡ください。

以上

5008166

作成日 2016年 12月 6日

岐阜県岐阜市天王町
6

石井浩二 御中

〈お問合わせ先〉
 リコーリース株式会社
 〒 451-6008
 名古屋市西区牛島町 6-1
 名古屋ルーセントタワー 8F
 中部支社 営業一課
 岐阜グループ
 TEL 050 3819 5216



*** 623 [REDACTED]-000
 0023218 R030051500-000
 103 0002021#0005340 0000001
 0005348 A IBA016

お支払予定表

排替、時下様をご清業のごとお願い申し上げます。この度はリコーリースをご利用いただき、誠にありがとうございます。さて、今回のご契約内容とお支払予定につきましてご案内の通りとなっております。つきましては、ご契約内容をご都合のじ、万一ご不明の点、行き違い等ありましたら担当課所にご連絡ください。今後とも一層のお引き立てを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

(1/2頁)

契約番号	[REDACTED]
契約者名	石井浩二
契約種類	リース
物件名	RICOH DD 5450
契約日	2016年 10月 21日
借受日	2016年 10月 21日
リース期間	2016年 10月 21日 ~ 2021年 10月 20日

お支払日	4日	
お支払方法	自動振替	
支払口座	金融機関名	[REDACTED] 銀行
	支店名	[REDACTED] 支店
	口座種類	普通
	口座番号	[REDACTED] ***

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

【総額リース料 (税込)】 623,340 円 (内消費税 46,140円)

振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります。 お客様の通帳には、郵便局は「リコーリース」、それ以外の金融機関では「リコーリース (カ)」と記載されます。尚、一部の金融機関では「DF、リコーリース」と記載される場合もあります。

尚、貴社からの弁済については、当社が適当と認める順序及び方法により充当出来るものとします。

コメント欄： 事前にご了解頂きましたとおり、本契約の締結に伴い解約した旧リース契約に基づくリース料等を口座振替により当社が受領している場合には、本契約のリース料等に初回より順次充当させていただきます。

金額単位：円

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計 (税込)	お支払金額合計 (税込)	お支払後残高 (税込)
1	2017. 1. 4	9620	769	10389	10389	612951
2	2017. 1. 4	9620	769	10389	10389	602562
3	2017. 1. 4	9620	769	10389	10389	592173
4	2017. 1. 4	9620	769	10389	10389	581784
5	2017. 2. 4	9620	769	10389	10389	571395
6	2017. 3. 4	9620	769	10389	10389	561006
7	2017. 4. 4	9620	769	10389	10389	550617
8	2017. 5. 4	9620	769	10389	10389	540228
9	2017. 6. 4	9620	769	10389	10389	529839
10	2017. 7. 4	9620	769	10389	10389	519450
11	2017. 8. 4	9620	769	10389	10389	509061
12	2017. 9. 4	9620	769	10389	10389	498672
13	2017.10. 4	9620	769	10389	10389	488283
14	2017.11. 4	9620	769	10389	10389	477894
15	2017.12. 4	9620	769	10389	10389	467505
16	2018. 1. 4	9620	769	10389	10389	457116
17	2018. 2. 4	9620	769	10389	10389	446727
18	2018. 3. 4	9620	769	10389	10389	436338
19	2018. 4. 4	9620	769	10389	10389	425949
20	2018. 5. 4	9620	769	10389	10389	415560
21	2018. 6. 4	9620	769	10389	10389	405171
22	2018. 7. 4	9620	769	10389	10389	394782
23	2018. 8. 4	9620	769	10389	10389	384393
24	2018. 9. 4	9620	769	10389	10389	374004

事業用建物賃貸借契約書

賃貸人、賃借人は下記物件について次のとおり賃貸借契約を締結した。

賃貸人		(以下甲と称する)
賃借人	石井 浩二	(以下乙と称する)
連帯保証人		(以下丙と称する)
連帯保証人		(以下丙と称する)
物件管理者		

《物件の表示》

物件名称 (号室)	さくらビル (1 号室)				
所在地	岐阜県岐阜市金竜町4丁目2番地4				
構造	RC造	スラブ葺	4階建	総戸数9戸	
用途		使用目的	店舗	専有面積	95㎡ (28.73坪)

《賃貸条件》

月額賃料 (内消費税)		その他 (内消費税)	
家賃	金 円 (円)	礼金	金 無 ()
共益費	金 込 ()	保証金	金 無 ()
駐車料① (No.)	金 無 ()	償却	金 無 ()
駐車料② (No.)	金 無 ()	初回保証委託料	金 円 (-)
水道代	金 円 (-)		金 円 ()
	金 ()		金 円 ()
	金 ()		金 円 ()
	金 ()		金 円 ()
	金 円 ()		
合計	金 円 (円)		
支払日	毎月 27 日迄に 翌 月分を支払う。(振込手数料は、乙の負担とする。)		

經 理 簿

6 資料購入費

年月日	番号	摘 要	支出額(円)	備 考
5月7日	1	新聞購読料 (岐阜新聞)	29,820	
5月7日	2	新聞購読料 (朝日新聞)	30,860	
5月24日	3	新聞購読料 (赤旗日曜版)	10,230	
6月5日	4	新聞購読料 (中日新聞)	33,946	
6月25日	5	住宅地図購入料	36,069	
		合 計	140,925	

別紙 (領収書添付用紙)



領 収 証

石井浩二様 No. _____

★ 7 29820-

但 R145A ~ R243月 岐阜新聞
R1年5月7日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____
消費税額等 (%) _____

取 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

岐阜市殿町5-567-12
岐阜新聞東部・東栄販売所
TEL 058-240-6551
フリーダイヤル 0120-88-0000
FAX 058-240-6551



別紙 (領収書添付用紙)



領 収 証

石井 浩二

様 No. _____

★ 7 30260 -

但 R14011 R14111 新聞新聞
R1 年 5 月 7 日 上記正に領収いたしました

内 訳

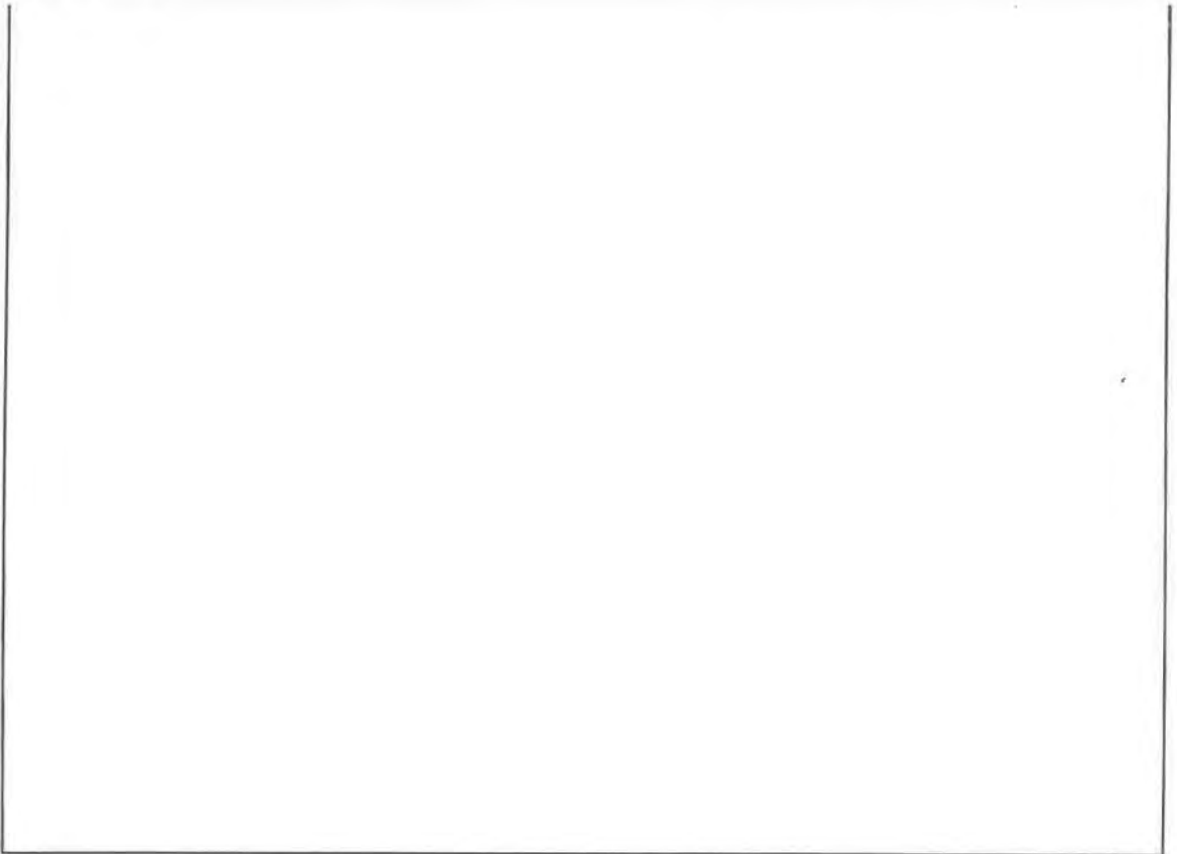
税抜金額

消費税額等(%)

岐阜市殿町5-567-12
岐阜新聞東部・東栄販売所
TEL 058-240-65
フリーダイヤル 0120-88-04
FAX 058-240-6531

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097



支 払 伝 票

会派又は議員名	石井 浩二	経理 番号	3																	
作成年月日	令和 2 年 3 月 30 日																			
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費																			
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40px;">金 額</td> <td style="width: 40px;"></td> <td style="width: 40px;">百万</td> <td style="width: 40px;">千</td> <td style="width: 40px;">百</td> <td style="width: 40px;">十</td> <td style="width: 40px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¥</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td></td> </tr> </table>						金 額		百万	千	百	十	円	¥	1	0	2	3	0	
金 額		百万	千	百	十	円														
¥	1	0	2	3	0															
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額（領収書の金額） 按分率 支払金額（政務活動費充当額） 10,230円 × 100% = 10,230円																			
使 途 内 容	新聞購読料（赤旗日曜版） 令和1年5月～令和2年3月（11カ月分）																			
<領収書貼付欄>																				
複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。 なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。																				

別紙 (領収書添付用紙)



領 収 証 石井浩二 様 No. _____

金額			4	1	0	2	3	0	
----	--	--	---	---	---	---	---	---	--

但 日曜版代金 2019.6~2020.3
730x11.10.30
2019年 5月 24日 上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額 (%)	



収入印紙

堀田信 



支 払 伝 票

会派又は議員名	石井 浩二	経 理 番 号	4											
作 成 年 月 日	令和 2 年 3 月 30 日													
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費													
支 払 金 額	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 40px;">金 額</td><td style="width: 20px;"></td><td style="width: 20px;">百万</td><td style="width: 20px;">¥</td><td style="width: 20px;">3</td><td style="width: 20px;">千</td><td style="width: 20px;">3</td><td style="width: 20px;">9</td><td style="width: 20px;">4</td><td style="width: 20px;">6</td><td style="width: 20px;">円</td></tr></table>			金 額		百万	¥	3	千	3	9	4	6	円
金 額		百万	¥	3	千	3	9	4	6	円				
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 33%;">支出額 (領収書の金額)</td><td style="width: 10%; text-align: center;">按分率</td><td style="width: 33%;">支払金額 (政務活動費充当額)</td></tr><tr><td style="text-align: center;">33,946円</td><td style="text-align: center;">× 100%</td><td style="text-align: center;">= 33,946円</td></tr></table>			支出額 (領収書の金額)	按分率	支払金額 (政務活動費充当額)	33,946円	× 100%	= 33,946円					
支出額 (領収書の金額)	按分率	支払金額 (政務活動費充当額)												
33,946円	× 100%	= 33,946円												
使 途 内 容	新聞購読料 (中日新聞) 令和1年5月～令和2年3月 (11カ月分)													
<領収書貼付欄>														

複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。
なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。

別紙 (領収書添付用紙)



領 収 証

2019年5月度
 ~ 2020年3月

石井浩二様

銘柄名	部数	金額	備考
中日新聞	11	33,946	11ヶ月分

合計金額
33,946

中日新聞

金額には消費税を含みます。
 差違ご購読者様のごとくは
 上記の金額正に御座りました。

中日新聞 中日スポーツ
 日本経済新聞 その他専門紙

2019.6.5

(株) 中野新聞

岐阜市吉津町2-9
 岐阜市入舟町3-16(入舟)
 ☎ 0120-025263



支 払 伝 票

会派又は議員名	石井 浩二	経 理 番 号	5																				
作成年月日	令和 2年 3月 30日																						
使 途 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 資料購入費																						
支 払 金 額	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>金 額</td><td></td><td>百万</td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>¥</td><td>3</td><td>6</td><td>0</td><td>6</td><td>9</td><td></td></tr></table>			金 額		百万		千					円				¥	3	6	0	6	9	
金 額		百万		千					円														
			¥	3	6	0	6	9															
※按分により支払金額を算出する場合の計算式	支出額 (領収書の金額)	按分率	支払金額 (政務活動費充当額)																				
	36,069円	× 100%	= 36,069円																				
使 途 内 容	住宅地図購入料 地域住民をはじめとする市民の方々からの様々な要望箇所の確認を行うため購入。																						
<領収書貼付欄>																							
複数の領収書を貼付する場合は、重ねず一枚ずつ貼ってください。 なお、支払伝票に貼れない場合は、別紙を利用してください。																							

別紙（領収書添付用紙）

領収書

年1.6.25 日

石井 浩二 様

¥36,069-

但し、ゼンリン住宅地図 代

岐阜市今沢町18番地
岐阜市職員互助会 厚生事業部
宮嶋 純

御請求書

年 月 日

岐阜市今沢町18番地
岐阜市職員互助会 厚生事業部
宮 嶋 純

石井 浩二 様

税込合計金額		¥36,069 -		
摘 要	数量	単価	金額 (税抜き)	
ゼンリン住宅地図 岐阜市南部穴あき版	1	12,960	12,960	
ゼンリン住宅地図 岐阜市北部穴あき版	1	10,530	10,530	
ゼンリン住宅地図 薄口ファイル	2	4,954	9,908	
小 計			33,398	
消費税			2671	
合 計			¥36,069	

別紙（領収書添付用紙）

領収書

2 年 1 月 29 日

No. 005874

石井 浩二 様

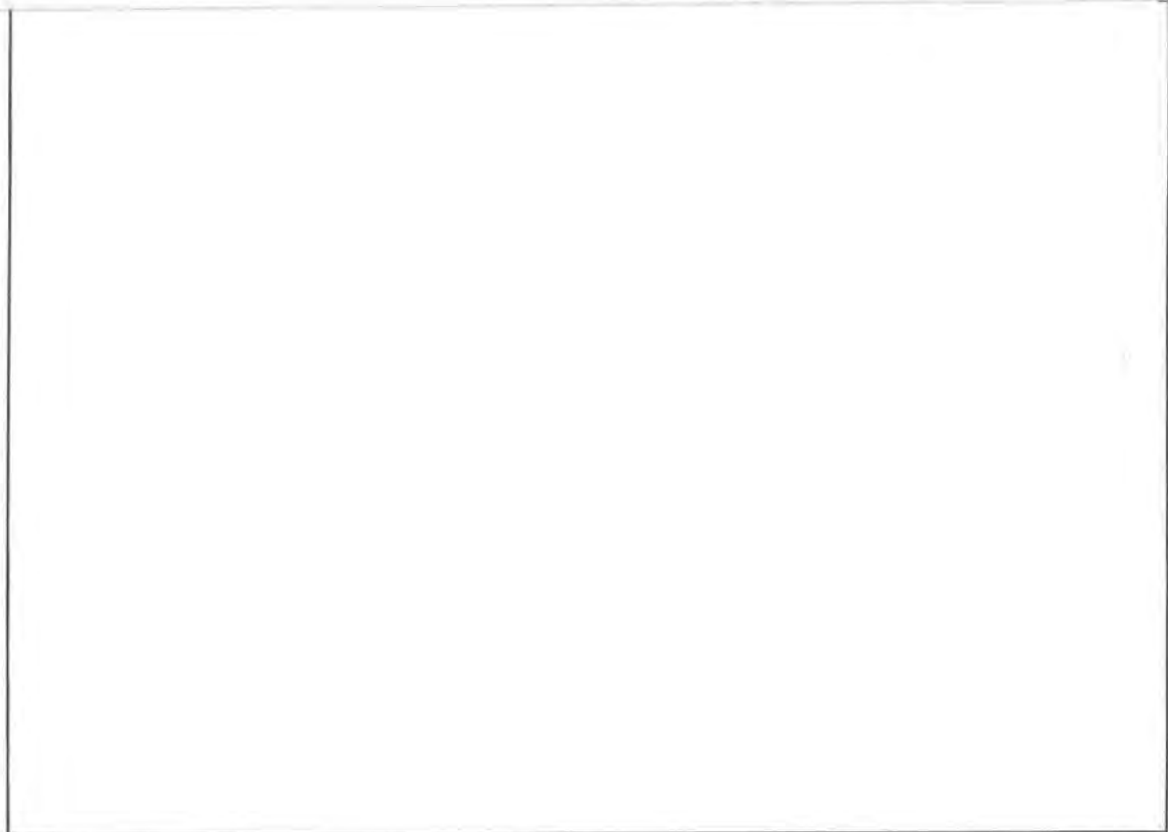
金額 ¥										

但し 市議会レポート制作費
上記金額正に領収致しました



Advertisement
株式会社 廣和
〒500-8357 岐阜県岐阜市
T 019
F 731 代
753

取扱者印



御請求書

令和1年12月25日

〒500-8162

岐阜岐阜市高尾町1丁目3番地

石井 浩二

様



株式会社

廣和

岐阜市六条大溝4-10-19

TEL. 058-276-1731

振込先:十六銀行 本店 当座2221476

毎度ありがとうございます。
下記の通りご請求申し上げます。

繰越残高	御買上金額	消費税額	今回御請求額
74,100		7,410	81,510

月日	品名	数量	単 価	明細金額
19/12/25	市議会レポート 制作・印刷代	13,000	5.7	74,100
	合計			74,100

岐阜市議会議員

令和2年 新春号

いしい こうじ
石井浩二 市議会
レポート

建設委員会 委員長 議会運営委員会 委員 上下水道事業経営審議会 委員 自転車等駐車対策協議会 委員 景観賞選考委員会 委員 空家等対策協議会 委員
一般国道156号岐阜東バイパス第3工区整備促進期成同盟会 委員 国道157号整備促進期成同盟会 役員 主要地方道 関本集線整備促進期成同盟会 役員



市議会・活動報告

1. 令和元年11月市議会定例会

令和元年11月26日から12月12日までの17日間にわたり11月市議会定例会が開催され、令和元年度一般会計、特別会計、企業会計補正予算、条例制定など議案29件と請願2件を審議し、26件可決、2件否決、1件同意、2件不採択という結果でした。

なお、議決結果の詳細は、岐阜市議会ホームページまたは広報ぎふ1月15日号をご参照ください。

2. 令和2年4月からの下水料金の改定

下水料金改定の背景

人口減少に伴い下水料金が減少見込みにある中、下水道普及のために行ってきた投資に伴う償還金（借入の返済）や、下水道管や下水処理場の老朽化に伴う修繕費などの支出は増加傾向にあり、経営が厳しくなることが予想されます。

このような状況に対処し、安定的な下水道サービスを将来に渡って安定的に継続するために、料金が改定されます。

改定の経緯

下水料金の算定期間の終了に伴い、今後の料金のあり方について、岐阜市長が岐阜市上下水道事業経営審議会に対して意見を求めたところ、全6回の審議を経て、平均改定率を11.58%とするなどの内容で答申がされました。その後、答申に基づいた新たな料金を定める条例改正案が令和元年第5回（11月）岐阜市議会定例会に提出されたため、慎重な審議を経て可決しました。

新料金

平均改定率11.58%となる改定が行われます。

下水料金比較表（税抜）1か月につき

種別	区分	改定前料金	改定後料金	差額	
一般 汚水	基本料金	875円	980円	105円	
	従量料金 (1㎡につき)	10㎡までの分	28円	31円	3円
		10㎡を超え 20㎡までの分	107円	120円	13円
		20㎡を超え 50㎡までの分	119円	133円	14円
		50㎡を超え 500㎡までの分	125円	140円	15円
		500㎡を超え 10,000㎡までの分	132円	148円	16円
	10,000㎡を超える分	138円	155円	17円	
公衆 浴場 汚水	基本料金	875円	980円	105円	
	従量料金 (1㎡につき)	10㎡までの分	6円	7円	1円
	10㎡を超える分	21円	24円	3円	

井戸水放流量認定基準の見直し

井戸をご使用のお客様のうち、井戸水メーターを設置されていない方の下水料金を算定するための基準を設けています。井戸水の使用実態に合わせ、家庭用の基準を見直します。

第1種（家事用）認定基準 1か月につき

使用人員
1人…12㎡ (12.5㎡)、2人…19㎡ (19.5㎡)、
3人…25㎡ (25㎡ ※見直し無し)、
4人…27㎡ (28.5㎡)、5人…30.5㎡ (32㎡)、
6人…38㎡ (39.5㎡)、
7人以上…1人増える毎に3.5㎡加算 (1人増える毎に5㎡加算)

新料金の適用

改定日前から継続してご使用の方…令和2年4月1日以降最初の検針分は旧料金が適用され、それ以降は新料金が適用されます。

改定日 令和2年4月1日

	3月	4月	5月
偶数月 検針の方		4月検針	
	旧料金	新料金	
奇数月 検針の方			5月検針
		旧料金	新料金

令和元年6月 中部プラントの改築完了



ご挨拶

こんにちは、岐阜市議会議員の石井浩二です。日頃は皆様から市政に対するご意見やご要望をいただき、議員としての私にご期待を寄せ頼りにして下さるなど大変お世話になり本当に有難う御座います。また、昨年4月の選挙では多くの方々にご支持・ご支援いただき3期目の当選を果たすことができました事、この紙面を借りまして感謝と御礼申し上げます。

さて、私の「議員活動報告」市議会レポートは、1期目は年4回、2期目は年3回のペースで発刊しておりましたが、今年度は4月初旬以来となります。本来なら第2号は10月下旬～11月上旬の予定でしたが1月となってしまいました。

「石井さんの活動報告を楽しみにしているよ!」「最近、市議会レポート来ないけどどうかした?」等、多くの方々から嬉しいお言葉を受けました。読んでくださり様々なご意見・ご要望・ご提案をいただき「住みたいと思えるまち」「住んで良かったと思えるまち」の実現をめざし議員活動に邁進いたします。

今後とも宜しくお願いいたします。

石井浩二

新市庁舎建設進捗状況

今回の市議会レポートは、最近、私が市民の皆様から最も多く質問される新市庁舎建設の進捗状況について特集してお伝えいたします。昨年12月19日に議員を対象にした新市庁舎建設現場視察があり参加してまいりましたので、その様子を写真とともにお伝えいたします。



1階南(南側玄関)から入り北側(メディアコスモス)を見る。安全柵や防御ネットがあるとは言うものの吹き抜けがあり、かなり広く感じました。



2階フロア、内装はまだまだこれからの状態。完成予定の絵では明るい外壁ですが、完成したらどんな感じになるのか楽しみです。



1階と2階、2階と3階を繋ぐ階段。幅も広く緩やかな傾斜で、とても楽そうです。



4階外の緑化施設(屋外デッキ)から建物を見上げた状況。



4階にできる議場。写真後方の部分は傍聴席。皆さん是非傍聴に来て下さい。



5階から見下ろした議場の屋根。屋根部分は平面でないので工員さんが、一枚一枚パネルを手作業で丁寧に貼ります。



5階西側の窓から見た景色。大変眺めの良い景色です。



6階北側の窓から見た景色。メディアコスモスが眼下に見えます。



6階東側の窓から見た景色。建設中の立体駐車場です。



7階へ内装資材が運び込まれ所狭しとばかりに置いてあります。



8階へ建築資材が運び込まれ工程順に置かれ準備されていました。



二日間に分けての議員による視察でしたが、この日は38人中17人の参加でした。

この日は14階まで鉄骨が組み立てられ、外から見ると「14階まで出来上がったな〜!」と思える状態でした。

今年3月末までには18階まで(新市庁舎は18階建)鉄骨が組み立てられる予定であり、現在のところ予定どおり順調に工事が進んでいるようです。来年、2021年(令和3年)3月末までに完成予定です。



市政に対するご意見・ご要望がありましたらご連絡ください。 携帯 090- [REDACTED]
〒500-8701 岐阜市今沢町18 岐阜市議会第1議員控室 TEL 058-265-4141 内線 3313~3316

別紙 (領収書添付用紙)

領収書

令和2年 3月 19日

No. 005892

石井 浩二 様

金額 ¥									
	¥	7	0	5	3	7	0		



但し 市議会レポート制作費 - B3サイズ 製作代

上記金額正に領収致しました

Advertisin



株式会社

〒500-8357 岐阜



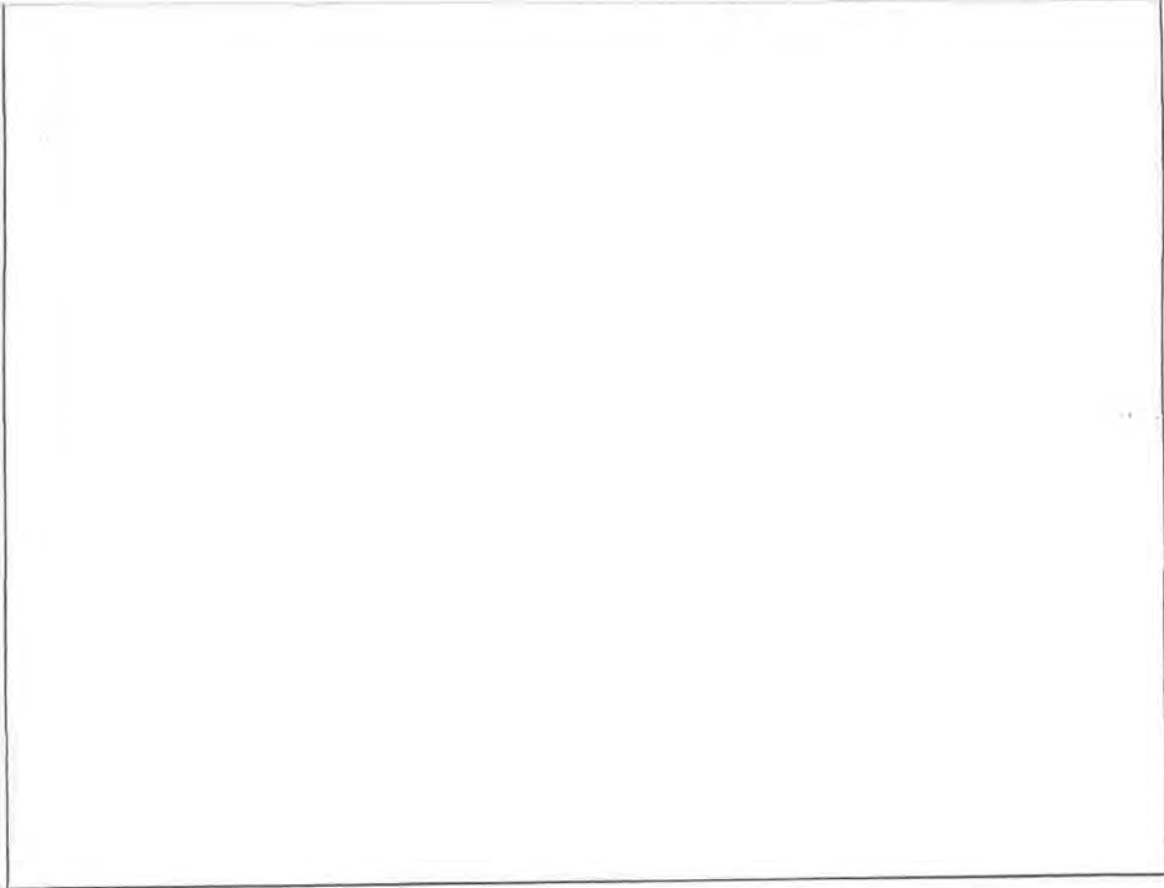
廣和

0-19

731(代)

753

取扱者印



請求書

No. 2020005090

1/1(20267)

〒 500-8162

岐阜県岐阜市高尾町1丁目3番地

締日 2020年3月19日

総合広告代理店

株式会社 廣 和

〒500-8357 岐阜市六条大淵

TEL.058-276-1731(代)

振込先:十六銀行 本店 当座2221476

口座名:株式会社 廣和(コウワ)

石井 浩二 御中

下記の通りご請求申し上げますので、宜しくお願い致します。

前回御請求額	御入金額	繰越残高
0	0	0

今回御買上額	消費税額	今回御請求額
186,700	18,670	205,370

--	--

月日	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額	消費税額	税
3 19	202001150	市議会レポート B4サイズ 制作・印刷代	4,000	枚		40,000	4,000	外
3 19	202001151	市議会レポート・白梅華 B3サイズ 制作・印刷代	9,000	枚		146,700	14,670	外
		【御買上額合計】				186,700		



岐阜市議会議員

令和2年 春号

石井浩二 市議会レポート

建設委員会 委員長 議会運営委員会 委員 上下水道事業経営協議会 委員 自転車等駐車対策協議会 委員 景観賞選考委員会 委員 空家等対策協議会 委員 一般国道156号岐阜東バイパス第3工区整備促進期成同盟会 委員 国道157号整備促進期成同盟会 役員 主要地方道 関本線整備促進期成同盟会 役員

市政に対するご意見・ご要望がありましたらご連絡ください。 携帯 090-
〒500-8701 岐阜市今沢町18 岐阜市議会第1議員控室 TEL 058-265-4141 内線 3313~3316

ご挨拶

こんにちは、岐阜市議会議員の石井浩二です。日頃は皆様から市政に対するご意見やご要望をいただき、市議会議員としての私にご期待を寄せ頼りにして下さる等、大変にお世話になり本当に有難う御座います。この紙面を借りまして感謝と御礼を申し上げます。

また、昨年4月の選挙にて3期目の当選させていただき今年には10年目を迎えることになり、更には還暦の60歳を迎える年でもあり、議員として最も活動・活躍できる時期であると思ひ、議員活動に邁進することをお誓い申し上げます。

さて、今回の市議会レポートが皆様のお手元に届くのは令和2年3月議会終了後(3月26日閉会)の3月下旬~4月上旬になると思いますが、この1年間の私の議会での質疑や議員として果たした(未だ任期はありますが)役職等についてお伝えしたいと思います。

「住みたいと思えるまち」「住んで良かったと思えるまち」の実現を目指して頑張りますので今後とも宜しくお願いいたします。

議会開催

令和2年3月議会(3月2日開会)では、第1号議案~第64号議案までが上程され、その後、議案の説明(議案精説)を受け本会議に臨み、各議案の委員会審査が行われます。前述しましたが、市議会レポートが皆さんのお手元に届く時期が3月末~4月上旬になるので、その頃には全て結果が出ていると思います。

昨年4月の選挙での改選後から6月議会・9月議会・11月議会が開催され(この原稿は2020年3月議事を前に書いています)、6月議会と11月議会に登壇し(テレビ生中継)議会質問をいたしましたのでご紹介いたします。

6月議会

Q.市内業者の活用について 答弁者:行政部長

①発注案件において、市内事業者の活用に対して、どのように考え、取り組まれているか。実例を挙げるなど詳しく教えてほしい

Q.岐阜市の防災対策について 答弁者:防災監兼都市防災部長

①本市の水害対策について
②災害時の個人備蓄等について

Q.貧困対策教育について 答弁者:教育長

①将来貧困に陥らないための岐阜市の教育について

Q.北西部運動公園グラウンドについて

答弁者:教育委員会事務局長

①使用団体・使用者は、どのように決めていくのか

また、FC岐阜へのサポートにおいてグラウンド使用はどのようになるのか

②Bコートのナイター照明の利用は、どのように考えているのか



再質問:本市の経済発展のため、市発注案件での市内業者の活用について、どのように考えるか 答弁者:市長

11月議会

Q.働き方改革と事務業務の見直しについて

答弁者:行政部長・財政部長

①会計年度任用職員制度導入に伴う、他都市の動向も含めた様々な問題とその影響額について

②職員の人材確保が厳しくなる中での持続可能な行政サービスの提供について

③職員の人材確保が厳しくなる中での持続可能な行政サービスの提供に向けた取組について

Q.空き家対策について 答弁者:まちづくり推進部長

①対策を進める中で、どのような課題があると認識しているか。

②岐阜市内には、改善が見込めない空き家はあるのかあるとすれば、今後どのような対応をされるのか

Q.産婦歯科健康診査の導入について 答弁者:健康部長

Q.学校統合の成果について 答弁者:教育長

①どのような成果があったと考えるか

Q.小中学校等体育館の空調設備整備について

答弁者:教育委員会事務局長

①進捗状況について

②今後の進め方について

Q.日野恵光への今後の対応について 答弁者:福祉部長

Q.台風や大雨に対する防災対策について

答弁者:防災監兼都市防災部長

Q.本市の事業承継支援について 答弁者:商工観光部長

①本市の事業承継支援と他の支援機関などとの連携について

再質問:行政代執行についての考え 答弁者:まちづくり推進部長



議会質問の効果

①「産婦歯科健康診査の導入について」は一昨年2018年11月議会でも、実現の可能性を質問し、実現を要望いたしました。そして、翌年2019年11月議会でも再度、その必要性を訴え予算要望をし、この3月議会でも予算上程がされております。

②空き家に関する質問は過去に3回いたしました。今議会では、行政代執行をするための予算が初めて上程されました。

議会 通常議会は、3月議会、6月議会、9月議会、11月議会の4回開催されます。

各議会、様々な議案が上程されますが、大まかな説明をいたします。

3月議会：「予算議会」とも言われ全ての部署に関する新年度の予算案が上程されます。

6月議会：補正予算案が多く上程されます。

9月議会：「決算議会」とも言われ全ての部署に関する決算認定の議案が上程されます。

11月議会：11月中旬～12月中旬に開催されますが、開会する月の数字で表現し11月議会と呼んでいます。

また、5月には臨時議会が開催されます。いくつかの議案が上程されるというものの5月議会は、議長・副議長の選出（選挙）や監査委員の任命、更には、常任委員会の委員長・副委員長選出、各種委員会や審議・協議会への岐阜市議会議員選出委員の決定を行います。



私の今年度委員

前述しましたように5月議会を境に議員皆さんの役職や所属委員会が変わることが殆どなので、議員の年度替わりは、1月1日や4月1日ではなく5月議会終了時であると私は思っています。

今年度は、5つある常任委員会の1つである建設委員会委員長を務めさせていただき、それに付随していくつかの委員会委員も務めさせていただきました。各委員会委員として会議への出席や事業・イベントの来賓としての出席回数が多く大変でしたが多くの有意義な経験を積むことができました。

また、会派内でも執行部役員を務めさせていただき議会運営委員会にも出席しています。

これらの活動を改めてご報告いたします。

建設委員会

都市建設部、まちづくり推進部、基盤整備部、上下水道部の4部署からなる委員会です。建設委員長として「丸窓電車の設置式」や「黄金の信長像のmantou着用式」等、様々な式典・セレモニーに出席いたしました。



丸窓電車



黄金の信長像

委員会視察

常任委員会の視察は通常9月議会終了後～11月議会開会に行われます。近年、岐阜市内には空き家が多く、私も過去の議会質問で空き家について3度質問していることもあり、委員長である私の提案で建設委員会の視察は「空き家対策の取組が進んでいる都市（仙台市・八戸市）」へ行ってまいりました。大変に有意義な視察でした。

付随委員会

空家等対策協議会委員、景観賞選考委員会委員、自転車盗駐車対策協議会委員、国道157号整備促進期成同盟会役員、主要地方道関・本巣線整備促進期成同盟会委員、一般国道156号岐阜東バイパス第3工区整備促進期成同盟会委員。

全て重要な役職でしたが、景観賞選考委員会委員においては、選考された建築物等を丸一日かけて市役所のマイクロバスで見回り、別の日に委員の皆で表彰対象を喧々譁々の議論にて選出しメディアコスモスで表彰させていただきました。

上下水道事業経営審議会委員

前回発行した「令和2年市議会レポート新春号」の表紙面でお知らせしましたように下水料金が11.58%上がります。この料金改定の検討のために6回の上下水道事業経営審議会が開催され出席し議論いたしました。

会派市執行部委員

現在、岐阜市議会議員は38名。自民党議員で構成される会派「自民岐阜」には17名が所属しています。その会派「自民岐阜」執行部役員は1年単位で交代する場合がございますが、5名が選出され会派運営を行います。私は副政調会長を務めており、皆さんからの様々な意見の調整を行っています。



会派予算要望書を市長に手渡している様子



市長・副市長に予算要望の内容説明をしている様子

議会運営委員会

各会派選出の議会運営委員11人で構成されています。我々の会派からは執行部役員5人が委員会に参加しますが委員会メンバーの数は、各会派所属議員の案分によって決まります。

議会運営委員会での議論は様々なものでしたが、本年度は特に「議会基本条例」の制定と議員がタブレットパソコンを用いて議会運営を可能にすることに時間が費やされました。

委員会視察

議会運営委員会の視察は、議会運営がより活発でスムーズに、そして時間短縮ができ経費がかからないようにするためタブレットパソコン導入について、佐賀市・廿日市市（広島）・大垣市へ行ってまいりました。大垣市では今年1月から開庁した新市庁舎も見学いたしました。



佐賀県佐賀市



広島県廿日市市



大垣市市役所（議場）

市議会議員として10年目を迎えますが、今年度1年間の経験、更には今までの経験と得た知識を市民の皆さんにとって安心・安全で暮らしやすい街になるよう、また、市政繁栄のために本年も頑張ります！

活動報告 白梅華

【私の取り組み】

教育

福祉

経済

防災

私の主な取組は、「教育」・「福祉」・「経済」・「防災」の4本柱です。これらは、私のリーフレットにも掲載してありますし、議員活動・議会質問においても中心となっています。また、市政報告会においていつもお話しています。今回の白梅華のコーナーでは「教育」について皆様にお知らせいたします。

コミュニティ・スクール

私の地元、梅林中学校区（白山・梅林・華陽）の話題や人々を対象としたコーナーは大変に好評で皆様から好意的なご意見をいただいております。前月号では、このコーナーが無かったため「次回はぜひ掲載して欲しい!」というご要望が多くありましたので、今回は市内各小中学校・特別支援学校で取組んでいる「岐阜市型コミュニティ・スクール」（梅林中学校・白山小学校・梅林小学校・華陽小学校）の様子をお伝えいたします。

私も梅林中学校の学校運営協議会の一員としてコミュニティ・スクールに関わっております。

コミュニティ・スクールとは

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される「学校運営協議会」が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりといった取組がおこなわれます。

岐阜市のコミュニティ・スクール

平成27年には市立の全ての小・中学校、特別支援学校が、平成30年度には市立幼稚園（加納幼稚園・岐阜東幼稚園）と市立岐阜商業高等学校が学校運営協議会を立ち上げ、岐阜市立の幼少中高の学校・園がコミュニティ・スクールとなりました。



岐阜市立梅林中学校

学校運営協議会 平成27年4月1日発足 教職員数 41名 学級数 12学級 児童・生徒数 327名

学校運営協議会構成 計15名（地域代表9名、学識経験者1名、保護者代表2名、学校代表3名）

成果（取組内容）と課題

本年度も、地域と学校が協力しながら、生徒の笑顔が飛び交う学校を目指し、様々な活動を繰り広げています。安全部会による、「高齢者宅訪問」では、昨年度より訪問回数を大幅に増やし、地域貢献活動に努めています。また、学習部会による「The仕事場in梅林」では、校区にお住まいの方や近隣で働いておられる18名の講師に来ていただき、様々な職業について話を聞いたり、体験したりするキャリア学習を行い、「働くこと」について考える時間をつくり出すことができました。その他にも、課外活動部会による部活動体験会、広報部会によるこれらの広報活動など、子どもたちの笑顔があふれるさまざまな活動を実践しています。



「The仕事場in梅林」での職業体験



高齢者宅訪問による地域の方とのふれ合い

学校運営協議会の委員からひとこと

学校・地域に誇りがもてる生徒と地域をめざして 学校運営協議会 会長 玉木 隆さん

学校・家庭・地域の人々が、互いの持ち味を活かし合って、互いを尊敬し合える校風が広まるように活動を広げていきます。目標に向かう真剣なまなざし、屈託なく笑い合う笑顔に、生徒さん達から、エネルギーをいただいています。

岐阜市立白山小学校

学校運営協議会 平成27年4月1日発足

教職員数 15名

学級数 7学級

児童・生徒数 181名

学校運営協議会構成

計8名(地域代表3名、学識経験者1名、保護者代表2名、学校代表2名)

成果(取組内容)と課題

- 白山小学校運営協議会を第1回5月24日、第2回11月12日に開催
 - 白山ふれあいの集い2019～地域の高齢者と児童の交流・地域の高齢者と2年生(6月10日)1年生(10月8日)が交流し絆を深めた。
 - 社会福祉協議会白山支部主催による5年生の高齢者体験(5月30日)
 - 響 白山夏祭り(7月18日)盆踊り大会(8月17日)地域の防災訓練(9月28日)、地域の文化祭・青少年ふれあい広場(11月10日)・様々な地域の行事に児童が参加。
 - 老人クラブと連携した環境活動(花の苗植え、公園清掃)
- <成果>児童が、地域行事に積極的に参加し、地域の方から多くを学ぶことができた。
<課題>地域の方の教育力をさらに学校運営に活かしていく。



老人クラブの方との花の苗植え



地域の防災訓練に参加の6年児童

学校運営協議会の委員からひとこと

地域の人と一緒に学ぶ白山の子 学校運営協議会 会長 篠田 五三郎さん

少子高齢化社会の進む中、今年は防災訓練に参加し、心肺蘇生の訓練を行う等、子どもたちが地域の諸行事に数多く参加しました。地域の行事に参加することで、地域の方から多くのことを学んでいけたらと思います。

岐阜市立梅林小学校

学校運営協議会 平成27年4月1日発足

教職員数 29名

学級数 8学級

児童・生徒数 194名

学校運営協議会構成

計19名(地域代表13名、学識経験者0名、保護者代表2名、学校代表4名)

成果(取組内容)と課題

- ・長年、継続・実施していただいている「ふれあいワールド梅林(地域の方が講師となり、科学工作・火おこし等16講座開講)」や、畑(生活科)、裁縫・ミシン(家庭科)、囲碁・手品、琴、バトミントン等のクラブ活動における学習サポーターなど、地域の皆様に支えていただいている。
- ・芝生の手入れを地域の方をお願いして4年目。5・6年もボランティアで後片付け作業を行い、地域の中の学校という意識が双方で向上した。
- ・運動会での児童による肩たたきやお世話になった方との給食会が好評。こうした交流を深めたい。



地域の方にお礼の気持ちで「運動会・肩もみタイム」



「ふれあいワールド梅林」

学校運営協議会の委員からひとこと

梅っ子を育むコミュニティ・スクールの充実 学校運営協議会 会長 後藤 勇さん

子どもたちの安全を何より大切に考え、登下校時の見守りを地域の皆さんに呼びかけ、実施しています。小学校の校庭で毎日、掃除をする地域の方がいます。地域で声をかけ合い、学校の芝生や学級園の手入れをしてくださる方もいます。学校、地域どちらにも実り多い活動になることを願って実施しています。

岐阜市立華陽小学校

学校運営協議会 平成26年4月1日発足

教職員数 32名

学級数 13学級

児童・生徒数 259名

学校運営協議会構成

計8名(地域代表5名、保護者代表1名、学校代表2名)

成果(取組内容)と課題

『地域の方とふれあい共に活動をする中で、成長する華陽の子』

- 4月の「こども110番の家ウォークラリー」では、地域の方たちと共に110番の家や消火器の位置、危険箇所等を確認しました。
 - 9月の「地域・小中合同防災訓練」では、トイレの使い方・新聞紙スリッパ・紐の結び方・消火訓練・家庭内DIG・非常食準備・起震車体験・煙体験等学年ごとの活動を通して理解を深め、地域防災に関わる実感がもてました。
 - 総合的な学習の時間等で、給食を一緒に食べる活動等、ふれあいがある活動を工夫し、コミュニケーション力を高めています。
- 連携を密にし、さらなる充実を図ります。



4月「こども110番の家ウォークラリー」



9月「地域・小中合同防災訓練」

学校運営協議会の委員からひとこと

『学校と地域みんなの力で』 学校運営協議会 会長 頼瀬 十四夫さん

コミュニティ・スクールの機能を生かし、より子どもたちが、学校や地域において安心・安全に生活でき成長できるように、話し合い連携し合って、見守りや行事等の充実に取り組んでいます。

別紙（領収書添付用紙）

領収書

令和1年5月23日

No. 005855

石川 浩二

様

金額 ¥	4	1	6	8	5	3
------	---	---	---	---	---	---



但し 市税/印紙 差込代 他

上記金額正に領収致しました

Advertisin



株式会社

〒500-8357 岐阜

T

F



0-19
73110
753

取扱者印



別紙（領収書添付用紙）

領収書

2020年 2月 3日

No. 005879

石井 浩二 様

金額 ¥	¥	3	3	4	6	6	4
------	---	---	---	---	---	---	---



但し 年取り料 自配郵送料

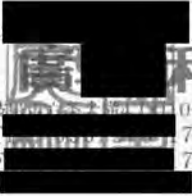
上記金額正に領収致しました

Advertisin



株式会社

〒500-8357



0-19

731 (0)

753

取扱者印



別紙 (領収書添付用紙)



領 収 証

石井 浩二

様

No. _____

金額

¥ 1 2 0 1 2 0



但 本領収書は「IT」

令和 2 年 3 月 3 / 日 上記正に領収いたしました

総合広告代理店

内 訳

税抜金額

消費税額 (%)



株式会社

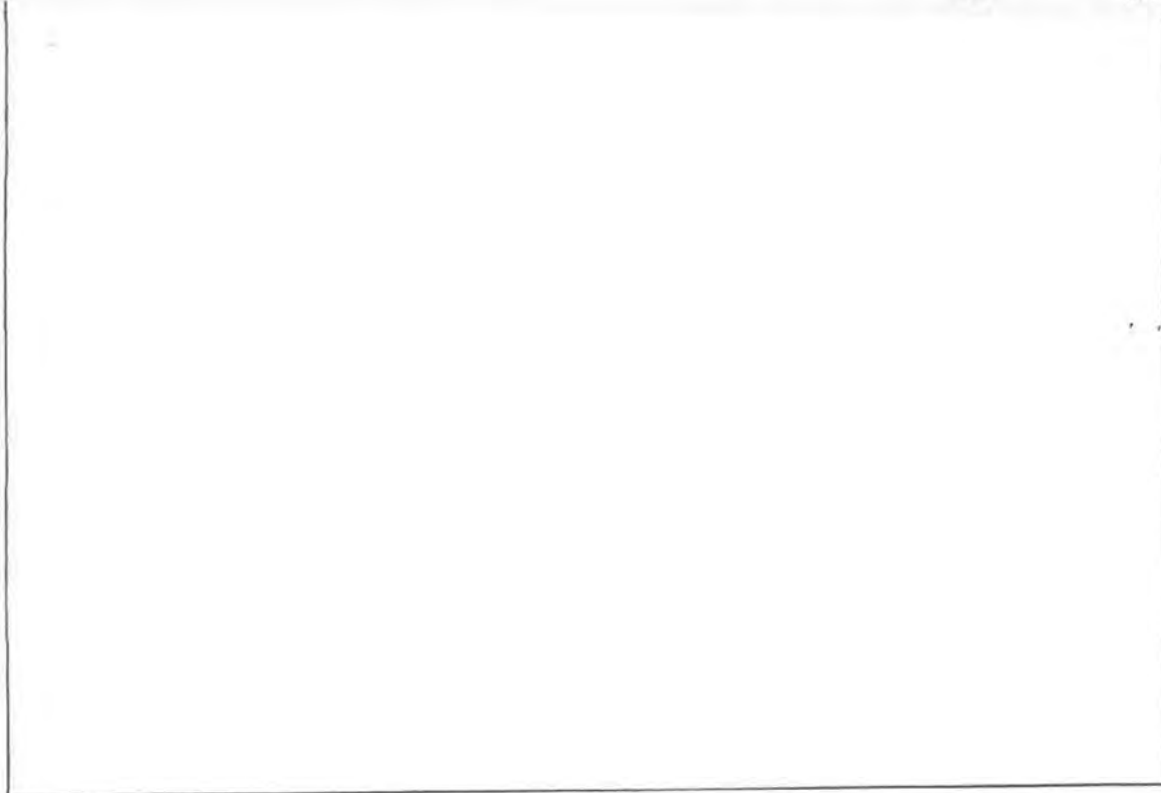
廣 和

〒500-8357 岐阜市六条大濇4丁目10-19

TEL (058) 276-1731

FAX (058) 276-1753

GR1415



別紙 (領収書添付用紙)

領 収 書



(住所氏名)										領収内訳		収入印紙 貼付欄
石井 浩二 様										現金 2,132 円		
										証紙 円		
										切手 円		
金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円	小切手	円	
					7	2	1	3	2			
(販売等内訳)										種類	1 通の料金	
切手 2,132 円												
葉書(年賀・年賀以外) 円												
収入印紙 円												
販売品 円												
別納料金 円												
上記のとおり、領収いたしました。 2019 年 6 月 4 日										通数	割引額	
日本郵便株式会社 〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2 お問い合わせ電話番号 058-262-4000										領収日付印		
										取扱局	岐阜中央	郵便局
備考 26円分										担当者印		

ユ07001 (26・SHI)

金額を訂正したものは無効です

A091634 - 22

別紙（領収書添付用紙）

領収書

石井 浩二 様

[証紙切手引受]		
第一種定形 @82	1通	10.0g ¥82

特殊取扱 (内訳) 速達		¥280 ¥280

小計		¥362

郵便物引受合計通数	1通	
課税計		¥362
(内消費税等		¥26)
非課税計		¥0

合計		¥362
口計		
お預り金額		¥402
おつり		¥40



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 6月20日 12:31
担当：[REDACTED]
発行No. 190620A7621 端N65箱02
連絡先：岐阜神田郵便局
TEL:058-263-4711

領収書

石井 浩二 様

[証紙切手引受]		
第一種定形外(規格内) @250	1通	204.0g ¥250

小計		¥250

郵便物引受合計通数	1通	
課税計		¥250
(内消費税等		¥18)
非課税計		¥0

合計		¥250
口計		
お預り金額		¥500
おつり		¥250



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 7月 9日 8:27
担当：[REDACTED]
発行No. 190709A3211 端P68箱14
連絡先：岐阜中央郵便局
TEL:0570-022-063

別紙 (領収書添付用紙)

領収書

石井 浩二 様

[証紙切手引受]	
第一種定形外(規格内) @120 1通	35.5g ¥120
小計	¥120
郵便物引受合計通数	1通
課税計	¥120
(内消費税等)	¥8)
非課税計	¥0
合計	¥120
お預り金額	¥150
おつり	¥30



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 8月27日 13:24
担当：[REDACTED]
発行No. 190827A8209 端N46箱01
連絡先：岐阜北長森郵便局
TEL:058-245-4240

郵便局からのお知らせ

**2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わります。**

消費税率の改定に伴い、郵便料金などを
変更させていただきます。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
ご覧いただくか、お近くの郵便局にお尋ねください。

郵便 [REDACTED]

領収書

石井 浩二 様

[証紙切手引受]	
第一種定形 @82 20通	¥1,640
小計	¥1,640
郵便物引受合計通数	20通
課税計	¥1,640
(内消費税等)	¥121)
非課税計	¥0
合計	¥1,640
お預り金額	¥2,000
おつり	¥360



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年 9月16日 16:52
担当：[REDACTED]
発行No. 190916A0339 端P69箱10
連絡先：岐阜中央郵便局
TEL:0570-022-063

郵便局からのお知らせ

**2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わります。**

消費税率の改定に伴い、郵便料金などを
変更させていただきます。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
ご覧いただくか、お近くの郵便局にお尋ねください。

郵便 [REDACTED]

別紙 (領収書添付用紙)

領収書

石井 浩二 様

[販売]
 84円普通切手
 84円 21枚 ¥1,764

小計 ¥1,764

課税計 (10%) ¥0
 (内消費税等 ¥0)
 非課税計 ¥1,764

合計 ¥1,764
 お預り金額 ¥1,765
 おつり ¥1



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2020年 1月22日 10:39
 担当：[REDACTED]
 発行No. 200122J1169 端N69箱01
 連絡先：岐阜南長森郵便局
 TEL:058-245-4246

郵便局からのお知らせ

**2019年10月1日(火)から
 郵便料金などが変わりました。**

消費税率の改定に伴い、郵便料金などを
 変更させていただきました。
 詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
 ご覧いただくか、お近くの郵便局にお尋ねください。

郵便 [REDACTED]

領収書

石井 浩二 様

[別納引受]
 第一種定形
 @84 19通 ¥1,596

小計 ¥1,596

郵便物引受合計通数 19通
 課税計 (10%) ¥1,596
 (内消費税等 ¥145)
 非課税計 ¥0

合計 ¥1,596
 お預り金額 ¥2,000
 おつり ¥404



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2020年 2月 4日 17:11
 担当：[REDACTED]
 発行No. 200204A9446 端N56箱03
 連絡先：岐阜中央郵便局
 TEL:0570-022-063

別紙 (領収書添付用紙)

領収書

石井浩二 様

[販売]
 84円普通切手 1枚 ¥84
 84円
 天体シリーズ第3集 1枚 ¥840
 840円

 小計 ¥924

 課税計 (10%) ¥0
 (内消費税等 ¥0)
 非課税計 ¥924

 △計 ¥924
 口計
 お預り金額 ¥1,000
 おつり ¥76

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2020年 2月 5日 17:44
 担当：[REDACTED]
 発行No. 200205J2569 端N61箱11
 連絡先：岐阜中央郵便局
 TEL:0570-022-063

領収書

石井浩二 様

[証紙切手引受]
 第一種定形 31.0g
 @94 1通 ¥94

 小計 ¥94

 第一種定形
 @84 2通 ¥168

 小計 ¥168

 郵便物引受合計通数 3通
 課税計 (10%) ¥262
 (内消費税等 ¥23)
 非課税計 ¥0

 △計 ¥262
 口計
 お預り金額 ¥500
 おつり ¥238

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2020年 2月18日 13:19
 担当：[REDACTED]
 発行No. 200218A7161 端N61箱11
 連絡先：岐阜中央郵便局
 TEL:0570-022-063

別紙 (領収書添付用紙)

領収書

石川 浩二 様

[証紙切手引受]
第一種定形 11.5g
@84 20通 ¥1,680

小計 ¥1,680

郵便物引受合計通数 20通
課税計 (10%) ¥1,680
(内消費税等 ¥152)
非課税計 ¥0

△計 ¥1,680
合計 ¥1,680
お預り金額 ¥1,680



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2020年 2月22日 10:51
担当 [REDACTED]
発行No. 200222A1129 端N56箱03
連絡先：岐阜中央郵便局
TEL:0570-022-063

別紙 (領収書添付用紙)

領収書

石井 様

[販売]
日本オーストリア友好150周年
84円 16枚 ¥1,344

小計 ¥1,344

課税計 (10%) ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥1,344

△計 ¥1,344
□計
お預り金額 ¥2,004
おつり ¥660



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2020年 3月23日 16:00
担当：[REDACTED]
発行No. 200325J7780 端N65箱02
連絡先：岐阜神田郵便局
TEL:058-263-4711

お年玉当せん番号発表!!

特等は東京2020オリンピックにご招待!! (旅行券付き)
日本郵便は、東京2020オリンピックパートナー (特等) です。

引換期間	詳細はこちら
2020年7月20日(月)まで	
1等: 現金30万円 または電子マネー31万円分	
2等: ふるさと小物など	
3等: お年玉当せんシート	

別紙 (領収書添付用紙)

領 収 書		№ 017870	
石井浩二 殿			
		千	円
		7	4640
但し 乾電池 単一 16本 上記の金額正に領収致しました 2017年 5 月 30 日			
株式会社 後藤無線商会		収 入 印 紙	
トイレ・お風呂・キッチンリフォームお任せ下さい!		部 門 係	
			
〒500-8113 岐阜市金園町 8-10 TEL058-245-5356			
リフォーム実績公開中 http://www.gotomusen-honten.com			

経 理 簿

7 広報広聴費

年月日	番号	摘 要	支出額(円)	領収書金額
5月9日	5-1	ガソリン代	1,744	5,814
5月22日	5-2	ガソリン代	1,836	6,120
6月4日	5-3	ガソリン代	1,945	6,484
6月22日	5-4	ガソリン代	1,676	5,586
7月3日	5-5	ガソリン代	1,791	5,970
7月13日	5-6	ガソリン代	1,632	5,439
8月30日	5-7	ガソリン代	1,818	6,060
9月10日	5-8	ガソリン代	1,811	6,037
9月27日	5-9	ガソリン代	1,840	6,134
10月22日	5-10	ガソリン代	1,790	5,966
11月11日	5-11	ガソリン代	1,867	6,223
11月20日	5-12	ガソリン代	2,062	6,874
12月10日	5-13	ガソリン代	1,901	6,336
12月25日	5-14	ガソリン代	1,908	6,359
1月6日	5-15	ガソリン代	747	2,489
1月16日	5-16	ガソリン代	1,928	6,425
2月1日	5-17	ガソリン代	1,739	5,796
2月14日	5-18	ガソリン代	1,953	6,510
2月28日	5-19	ガソリン代	1,765	5,883
3月8日	5-20	ガソリン代	1,229	4,098
3月14日	5-21	ガソリン代	1,476	4,920
3月25日	5-22	ガソリン代	938	3,128
		小 計	37,396	124,651
		合 計	871,172	

別紙 (領収書添付用紙)

領収書

2019/05/09(木)07:44

石井 浩二 様

¥5,814

(内消費税等 ¥431)

<内訳>クレジット
上記正に領収しました

但し グノハン 代として

※本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

岐阜昭石(株)
竜田町SS
岐阜県岐阜市
竜田町2-4
TEL:058-265-4496

No.5725 担当: [REDACTED]
POS01
2019/05/09

領収書

2019/05/22(水)08:03

石井 浩二 様

¥6,120

(内消費税等 ¥453)

<内訳>クレジット
上記正に領収しました

但し グソリ 代として

※本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

岐阜昭石(株)
竜田町SS
岐阜県岐阜市
竜田町2-4
TEL:058-265-4496

No.7441 担当: [REDACTED]
POS01
2019/05/22

領収書

2019/06/04(火)17:51

石井 浩二 様

¥6,484

(内消費税等 ¥480)

<内訳>クレジット
上記正に領収しました

但し カソリ 代として

※本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

岐阜昭石(株)
竜田町SS
岐阜県岐阜市
竜田町2-4
TEL:058-265-4496

No.1260 担当: [REDACTED]
POS01
2019/06/04

領収書

2019/06/22(土)08:54

石井 浩二 様

¥5,586

(内消費税等 ¥414)

<内訳>クレジット
上記正に領収しました

但し ガソリ 代として

※本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

岐阜昭石(株)
竜田町SS
岐阜県岐阜市
竜田町2-4
TEL:058-265-4496

No.3470 担当: [REDACTED]
POS01
2019/06/22

別紙 (領収書添付用紙)

領収書

2019/07/03(水)16:27

石井浩二様

¥5,970
(内消費税等 ¥442)

<内訳>クレジット
上記正に領収しました

但し ガソリン 代として

※本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

岐阜昭石(株)
竜田町SS
岐阜県岐阜市
竜田町2-4
TEL:058-265-4496

No.4962 担当: [REDACTED]
POS01
2019/07/03

領収書

2019/07/13(土)12:33

石井浩二様

¥5,439
(内消費税等 ¥403)

<内訳>クレジット
上記正に領収しました

但し ガソリン 代として

※本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

岐阜昭石(株)
竜田町SS
岐阜県岐阜市
竜田町2-4
TEL:058-265-4496

No.6189 担当: [REDACTED]
POS01
2019/07/13

領収書

2019/08/30(金)17:40

[REDACTED] 石井浩二様

¥6,060

<内訳>クレジット
上記正に領収しました

但し ガソリン 代として

※本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管頂く
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願い致します。

豊通石油販売(株) 明德町SS
岐阜県岐阜市 明德町13番地
TEL:058-263-8177

No.6360 担当: [REDACTED]
POS01
2019/08/30

別紙 (領収書添付用紙)

J 030020 **領 収 証**

石井 浩二 様

令和 〇1年 09月 10日

金額 7 6 0 3 7
 (内消費税額 447 円) (内軽油引取税額 円)

上記の通り領収しました ガリに 39.37ℓ

0 現金					3 相殺				
1 小切手					4 手形				
2 振込									

丸栄石油株式会社

MARUEI 本社 岐阜市東山町南5番地 電話(058)245-0201(大代表)

給油所 セルフ東興・長瀬・八幡国道・蘇原・各務原北
 セルフ日野・カー・プリテール美濃加茂・采女
 カードック長瀬・大毛・岐南インター北
 セルフウォッシュ・スーパーオークション岐阜東
 配送センター・クレサンパール丸栄・スーパーオークション岐阜東
 ビッカーズ入舟・パリュールレンタカー 岐阜東

担当者

J 030021 **領 収 証**

石井 浩二 様

令和 〇1年 09月 27日

金額 7 6 1 3 4
 (内消費税額 454 円) (内軽油引取税額 円)

上記の通り領収しました ガソリン 40ℓ

0 現金					3 相殺				
1 小切手					4 手形				
2 振込									

丸栄石油株式会社

MARUEI 本社 岐阜市東山町南5番地 電話(058)245-0201(大代表)

給油所 セルフ東興・長瀬・八幡国道・蘇原・各務原北
 セルフ日野・カー・プリテール美濃加茂・采女
 カードック長瀬・大毛・岐南インター北
 セルフウォッシュ・スーパーオークション岐阜東
 配送センター・クレサンパール丸栄・スーパーオークション岐阜東
 ビッカーズ入舟・パリュールレンタカー 岐阜東

担当者

別紙 (領収書添付用紙)

J 030861 **領 収 証**

石井 浩二 様

令和 〇1年 10月 22日

金額 5966
(内消費税額 542 円) (内軽油引取税額 円)

上記の通り領収しました ガソリン代 3822

0 現金						3 相殺					
1 小切手						4 手形					
2 振込											

丸栄石油株式会社

MARUEI 給油所 本社 岐阜市東山町四番地 電話 (058) 245-0201 (大代表)

セルフ東興・長瀬 八幡国道・藤原・各務原北
セルフ日野・カー ブリテール美濃加茂・采女
カーパドック長瀬 大毛・岐阜インター北
セルフウォッシュ 配送センター・クレサンベール丸栄・スーパーオクション岐阜東
ピッカーズ入舟・パリュールレンタカー岐阜東

担当者

J 030896 **領 収 証**

石井 浩二 様

令和 〇1年 11月 11日

金額 6223
(内消費税額 566 円) (内軽油引取税額 円)

上記の通り領収しました ガソリン 3984

0 現金						3 相殺					
1 小切手						4 手形					
2 振込											

丸栄石油株式会社

MARUEI 給油所 本社 岐阜市東山町四番地 電話 (058) 245-0201 (大代表)

セルフ東興・長瀬 八幡国道・藤原・各務原北
セルフ日野・カー ブリテール美濃加茂・采女
カーパドック長瀬 大毛・岐阜インター北
セルフウォッシュ 配送センター・クレサンベール丸栄・スーパーオクション岐阜東
ピッカーズ入舟・パリュールレンタカー岐阜東

担当者

別紙 (領収書添付用紙)

J 030897		領 収 証		収入印紙	
令和 平成		石井 浩二 様			
[]年 []月 []日		[] [] [] [] [] []		[] [] [] [] [] []	
金額		¥ 6 8 7 4			
(内消費税額 625 円)		(内軽油引取税額 円)			
上記の通り領収しました		ガソリン 44.01ℓ			
0 現金		3 相殺			
1 小切手		4 手形			
2 振込					
		丸栄石油株式会社		担当者	
本社 岐阜市東興町4番地 ☎(058) 245-0201 (大代表)		給油所 セルフ東興・長森・岐阜バイパス・各務原北・各務原南・各務原西・各務原東・各務原南・各務原北・各務原南・各務原北・各務原南・各務原北			
セルフ日野・カーボドック長瀬・大毛・岐南インター北・配送センター・クレサンベール丸栄・スーパーオークション岐阜東		バイパス・入舟・西荘・美園・八幡岡・蘇原・各務原北・プリテール美濃加茂・栗女			

E 097291		領 収 証		収入印紙	
令和 平成		石井 浩二 様			
[]年 []月 []日		[] [] [] [] [] []		[] [] [] [] [] []	
金額		¥ 6 3 3 6			
(内消費税額 576 円)		(内軽油引取税額 円)			
上記の通り領収しました		ガソリン 40ℓ			
0 現金		3 相殺			
1 小切手		4 手形			
2 振込					
		丸栄石油株式会社		担当者	
本社 岐阜市東興町4番地 ☎(058) 245-0201 (大代表)		岡山支店 岡山県都窪郡 ☎(086) 482-2638			
給油所 東興・長森・岐阜バイパス・各務原北・LSI・川辺・大毛・クレサンベール		入舟・西荘・美園・各務原インター・桃花台・四日市栄女・配送センター			

別紙 (領収書添付用紙)

E 097292

領 収 証

収入印紙

石井浩二様

令和 01年 12月 25日

金額 ¥ 6 3 5 9

(内消費税額 578 円) (内軽油引取税額 円)

上記の通り領収しました ガソリン 39.6ℓ

0	現金					3	相殺				
1	小切手					4	手形				
2	振込										



丸栄石油株式会社

本社 岐阜市東興町4-8番地 ☎(058) 245-0201 (大代表)
 岡山支店 岡山県都窪郡早稲田町 ☎(086) 482-2638
 給油所 東興・長森・岐阜・西荘・美園
 岐阜バイパス・カ 各種車インター
 各務原北・LS岡 台・四日市栄女
 川辺・大毛・岡 配送センター
 グレサンパール丸

担当者



J 032921

領 収 証

収入印紙

石井浩二様

令和 02年 01月 06日

金額 ¥ 2 4 8 9

(内消費税額 226 円) (内軽油引取税額 円)

上記の通り領収しました ガソリン 15.5ℓ

0	現金					3	相殺				
1	小切手					4	手形				
2	振込										



丸栄石油株式会社

本社 岐阜市東興町4-8番地 ☎(058) 245-0201 (大代表)
 セルフ東興・ 岐阜バイパス・入舟・西荘・美園
 セルフ日野・カ 八幡国道・藤原・各務原北
 カーパドック長 ブリテール美濃加茂・栄女
 セルフウォッシュ 大毛・岐阜インター北
 配送センター 岐阜市 パーオーション岐阜東
 ビックカーズ入舟・パリュールレンタカー 岐阜東

担当者



別紙 (領収書添付用紙)

J 032922

領 収 証

収入印紙

石井 浩二 様

令和
平成

02年 01月 16日

金額

¥ 6 4 2 5

(内消費税額 584 円) (内軽油引取税額 円)

上記の通り領収しました ガソリン 40.01 L

0 現金								3 相殺					
1 小切手								4 手形					
2 振込													



丸栄石油株式会社

本社 岐阜市東山町8番地 電話 (058) 245-0201 (大代表)
給油所 セルフ東興・長瀬 岐阜市東山町8番地 電話 (058) 245-0201 (大代表)
セルフ日野・カーパーク長瀬 岐阜市東山町8番地 電話 (058) 245-0201 (大代表)
セルフウォッシュ 岐阜市東山町8番地 電話 (058) 245-0201 (大代表)
配送センター・クレサンパール丸栄・スーパーオークション岐阜東
ピッカーズ 入舟・パリュールレンタカー 岐阜東

担当者



J 046685

領 収 証

収入印紙

石井 浩二 様

令和
平成

02年 02月 01日

金額

¥ 5 7 9 6

(内消費税額 507 円) (内軽油引取税額 円)

上記の通り領収しました ガソリン 36.8 L

0 現金								3 相殺					
1 小切手								4 手形					
2 振込													



丸栄石油株式会社

本社 岐阜市東山町8番地 電話 (058) 245-0201 (大代表)
給油所 セルフ東興・長瀬 岐阜市東山町8番地 電話 (058) 245-0201 (大代表)
セルフ日野・カーパーク長瀬 岐阜市東山町8番地 電話 (058) 245-0201 (大代表)
セルフウォッシュ 岐阜市東山町8番地 電話 (058) 245-0201 (大代表)
配送センター・クレサンパール丸栄・スーパーオークション岐阜東
ピッカーズ 入舟・パリュールレンタカー 岐阜東

担当者



別紙 (領収書添付用紙)

J 046684

領 収 証

収入印紙

石井 浩二 様

平成

12年 02月 14日

金額

¥ 6 5 1 0

(内消費税額 592 円) (内軽油引取税額 円)

上記の通り領収しました

ガソリン 41.39ℓ

0 現金					3 相殺				
1 小切手					4 手形				
2 振込									



丸栄石油株式会社

本社 給油所

岐阜市 東山町 8-1 番地 ☎(058) 245-0201 (大代表)
 セルフ東興・長瀬 大井バイパス・入舟・西荘・美園
 セルフ日野・カー 八幡国道・蘇原・各務原北
 カーパドック長瀬 プリテール美濃加茂・采女
 セルフウォッシュ 大毛・岐南インター北
 配送センター・クレサンベール丸栄・スーパーオークション岐阜東
 ビックカーズ 入舟・パリュールレンタカー 岐阜東

担当者



J 046683

領 収 証

収入印紙

石井 浩二 様

令和

02年 02月 28日

金額

¥ 5 8 8 3

(内消費税額 535 円) (内軽油引取税額 円)

上記の通り領収しました

ガソリン 37.4ℓ

0 現金					3 相殺				
1 小切手					4 手形				
2 振込									



丸栄石油株式会社

本社 給油所

岐阜市 東山町 8-1 番地 ☎(058) 245-0201 (大代表)
 セルフ東興・長瀬 大井バイパス・入舟・西荘・美園
 セルフ日野・カー 八幡国道・蘇原・各務原北
 カーパドック長瀬 プリテール美濃加茂・采女
 セルフウォッシュ 大毛・岐南インター北
 配送センター・クレサンベール丸栄・スーパーオークション岐阜東
 ビックカーズ 入舟・パリュールレンタカー 岐阜東

担当者



別紙 (領収書添付用紙)

J 046680

領 収 証

石井 浩二 様

収入印紙

令和 平成 02 年 03 月 08 日

02005

金額 ¥ 4098

(内消費税額 円) (内軽油引取税額 円)

上記の通り領収しました ガソリン 29.48ℓ

0 現金	3 相殺
1 小切手	4 手形
2 振込	

丸栄石油株式会社

MARUEI 本社 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 (058) 245-0201 (大代表)

給油所 セルフ東興・セルフ日野・カーパドック長・セルフウォーク・配送センター・ピッカーズ

バイパス・入舟・西荘・美園
五・八幡国道・蘇原・各務原北
ブリテール美濃加茂・采女
大毛・岐南インター北
スーパーオークション岐阜東
パリュールレンタカー 岐阜東

担当者

J 046681

領 収 証

石井 浩二 様

収入印紙

令和 平成 02 年 03 月 14 日

02005

金額 ¥ 4920

(内消費税額 円) (内軽油引取税額 円)

上記の通り領収しました ガソリン 35.40ℓ

0 現金	3 相殺
1 小切手	4 手形
2 振込	

丸栄石油株式会社

MARUEI 本社 岐阜市 岐阜市 岐阜市 岐阜市 (058) 245-0201 (大代表)

給油所 セルフ東興・セルフ日野・カーパドック長・セルフウォーク・配送センター・ピッカーズ

バイパス・入舟・西荘・美園
五・八幡国道・蘇原・各務原北
ブリテール美濃加茂・采女
大毛・岐南インター北
スーパーオークション岐阜東
パリュールレンタカー 岐阜東

担当者

別紙 (領収書添付用紙)

J 046682

領 収 証

収入印紙

石井 浩二 様

02年 02月 25日

02005

金額 ¥ 3,128

(内消費税額) (内軽油引取税額) (円)

上記の通り領収しました ガソリン 23.0ℓ

0 現金					3 相殺				
1 小切手					4 手形				
2 振込									



丸栄石油株式会社

本社 岐阜市 058-245-0201 (大代表)
 給油所 セルフ東興・セルフ日野・セルフワイルド・セルフワイルド長瀬・セルフワイルド大毛・セルフワイルド岐南
 セルフ東興・セルフ日野・セルフワイルド・セルフワイルド長瀬・セルフワイルド大毛・セルフワイルド岐南
 カーパードック長瀬・セルフワイルド大毛・セルフワイルド岐南
 配送センター・クレサンベール丸栄・スーパーオークション岐阜東
 ビックカーズ入舟・パリュールレンタカー 岐阜東

担当者



別紙（領収書添付用紙）

領収証

No.

石井浩三 様 令和 1 年 5 月 7 日

金額											9640
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------

内 消費税等 但 印紙代
上記正に領収いたしました

現金	<input checked="" type="checkbox"/>	
小切手		

HISAGO #778

岐阜市鷹見町一番地
株式会社 **ワカヤマ**
代表取締役 若山雅彦
TEL 264-0141 FAX 262-0087



領収証

No.

石井浩三 様 令和 1 年 6 月 11 日

金額											92000
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------

内 消費税等 但 印紙代
上記正に領収いたしました

現金	<input checked="" type="checkbox"/>	
小切手		

HISAGO #778

岐阜市鷹見町一番地
株式会社 **ワカヤマ**
代表取締役 若山雅彦
TEL 264-0141 FAX 262-0087



別紙 (領収書添付用紙)

領収証

No.

石井 浩二 様 2019年 5月10日

金額									
				4	1	0	0	0	

内
消費税等

但 振込 米肉
上記正に領収いたしました

現金	✓		
小切手			

岐阜市鷹見町一番地
株式会社 **ワカヤマ**
代表取締役 若山 雅彦
TEL 264-0141 FAX 262-0087

HISAOO #778

領収証

No.

石井 浩二 様 19年 5月15日

金額									
				4	1	2	0		

内
消費税等

但 定規
上記正に領収いたしました

現金	✓		
小切手			

岐阜市鷹見町一番地
株式会社 **ワカヤマ**
代表取締役 若山 雅彦
TEL 264-0141 FAX 262-0087

HISAOO #778

別紙 (領収書添付用紙)

領収証
コーナン
岐阜店 ☎058-249-5720

石井 様

領 収 証

2019年09月16日(月)

¥ 5 4 4 -

上記正に領収しました(消費税 40円を含みます)
 コーナン商事株式会社
 〒593-8324堺市西区鳳東町6-637-1
 岐阜店 TEL058-249-5720 現口 掛口 クレ口 SR口
 ※保管上のお願い
 財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。
 お買上げ明細だけの返品、交換はお受けできません。

担当者 [REDACTED]
0010-5212-4975

お買上明細

2019年09月16日(月) No.0010
 No. [REDACTED]
 4902850123167JAN
 001410外マルアイ 透けない封筒 ¥504
 3コX単I68 ¥504
 小計 504
 外税 (対象) ¥40

領 収 証
コーナン
岐阜店 ☎058-249-5720

お買上げ商品の返品・交換は、
 必ずこの領収証をご持参のうえ
 2週間以内にお願いたします。
 (一部商品につきましては、除外
 させていただきます。)
 2019年08月18日(日) No.0010

実No [REDACTED]
 4902205497936JAN
 001425外ナカバヤシ普通紙 F A X
 小計 ¥938
 外税(タイヨウ 938) ¥75
 (税合計) ¥75)
 合計 ¥1,013
 お預り ¥1,013
 お釣り ¥0

～レシート表記のお知らせ～
 商品名の前に、セ)のついている
 商品はセルフメディケーション税
 制控除対象商品です。



No. 6138 1点買 16:10TM

別紙 (領収書添付用紙)

領収証

No.

石井浩二

様

1年12月9日

金額									
			4	1	0	2	0		

内 消費税等 但 符箋代 4102円
上記正に領収いたしました

現金	<input checked="" type="checkbox"/>		
小切手			

HISAGO #778

岐阜市鷹見町一番地
株式会社 **ワカヤマ**
代表取締役 若山雅彦
TEL 264-0141 FAX 262-0087



領収証

No.

石井浩二

様

令和1年12月27日

金額									
			4	1	6	0	0		

内 但 コピー用紙 A4 2500枚
 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

8%(税込・税抜)金額	消費税額等	/
10%(税込・税抜)金額	消費税額等	/
現金・カード・()		

HISAGO #778

岐阜市鷹見町一番地
株式会社 **ワカヤマ**
代表取締役 若山雅彦
TEL 264-0141 FAX 262-0087

登録番号



電気料金支払証明書

石井 浩二 様

ご使用場所
岐阜県 岐阜市 金竜町 4丁目
2
さくらビル 1F

お客さま番号						日程
410	5044	01	70	5	0	02

年月分	契約種別	容量 (kVA/台)	ご使用量 kWh	合計請求額 円	消費税等相当額 (再掲) 円	領収年月日	
令和1年5月	[REDACTED]	10	566	19,190	1,421	令和1年5月20日	
令和1年6月		10	51	2,811	208	令和1年6月17日	
令和1年7月		10	0	676	50	令和1年7月16日	
令和1年8月		10	2	1,471	108	令和1年8月16日	
令和1年9月		10	0	676	50	令和1年9月17日	
令和1年10月		10	1	1,432	106	令和1年10月15日	
令和1年11月		10	2	1,487	135	令和1年11月18日	
令和1年12月		10	0	688	62	令和1年12月16日	
令和2年1月		10	1	1,447	131	令和2年1月20日	
令和2年2月		10	0	688	62	令和2年2月17日	
令和2年3月		10	0	688	62	令和2年3月16日	
(以下余白)							
合 計				31,254 *	2,395		

毎度お引き立てをいただきありがとうございます。
上記の電気料金は領収済であることを証明いたします。
令和 2 年 3 月 24 日

岐阜市美江寺町2丁目5番地
中部電力株式会社 販売カンパニー
岐阜営業部 お客さま営業グループ

ご案内

*複数の消費税率を適用しております。

- 1 定額電灯または公衆街路灯のご契約の場合は、容量(台)欄へ合計台(灯)数を表示いたします。
- 2 月分・金額を訂正したもの、および証明印押印なきものは無効です。

〒500-8162
岐阜市高尾町1丁目3

石井 浩二 様

電話料金等 料金支払証明書

電話番号等 058-264-0356

年月分	支払金額	支払年月日	記 事
2019年 5月分	5,611円	2019年 5月31日	西日本ご利用分
2019年 6月分	■■■■円	2019年 7月 1日	西日本ご利用分
2019年 7月分	5,196円	2019年 7月31日	西日本ご利用分
2019年 8月分	5,320円	2019年 9月 2日	西日本ご利用分
2019年 9月分	5,233円	2019年 9月30日	西日本ご利用分
2019年10月分	5,285円	2019年10月31日	西日本ご利用分
2019年11月分	5,401円	2019年12月 2日	西日本ご利用分
2019年12月分	5,418円	2020年 1月 6日	西日本ご利用分
2020年 1月分	5,277円	2020年 1月31日	西日本ご利用分
2020年 2月分	5,170円	2020年 3月 2日	西日本ご利用分
2020年 3月分	5,293円	2020年 3月31日	西日本ご利用分
合計	■■■■円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

上記の料金は、収納済みであることを証明します。

2020年 4月23日

NTTファイナンス株式会

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

〒500-8162
岐阜市高尾町1丁目3

石井 浩二 様

電話料金等 料金支払証明書

電話番号等 090-XXXXXXXXXX

年月分	支払金額	支払年月日	記 事
2019年 5月分	19,383円	2019年 5月31日	ドコモご利用分
2019年 6月分	XXXXXXXXXX 円	2019年 7月 1日	おまとめ請求によるお支払
2019年 7月分	XXXXXXXXXX 円	2019年 7月31日	おまとめ請求によるお支払
2019年 8月分	18,737円	2019年 9月 2日	ドコモご利用分
2019年 9月分	16,400円	2019年 9月30日	ドコモご利用分
2019年10月分	16,227円	2019年10月31日	ドコモご利用分
2019年11月分	16,460円	2019年12月 2日	ドコモご利用分
2019年12月分	16,901円	2020年 1月 6日	ドコモご利用分
2020年 1月分	16,509円	2020年 1月31日	ドコモご利用分
2020年 2月分	16,896円	2020年 3月 2日	ドコモご利用分
2020年 3月分	16,509円	2020年 3月31日	ドコモご利用分
合計	XXXXXXXXXX 円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
 ※2 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

上記の料金は、収納済みであることを証明します。

2020年 4月24日

NTTファイナンス株式会XXXXXXXXXX

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

別紙（領収書添付用紙）

輪転機とFAX機のリース代金の合計 20,001 円が口座引落しになっているが添付資料の「リース契約確認書」と「支払予定表」より輪転機のリース代金は月額 10,389 円、FAX機のリース代金は 9,612 円であることが分かる。FAX機は令和 1 年 6 月よりリース開始のため 5 月は、輪転機のリース代金の 10,389 円となっている。

1- 5- 7	口座振替	*10,389	リコ-リース (カ)
1- 6- 4	口座振替	*20,001	リコ-リース (カ)
1- 7-22	口座振替	*20,001	リコ-リース (カ)
1- 8- 5	口座振替	*20,001	リコ-リース (カ)
1- 9- 4	口座振替	*20,001	リコ-リース (カ)
1-10- 4	口座振替	*20,001	リコ-リース (カ)
1-11- 5	口座振替	*20,001	リコ-リース (カ)
1-12- 4	口座振替	*20,001	リコ-リース (カ)
2- 1- 6	口座振替	*20,001	リコ-リース (カ)
2- 2- 4	口座振替	*20,001	リコ-リース (カ)
2- 3- 4	口座振替	*20,001	リコ-リース (カ)

ト-08

リース契約確認書

お客様が契約された会社「貸主」

リコーリース株式会社

〒 135-8518 東京都江東区東雲1丁目7番12号

契約年月日	2019年 5月 14日
借受年月日	2019年 5月 14日
契約番号	██████████-000

- ・お客様からお申込みをいただいたリース契約は、左記「契約年月日」欄記載の日付で成立しましたので、ご通知申し上げます。
- ・成立したリース契約の概要は本書面記載のとおりとなりますので、ご確認ください。
- ・万一、お申込み内容と本書面の内容に相違がある場合は、本書面受領後、直ちに当社までご連絡ください。
- ・本書面は「リース契約申込書（◆お客様控え◆）」と一緒に大切に保管してください。

リースは中途解約できません。

(敬称略)

ご契約者（借主）	〒 500-8114
所在地	岐阜県岐阜市金竜町4丁目2
契約者TEL	058-264-0356
契約者名	石井浩二
代表者名	石井 浩二
ご自宅	〒 500-8162
	岐阜県岐阜市高尾町1丁目3番地
自宅TEL	058-267-5388

リース条件欄	
月額リース料（税抜）	8,900円
消費税等	712円
リース月数	60ヶ月
総額リース料（税抜）	534,000円
消費税等	42,720円
前払回数	回 最終支払分より遡って充当
リース開始日	2019年 6月 1日
リース終了日	2024年 5月 31日
支払方法	自動振替
支払日	4日
振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります	
消費税等	円未満切捨
消費税法等所定の税率により算出された消費税等額となります	
再リース料（年額）	10,680円（税抜）

再リースをご希望された場合、上記金額に別途消費税等が加算された額を再リース開始時に一括にてお支払いいただきます。

リース物件の表示	
1	物件名 RICOH MP 1601 SPF 製造番号等 619240 月額（税抜） 8,900円 台数 1台 設置場所 石井浩二
2	物件名 製造番号等 月額（税抜） 円 台数 台
3	物件名 製造番号等 月額（税抜） 円 台数 台
合計	1物件 1台
〈特約条項〉	

当社 本契約担当の支社・営業所

〒 451-6008
名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー 8F
リコーリース株式会社
中部支社 営業一課 岐阜グループ
TEL 050-3819-5216

個人信用情報の照会・利用および登録について

当社が加盟する個人信用情報機関：株式会社シー・アイ・シー

登録する情報、登録期間、株式会社シー・アイ・シーの問い合わせ先等につきましては、別にお渡しする「個人情報取扱に関する同意条項」をご参照ください。

万一機械の故障、事故発生の場合は、売主又は保守会社までご連絡下さい。

〒 500-8113
岐阜県岐阜市金竜町4丁目24
(株)丸晶ブリオル
TEL 058-245-4401

【差入れ式リース契約約款】

借主は、借主指定の表記の芯字及び「又は」は使用権設定者(以下総称して「売主」という)から納品される借主指定の表記のハードウェア(以下「ハード」という)及び「又は」はプログラムソフト(以下「ソフト」といい、「ハード」ソフトを総称して「物件」という)について、表記及び以下の条項(以下「貸主との間に営業のために(事業・職務の用に供するためにの意味を含む)若しくは営業として」)を締結し、

第1条 (契約の成立)

この契約は、貸主が所定の手続きにより承諾し、表記契約日欄に契約日を記入したとき、その契約日をもって成立し、借主はこの契約の成立日より物件を借受(以下「

第2条 (期間)

①リース期間は表記のリース開始日から表記の月数後の応当日の前日(リース期間満了日)までとし、契約期間はこの契約の成立日よりリース期間満了日までとします。尚、借主はこの契約の成立日より物件を使用できず

②この契約は、借主の都合により解除することはいけません。

第3条 (リース料)

①借主は、貸主に対しリース料を表記のとおり支払います。

②借主は、理由のいかんを問わず物件の不使用又は使用不能期間についてリース料の支払いを免れません。

第4条 (前払リース料)

①借主は、貸主に対しこの契約の債務履行を担保するため表記の前払リース料を支払います。

②前払リース料は無利息とし、最終支払分のリース料より順次減って自動的に充当されるものとします。但し、借主がこの契約に違反する行為があったときは、貸主は前払リース料をもって借主に対する債権(この契約以外の契約に基づく債権を含む)の全部又は一部に充当することができます。

第5条 (物件の検査)

①借主は、売主から納品された物件について、直ちに借主の負担で検査を行い、瑕疵のない物件であることを確認し、この契約が成立したときは、その状態で貸主から借主への引渡しを完了します。

②物件の規格、仕様、機能、品質、性能、数量その他に記された瑕疵があった場合並びに物件の選択、決定に際して借主に瑕疵があった場合においても、借主は一切の責任を負いません。

③前項の場合、借主は売主に対して直接損害賠償請求等を行い、売主との間で解決します。又、借主が貸主に対し書面で請求し貸主が譲渡可能であると認めて承諾するときは、貸主の売主に対する取壊担保請求権(但し、貸主が売主との間の物件に係る売買契約等の解除権の行使を除きます)を借主に譲渡する手続きをとるなどにより、貸主は、借主の売主への直接請求に協力します。

④借主は、前項に基づいて売主に対し権利を行使する場合においても、リース料の支払いその他この契約に基づく債務を免れません。

第6条 (物件の使用・保管)

①借主は、ソフトを表記の電子計算機及びその関連機器(以下「指定電子計算機」という)においてのみ使用できます。

②借主は、通常の業務のために物件を本来の用途及び諸法令の定めに従って善良な管理者の注意をもって使用、保管、物件を常時正常な状態に維持するための保守、整備、修繕を行い、その費用一切を負担します。尚、物件が毀損したときは、借主の負担で修理を行います。

③指定電子計算機において保守サービス、故障、装置その他の変更作業のためのソフトを使用できない場合、一時的にソフトを他の電子計算機及びその関連機器で使用することができます。

④借主は、貸主からハードに借主の所有権を明示する標識を貼付するよう指示があったときは、それを貼付します。

第7条 (費用負担等)

①借主は、この契約の締結に関する費用及び振込手数料等この契約に基づく借主の債務履行に関する一切の費用を負担します。

②借主は、固定資産税を納付します。但し、契約期間中に固定資産税額が増額された場合には、借主は増額分を貸主の請求に従い貸主に支払います。

③消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)は借主の負担とします。借主は、リース料に課される消費税等を各回リース料(前払リース料を含む)に付加して貸主に支払います。

④借主は、固定資産税及び消費税等以外に物件の取得、物件に関する権利の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され又は課されることのある諸税相当額を名義人のいかににかかわらず負担します。

⑤借主は、前項記載の諸税を貸主に納めることとなったときは、納付の前後を問わず貸主の請求に従い貸主に支払います。

⑥借主は、貸主がこの契約による権利を守り若しくは回復するため又は第三者より異議苦情の申立を受けたことにより必要な措置をとったときは、これらの解決に要した費用及び弁護士費用等一切の費用を負担します。

第8条 (物件の原状変更)

借主は、物件を他に譲渡若しくは担保を設定し、その設置場所を変更し又は原状を変更するなど貸主の権利を侵害するような行為を一切しません。尚、第三者から物件につき法律上又は事実上の侵害行為がなされたときは、直ちにその旨を貸主に通知し、且つ自ら回復行為の排除にあたるほか、貸主が排除のための措置をとった場合も含めてこれに要した一切の費用を負担します。

第9条 (ソフトの複製等の禁止)

借主は、貸主及び売主の書面による承諾を得なければソフトの全部又は一部を複製できません。又、借主は、ソフトを第三者に譲渡したり若しくはその再使用権を設定したり又は複製することにより、第三者に使用させることができません。

第10条 (機密の保持)

借主は、ソフトの内容について第三者に公表又は漏洩しません。

第11条 (第三者に対する責任)

①物件自体又は物件の設置、保管、使用に伴い第三者に与えた損害は、その原因のいかんを問わず、借主が賠償します。借主及び借主の従業員等が損害を受けたときも同様とします。

②貸主又は借主が物件について第三者から著作権、特許権その他知的財産権の侵害を理由に訴訟の提起を受け又は第三者との間に紛争を生じたときは、借主は、売主をして売主の費用で解決させるものとし、貸主はこれに協力します。

第12条 (物件の滅失・毀損)

契約期間中、物件が滅失、毀損して修理不能となったとき又は腐蝕に陥ったときは、借主は貸主に対し書面でその旨を通知し、その原因のいかんを問わず、損害賠償として直ちにリース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額を貸主に支払うものとし、その支払いがなされたとき、この契約は終了します。

第13条 (損害保険)

①借主は、物件について契約期間中(但し、再リース期間を除く)、動産総合保険を付保します。但し、ソフトについては付保しません。尚、地震・噴火・津波等の天災、借主の故意又は重過失その他保険約款免責規定による事故の場合には保険金は支払われずとし、

②保険事故が発生したとき、借主は直ちに貸主に通知し、且つ保険金受領に必要な一切の書類を貸主に提出します。

③前条の物件の滅失・毀損のうち、動産総合保険によって貸主が保険金を受領できたとき、借主は保険金指当額の限度で前条の損害賠償金の負担を免除されます。

④借主は、保険金受領後の損害賠償金の不足額について直ちに貸主に支払います。

第14条 (通知・報告事項)

①借主及び連帯保証人は、住所、氏名、商号、名称、代表者名、電話番号その他予め届出た事項に変更があったときは、直ちに貸主に書面で届出するものとします。

②届出をした住所、氏名、商号、名称、代表者名、電話番号その他に宛てて貸主が通知又は送付等をした場合、差支又は到達しなかったときは、発信後3日をもって到達したものとみなすことを借主及び連帯保証人は予め承諾します。

第15条 (期限の利益の喪失)

この契約の成立日以後、借主又は連帯保証人が次の各号の一つにでも該当したときは、貸主はこれを通知、催告を要しないでも当然に借主はリース料の支払いについて期限の利益を失い、リース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額及び未払いの消費税等全額を貸主に直ちに弁済するものとします。又、借主は貸主から要求があったときは、この契約が解除前であっても、第23条の規定に従い物件を直ちに貸主に引渡します。

①リース料その他この契約に基づく金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき、

②支払不能・債務整理・営業又は事業廃止の表明、営業所又は事業所閉鎖の告知、弁護士への債務整理の委任など支払いを停止したとき又は小切手若しくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき、

③仮差押、仮処分、差押、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分を受け又は民事再生、会社更生、破産、特別清算など及倒産の関与する手続きの申立があったとき、

④個人(自然人)の場合、死亡したとき又は後見・保佐・補助開始の審判の申立があったとき若しくは任意後見監督人を選任されたとき、

⑤営業・事業の廃止、解散の決議をし又は官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき

⑥営業・事業の全部又は重要な一部を他に譲渡しようとするとき、

⑦所在地が不明となったとき、

⑧物件について必要な保存・保管行為をしないとき、

⑨経営が相当悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

⑩この契約以外の貸主に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき、

⑪貸主以外の債権者に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき、

⑫この契約の条項又は貸主との間のその他の契約の条項の一つにでも違反し、貸主から1期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、前記期間内に借主がこれに応じないとき。

第16条 (契約解除)

①この契約の成立日以後、借主又は連帯保証人が前条の各号の一つにでも該当したとき又は第25条に違反したとき若しくは第26条に反し、申込みが判明したときは、貸主は催告を要せずこの契約を解除することができます。

②前項により貸主がこの契約を解除したときは、借主は第23条の規定に基づき物件を貸主に返還するとともに、損害賠償としてリース料総額から支払済みリース料を差し引いた残額相当額及び未払いの消費税等全額を直ちに貸主に支払います。

第17条 (遅延損害金)

借主は、リース料その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき又は貸主が借主のために費用を支払った場合の立替金償還を怠ったときは、支払うべき金額に対して支払期日又は弁済日の翌日からその完済に至るまで、年14.6% (十年を前提とする日割計算)の割合による遅延損害金を貸主に支払います。

第18条 (催告費用等の負担)

借主は、貸主が金融機関へ再度口座振替を依頼したときは再振替費用として振替手数料1回につき200円(消費税等別途加算)を、又、この契約条件の変更を貸主に依頼したときは貸主が定める手数料等を貸主に支払います。

第19条 (再リース)

リース期間の満了2ヵ月前までに借主が貸主に対して再リースしない旨の通知をした場合を除いて、この契約は、リース期間満了後、再リース料は表記の金額を再リース開始時一括支払い、再リース期間は1年間、動産総合保険は非有償、その他はこの契約と同条件をもって自動的に更新され、以降も同様とします。但し、貸主がリース期間満了前に更新を拒否した場合又はソフトにかかる使用権設定者の承諾が得られない場合は、この契約は終了します。

第20条 (相殺の禁止)

借主は、この契約に基づく全ての金銭の支払債務を貸主又は貸主の承継人に対する債権と相殺することはできません。

第21条 (権利の移転等)

①借主は、貸主がこの契約上の権利を金融機関その他の第三者に譲渡し又は担保に供することを予め承諾します。

②貸主は、ハードの所有権及びソフトの使用権をこの契約に基づく貸主の地位とすると第三者に担保に入れた又は譲渡することのできるものとし、借主は予め承諾します。

第22条 (営業状況等の報告)

借主及び連帯保証人は、貸主から要求があったときは、直ちに、経営、財産、営業・事業の状況及び物件の設置・保管の状況を説明し、且つ毎決算期の計算書類その他貸主の指定する関係書類を貸主に提出します。

第23条 (物件の返還・清算)

①借主は、この契約が満了、解除により終了したときは、借主の費用で物件を原状に回復した上で(リース期間中の自然損耗を除く。以下同じ)貸主の指定する日までに貸主の指定する場所に借主の費用で持参し、貸主に返還します。この場合、借主は物件使用により物件に付加したコンピュータ、データ等の情報と借主の費用と責任と返還時に全て請求します。万一、当該情報の全部又は一部が消滅したとき物件返還後に第三者に漏洩した場合には、借主は一切の責任を負いません。又、貸主が物件の返還を受け物件を廃棄したときは、借主は物件廃棄に要した費用を負担します。尚、借主が物件の原状回復をしない場合又は物件を高額をしない場合は、借主は物件を原状回復し、又は物件を引揚げることができるとし、借主はこれに要した費用を負担します。

②物件の返還が遅れた場合は、借主はその遅延日数に応じて表記のリース料相当額を損害金として貸主に支払います。又、物件の返還が不能のときは、借主はその原因を問わず、これに対する損害賠償として直ちに貸主が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額（以下「見込残存価額」という）相当額を貸主に支払います。

③第16条によりハードが返還され同条の支払い義務を完了した場合には、その金額を限度として貸主の選択により物件を相当の基準に従って貸主が評価した金額又は相当の基準に従って処分した金額から、その評価又は処分に必要な一切の費用及び見込残存価額を差し引いた金額を借主に返還します。借主は貸主が算定する物件の評価額、見込残存価額に対して何ら異議を申立てません。

第24条(弁済の充当)

この契約に基づく借主の弁済について、貸主は適当と認める順序及び方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べません。

第25条(反社会的勢力との関係排除等)

①借主及び連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当しないことを表明し、将来にわたって該当しないことを誓約します。

②自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しないこと、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という）であること、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあること。

③反社会的勢力が自己の事業活動を支配し又は実質的に関与していること。

④この契約の履行が反社会的勢力の活動を助長するものであり又はそのおそれがあること。

⑤借主及び連帯保証人は、反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供、若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持ってはならないものとします。

第26条(連帯保証人)

①連帯保証人は、この契約（再リースを含む）に基づき借主が貸主に対して負担する一切の債務を保証し、借主と連帯して債務を履行します。

②連帯保証人は、貸主がその都合により担保又は他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

③連帯保証人は、貸主の書面による同意がない限り代位による権利を行使できません。

第27条(情報の利用・提供の同意等)

①借主及び連帯保証人は、この書面に記載された客観的事実、並びに貸主が保有する借主及び連帯保証人の取引に関する情報（但し、信用情報機関の情報、月々の支払状況、残債額を除く）を貸主が認める提携会社に相互の業務上必要な範囲で提供し、利用することに同意するものとします。

②借主は、貸主が借主に対し、貸付契約その他契約に係る勧誘を行うことについて、予め承諾し、借主から貸主に対し勧誘中止の意思表示があったときは、貸主は借主に対する勧誘を行いません。

第28条(特約条項)

表記の特約条項は、この契約と一体となりこれを補充し又は修正します。尚、同欄に記載無きものは効力を有しないものとします。

第29条(合意管轄)

この契約についての全ての争争は、訴訟のいかなにかかわらず借主の本社又は支社若しくは営業所の所在地の地方裁判所又は簡易裁判所のみを管轄裁判所とすることに借主、借主及び連帯保証人ともに合意します。

以上

【個人情報取扱に関する同意条項】

この条項は、個人の申込者および連帯保証人（以下総称して「お客様」という）に適用されます。

第1条(個人情報の取得・保有・利用)

①お客様は、本契約（本申込を含む。以下「本契約」という）を申込み（リース株式会社（以下「当社」という）との取引の信用判断および引後の管理（本契約が不成立の場合も含む）のため、以下の情報（以下総称して「個人情報」という）を当社および当社の関連会社が保護措置を講じたうえで取得・利用することに同意します。

1.お客様の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況

2.本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、貸付額、支払回数

3.本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況

4.本契約に関するお客様の支払能力を調査するためまたは支払途中における支払能力を調査するため、お客様が申告したお客様の資産、負債、収入および支出ならびに当社が取得したリース・クレジット等利用履歴、返済状況

5.犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき本人確認を行うための情報

6.権利義務の移転等の必要上または本人特定のために取得したお客様の住民票（写し）本、運転免許証等の機関が発行する書類から得た情報

②お客様は、本契約に係る物件の管理のため、および他の商品・サービスの情報の提供・提案のため、当社および当社の関連会社が本契約の物件の定作・製造者に、本条前項第1号および第2号の個人情報を保護措置を講じたうえで提供することに同意します。

③本条前項の個人情報の提供期間は、当該個人情報の取得日から原則として本契約の契約期間終了日の5年後までとします。

第2条(個人情報の利用)

①お客様は、当社が保護措置を講じたうえで、リース、割賦販売、金銭の貸付、その他金融サービスに関連する当社および当社の関連会社の事業において、以下の目的のために第1条第1項第1号および第2号の個人情報を利用することに同意します。

1.商品・サービスに関する情報の提供および提案

2.商品・サービスの提供

3.代金の請求・回収

4.商品・サービスの企画および利用に関する調査、アンケート依頼およびその後の連絡

5.統計資料の作成

6.商品・サービスに関する宣伝・印刷物の送付等の営業案内

7.商品・サービスに関する市場調査・商品開発

②お客様は、当社が保護措置を講じたうえでリーコーグループが、前項各号の目的のために、第1条第1項第1号および第2号の個人情報を共同して利用することに同意します。

※当社の具体的な事業内容、当社の関連会社およびリーコーグループの名称については、ホームページ（http://www.r-l.co.jp）に掲載しております。

第3条(個人情報情報機関への登録・利用)

①お客様は、当社が当社の加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の取得および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、お客様およびお客様の配偶者の個人情報登録されている場合には、お客様の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。

②お客様の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実（本契約が不成立の場合も含む）が、当社の加盟する個人情報情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人情報情報機関および当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、お客様の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

<p>「当社が加盟する個人情報情報機関の名称、住所、お問合せ電話番号等」</p> <p>名称：株式会社シー・アイ・シー（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>住所：〒110-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿フーズ・ストウエストビル</p> <p>電話番号：0120-810-111</p> <p>ホームページアドレス：http://www.ric.co.jp</p> <p>※シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関です。</p> <p>同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。</p>	
<p>「株式会社シー・アイ・シーが提携する個人情報情報機関」</p> <p>名称：全国銀行個人信用情報センター</p> <p>住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1</p> <p>電話番号：03-3211-7020</p> <p>ホームページアドレス：http://www.zenginkyo.or.jp/paic/index.html</p> <p>※主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関</p>	<p>名称：株式会社日本信用情報機構</p> <p>（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>住所：〒101-0642 東京都千代田区神田東松下町4-1</p> <p>電話番号：0120-441-481</p> <p>ホームページアドレス：http://www.jicc.co.jp</p> <p>※主に貸金業者を会員とする個人情報情報機関</p>
<p>本契約に係る申込をした事実</p> <p>本契約に係る客観的な取引事実</p> <p>債務の支払を延滞した事実</p>	<p>当社が個人情報情報機関に照会した日から6ヶ月間</p> <p>契約期間中及び契約終了後5年以内</p> <p>契約期間中及び契約終了後5年間</p>

※当社が上記の加盟個人情報情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報です。

第4条(本同意条項に不同意の場合)

お客様は、お客様が本契約の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、第2条に同意しないことを理由に本契約をお断りすることはありません。

第5条(利用・提供中止の申出)

お客様は、第2条による同意を得た範囲内で、当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、お客様から中止の申出があった場合は、それ以降当社での利用、共同利用者への提供を中止する措置をとりま。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

①お客様は、当社および当社が加盟する個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示を求める場合の問合せ窓口は第7条記載のとおりです。

②万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社迅速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正または削除に応じます。

第7条(問合せ窓口)

お客様の個人情報の開示・訂正・削除のお問合せや、利用・提供中止の申出等に関しては、以下のとおりご連絡ください。

1.当社に開示を求める場合、下記担当者にご連絡ください。開示請求手続きの付添い、受付方法、必要書類、手数料等の詳細についてお尋ねします。なお、個人情報情報機関に収録されている個人情報や当社が開示することはできないため、当該個人情報の開示は個人情報情報機関へ直接お問合せください。

担当窓口：リーコーリース株式会社(CSP推進室)

住所：〒115-8518 東京都江東区東雲1-7-12 KIX豊洲グランドタワー

電話番号：03-6204-0603

2.当社が加盟する個人情報情報機関に開示を求める場合、第3条第2項記載の個人情報情報機関にご連絡ください。

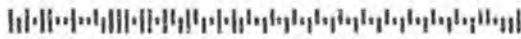
以上

5008114

作成日 2019年 5月 16日

岐阜県岐阜市金竜町4丁目
2

石井浩二 御中



*** 623 ██████████ -000
0024156 R030051500-000
103 0000349#0000902 0000001
0000906 A IBA016

〈お問合わせ先〉
リコーリース株式会社
〒451-6008
名古屋市西区牛島町6-1
名古屋ルーセントタワー 8F
中部支社 営業一課
岐阜グループ
TEL 050-3819-5216

お支払予定表

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。この度はリコーリースをご利用いただき厚くお礼申し上げます。さて、今回のご契約内容とお支払予定につきましてご案内の通りとなっております。つきましては、ご契約内容をご照会の上、万一ご不明の点、行き違い等ありましたら担当課所に大変ご一報願います。今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

(1/2頁)

契約番号	██████████-000
契約者名	石井浩二
契約種類	リース
物件名	RICOH MP 1601 SPF
契約日	2019年 5月 14日
借受日	2019年 5月 14日
リース期間	2019年 6月 1日 ~ 2024年 5月 31日

お支払日	4日
お支払方法	自動振替
支 金融機関名	██████████ 銀行
払 支店名	██████████ 支店
口座 口座種類	普通
座 口座番号	██████████ ***

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。

【総額リース料(税込)】 576,720円 (内消費税 42,720円)

振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります。お客様の通帳には、郵便局は「リコーリース」、それ以外の金融機関では「リコーリース(カ)」と記載されます。尚、一部の金融機関では「DF.リコーリース」と記載される場合もあります。

尚、貴社からの弁済については、当社が適当と認める順序及び方法により充当出来るものとします。

コメント欄:

(金額単位:円)

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計(税込)	お支払金額合計(税込)	お支払残高(税込)
1	2019.6.4	8900	712	9612	9612	567108
2	2019.7.4	8900	712	9612	9612	557496
3	2019.8.4	8900	712	9612	9612	547884
4	2019.9.4	8900	712	9612	9612	538272
5	2019.10.4	8900	712	9612	9612	528660
6	2019.11.4	8900	712	9612	9612	519048
7	2019.12.4	8900	712	9612	9612	509436
8	2020.1.4	8900	712	9612	9612	499824
9	2020.2.4	8900	712	9612	9612	490212
10	2020.3.4	8900	712	9612	9612	480600
11	2020.4.4	8900	712	9612	9612	470988
12	2020.5.4	8900	712	9612	9612	461376
13	2020.6.4	8900	712	9612	9612	451764
14	2020.7.4	8900	712	9612	9612	442152
15	2020.8.4	8900	712	9612	9612	432540
16	2020.9.4	8900	712	9612	9612	422928
17	2020.10.4	8900	712	9612	9612	413316
18	2020.11.4	8900	712	9612	9612	403704
19	2020.12.4	8900	712	9612	9612	394092
20	2021.1.4	8900	712	9612	9612	384480
21	2021.2.4	8900	712	9612	9612	374868
22	2021.3.4	8900	712	9612	9612	365256
23	2021.4.4	8900	712	9612	9612	355644
24	2021.5.4	8900	712	9612	9612	346032

作成日 2019年 5月 16日

(2/2頁)

契約番号	██████████-000
契約者名	石井浩二
契約種類	リース

〈お問合わせ先〉

リコーリース株式会社

中部支社 営業一課

岐阜グループ

TEL 050 3819 5216

金額単位:円

回数	お支払年月日	お支払金額	消費税等	合計(税込)	お支払金額合計(税込)	お支払後残高(税込)
25	2021: 6 4	8900	712	9612	9612	336420
26	2021: 7 4	8900	712	9612	9612	326808
27	2021: 8 4	8900	712	9612	9612	317196
28	2021: 9 4	8900	712	9612	9612	307584
29	2021:10 4	8900	712	9612	9612	297972
30	2021:11 4	8900	712	9612	9612	288360
31	2021:12 4	8900	712	9612	9612	278748
32	2022: 1 4	8900	712	9612	9612	269136
33	2022: 2 4	8900	712	9612	9612	259524
34	2022: 3 4	8900	712	9612	9612	249912
35	2022: 4 4	8900	712	9612	9612	240300
36	2022: 5 4	8900	712	9612	9612	230688
37	2022: 6 4	8900	712	9612	9612	221076
38	2022: 7 4	8900	712	9612	9612	211464
39	2022: 8 4	8900	712	9612	9612	201852
40	2022: 9 4	8900	712	9612	9612	192240
41	2022:10 4	8900	712	9612	9612	182628
42	2022:11 4	8900	712	9612	9612	173016
43	2022:12 4	8900	712	9612	9612	163404
44	2023: 1 4	8900	712	9612	9612	153792
45	2023: 2 4	8900	712	9612	9612	144180
46	2023: 3 4	8900	712	9612	9612	134568
47	2023: 4 4	8900	712	9612	9612	124956
48	2023: 5 4	8900	712	9612	9612	115344
49	2023: 6 4	8900	712	9612	9612	105732
50	2023: 7 4	8900	712	9612	9612	96120
51	2023: 8 4	8900	712	9612	9612	86508
52	2023: 9 4	8900	712	9612	9612	76896
53	2023:10 4	8900	712	9612	9612	67284
54	2023:11 4	8900	712	9612	9612	57672
55	2023:12 4	8900	712	9612	9612	48060
56	2024: 1 4	8900	712	9612	9612	38448
57	2024: 2 4	8900	712	9612	9612	28836
58	2024: 3 4	8900	712	9612	9612	19224
59	2024: 4 4	8900	712	9612	9612	9612
60	2024: 5 4	8900	712	9612	9612	0

別紙 (領収書添付用紙)

領 収 証		No. _____
石井 浩二 様		2 年 3 月 6 日
★ ¥ 25,245		
但		ワイヤレスキーボード 1本
上記正に領収いたしました		
内 訳	_____	岐阜市金園町4丁目24番地
税抜金額	_____	株式会社 孔品フリオル
消費税額等(%)	_____	代表取締役 樋田 誠
コクヨ ウケ-78		

別紙 (領収書添付用紙)

石井浩二様

2019年05月15日 (水)

領 収 証

¥2,980-



但し、代として(消費税等 220円を含みます)
 (株) ドン・キホーテ
 本社 東京都目黒区青葉台2-19-10
 柳ヶ瀬店 TEL 058-267-6811
 「E」印はセルフメディケーション税制対象
 ※保管上のお願
 財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。 0005-0941-3220

* 領収証訂正印月系田 *
 2019年05月15日(水)13:33 印0005
 費No****
 4960999904498JAN
 キヤノンインク
 2コX単1380
 小計 ¥2,760
 (外税) ¥2,760
 外税 ¥220
 (税合計) ¥2,980
 合計 ¥2,980
 お買上点数 2点
 印No00272

領収証

No.

石井浩二様 2019年 5月 11日

金額	4,080
----	-------

但 紙コップ 350XL + 350XL + 紙コップ
 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

内 8%(税込・税抜)金額 消費税額等

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

現金・カード・()

WAKAYAMA #778

岐阜市鷹見町一番地
 株式会社 **ワカヤマ**
 代表取締役 若山 雅彦
 TEL 264-0141 FAX 262-0087

登録番号

別紙 (領収書添付用紙)



石井 浩二 様

柳ヶ瀬店 TEL058-267-6811
営業時間 9:00~翌3:00
お客様センター 20:00~翌5:00
TEL:0120-445-649
2020年02月22日(土)16:16 レシ0002

責No****
496099990488/JAN
キャノンインク ¥1,250
4960999904535/JAN
キャノンインク ¥1,250
小計 ¥2,500
(外税10タイショウ ¥2,500)
外税10 ¥250
(税合計 ¥250)
合計 ¥2,750
現計 ¥2,750
お釣り ¥0
(消費税等 ¥250)

お買上点数 2点
「*」印は軽減税率(8%)適用商品
「セ」印はセルフメイケーション税制対象
☆☆☆☆アルバイト大募集☆☆☆☆
幅広い世代がドンキで活躍中!
働く曜日や時間帯はご相談ください

お客様No: [REDACTED]



レシートNo1361

店No00272